

令和元年

# 第6回定例会会議録

令和元年9月6日

）

令和元年9月24日

田上町議会

## 目 次

○田上町告示第8号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

### 会期第1日 [第1号] (9月6日 (金))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	10
○日程第 4 同意第 3号 田上町教育委員会委員の任命について	19
○日程第 5 議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について	21
○日程第 6 議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	21
○日程第 7 議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	21
○日程第 8 議案第51号 田上終末処理場水処理施設(電気設備)改築更新工事請負契約について	22
○日程第 9 議案第52号 田上終末処理場水処理施設(機械設備)改築更新工事請負契約について	22
○日程第10 議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について	23
○日程第11 議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算	

		(第1号) 議定について .....	23
○日程第12	議案第55号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定について .....	23
○日程第13	認定第1号	平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第14	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第15	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第16	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第17	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第18	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第19	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	25
○日程第20	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について .....	25
○日程第21	報告第8号	専決処分(田上町中学校空調設備設置工事変更請負契約)の報告について .....	30
○日程第22	一般質問 .....		31
	5番 小嶋謙一君 .....		31
	8番 椿一春君 .....		39
	1番 小野澤健一君 .....		44
	3番 藤田直一君 .....		52
○散会 .....			60
○議事日程第1号 .....			61

会期第4日 [第2号] (9月9日(月))

○招集年月日、招集場所 .....	63
○出席議員 .....	63
○欠席議員 .....	63

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	63
○本会議に職務のため出席した者の氏名	63
○開 議	64
○日程第 1 一般質問	64
4番 渡 邊 勝 衛 君	64
7番 今 井 幸 代 君	73
13番 高 橋 秀 昌 君	84
6番 中 野 和 美 君	96
11番 池 井 豊 君	102
○散 会	110
○議事日程第2号	111

会期第19日 [第3号] (9月24日 (火))

○招集年月日、招集場所	113
○出席議員	113
○欠席議員	113
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	113
○本会議に職務のため出席した者の氏名	113
○開 議	114
○日程第 1 議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について	114
○日程第 2 議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	114
○日程第 3 議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	114
○日程第 4 議案第51号 田上終末処理場水処理施設(電気設備)改築更新工事請負契約について	116
○日程第 5 議案第52号 田上終末処理場水処理施設(機械設備)改築更新工事請負契約について	117
○日程第 6 議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について	118
○日程第 7 議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算	

		(第1号) 議定について .....	1 1 8
○日程第 8	議案第 5 5 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第1号) 議定について .....	1 1 8
○日程第 9	認定第 1 号	平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 1
○日程第 1 0	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 1
○日程第 1 1	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 1
○日程第 1 2	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 1
○日程第 1 3	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 1
○日程第 1 4	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 2
○日程第 1 5	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 2 2
○日程第 1 6	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について .....	1 2 2
○日程第 1 7	請願第 3 号	県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願について .....	1 2 5
○日程第 1 8	請願第 4 号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について .....	1 2 5
○日程第 1 9	請願第 5 号	下吉田2区地内の町道認定についての請願について .....	1 2 5
○日程の追加	.....	.....	1 2 8
○追加日程第 1	発委第 2 号	県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意見書について .....	1 2 8
○追加日程第 2	発委第 3 号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について .....	1 2 9

○日程第20	議員派遣の件について	132
○日程第21	閉会中の継続調査について	133
○閉	会	133
○議事日程第3号		135

田上町告示第8号

令和元年 第6回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月29日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和元年9月6日
2. 場 所 田上町議会議場

令和元年 第6回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 6 (金)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会 (開議)</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・人事案件上程 (提案説明・質疑・採択)</li> <li>・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託)</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
		本会議終了後	委 員 会 広報常任委員会
9. 7 (土)			(休 会)
9. 8 (日)			(休 会)
9. 9 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
9. 1 0 (火)			議案調査
9. 1 1 (水)			議案調査
9. 1 2 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 3 (金)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 1 4 (土)			(休 会)
9. 1 5 (日)			(休 会)
9. 1 6 (月)			(休 会)
9. 1 7 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 8 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 1 9 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 2 0 (金)			議案調査
9. 2 1 (土)			(休 会)
9. 2 2 (日)			(休 会)
9. 2 3 (月)			(休 会)



9.24(火)	午後 1:30	本会議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会
---------	---------	-----	--

応招議員（13名）

1番	小野澤	健	一	君
2番	品田	政	敏	君
3番	藤田	直	一	君
4番	渡邊	勝	衛	君
5番	小嶋	謙	一	君
6番	中野	和	美	君
7番	今井	幸	代	君
8番	椿	一	春	君
9番	熊倉	正	治	君
10番	松原	良	彦	君
11番	池井		豊	君
12番	関根	一	義	君
13番	高橋	秀	昌	君

令和元年第6回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
同意第3号	田上町教育委員会委員の任命について
議案第48号	田上町印鑑条例の一部改正について
議案第49号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
議案第50号	田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第51号	田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について
議案第52号	田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約について
議案第53号	令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
議案第54号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第55号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について
報告第8号	専決処分（田上町中学校空調設備設置工事変更請負契約）の報告について

# 第 1 号

( 9 月 6 日 )

令和元年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第1号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和元年9月6日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君  |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                 |        |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 産業振興課長          | 佐藤 正   |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 会計管理者           | 山口 浩一  |
| 教育長    | 安中 長市 | 保健福祉課長<br>補 佐   | 棚橋 康夫  |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 教育委員会<br>事務局 局長 | 小林 亨   |
| 地域整備課長 | 土田 覚  | 代表監査委員          | 大島 甚一郎 |
| 町民課長   | 田中国 明 |                 |        |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明  |
| 書記     | 中野 祥子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 会

---

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。本日、令和元年第6回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、令和元年第6回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

今年の夏は、昨年引き続き記録的な猛暑に見舞われ、酷暑と言ってもよいかと思えます。ようやく朝晩は過ごしやすくなってまいりましたけれども、8月の下旬でありながら九州北部は記録的な大雨に見舞われ、想像を超えるような浸水被害がありました。災害で亡くなられた皆様方には心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災地の皆様方には国のしっかりとした対応がなされると同時に一日も早くもとの生活を取り戻されますよう願うばかりであります。

ところで、8月31日に待望の田上町交流会館の開館記念コンサートを開催いたしました。本当に多くの方々から足を運んでいただきました。用意した300席をはるかに超え、450名の方からご観賞をいただきました。立ち見の方も大勢となり、大変恐縮いたしておりますけれども、町民皆様の期待の大きさを改めて感じるとともに、皆様から愛される施設となるよう、これからも努めてまいります。

また、9月2日には新しい県立加茂病院の竣工式がありました。加茂病院の建設計画においては、幾多の問題がありました。平成27年9月には、県立加茂病院全面改築の早期実現を求める意見書を町議会から県知事と県病院局長への提出など、関係者の働きかけや熱意があってようやく開院の日を迎えることができます。

6月議会におきましては、県央基幹病院の早期建設を求める意見書を決定し、町議会から県知事に提出いたしました。県は、県央基幹病院整備に対する検証を行う県地域医療構想調整会議をスタートいたしました。今後の内容に注視するとともに、県央の市町村長で足並みをそろえて運動に取り組んでいく必要があると感じており

ます。

さて、今定例会におきましては、任期満了に伴う教育委員の人事案件、田上町印鑑条例等3件の条例の一部改正、工事請負契約の締結2件、令和元年度の一般会計と後期高齢者医療及び介護保険特別会計の関係で急を要する経費の補正予算の3件、平成30年度の一般会計及び各特別会計の決算認定につきましての8件、さらに報告案件1件、全部で18案件を提案いたしました。本議会は、決算議会ということで長期になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

議長（熊倉正治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

---

午前9時05分 開 議

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊倉正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

5番 小 嶋 謙 一 議員

6番 中 野 和 美 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（熊倉正治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日6日から24日まで19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6日から24日までの19日間と決定いたしました。



### 日程第3 諸般の報告

議長（熊倉正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の5月分、6月分、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付したとおり報告いたします。

次に、本日まで受理した請願は、県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願、下吉田2区地内の町道認定についての請願の3件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

本定例会には議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めております。

以上で議長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。総務産経常任委員会所管事務調査の報告を行います。

このたびの調査は、産業振興課並びに地域整備課が所管する施設及び現在施工中の工事箇所2カ所に対して、7月26日に所管事務調査を行いましたので、報告します。

最初に、産業振興課所管のYOU・遊ランド、椿寿荘、本田上工業団地、湯っ多里館の順で視察しました。YOU・遊ランドでは、ソリゲレンデのスプリンクラー

が配管の老朽化が原因で稼働しなくなってほぼ5年経過しております。建設から30有余年経過しており、管理棟の修繕を含む改修に多額の費用を要するというものの、田上町の魅力を発信する施設の一つであり、今後の対応が課題となっております。

椿寿荘では、特に婦人トイレが少なく、来客が多いときには田上町公民館のトイレを借用していましたが、公民館が移設することもあり、トイレの問題が大きな課題になっています。婦人トイレを設置する用地は何とか確保できるとのことで、今後どのような対策を立てるか産業振興課との協議が待たれるところです。

本田上工業団地の売却では、1億円の助成金や売却仲介料といった制度がなくなった今、トップセールスをはじめ、職員、議員が一丸となって売却に努めなくてはならないと痛感しました。

湯っ多里館は、雨漏りしていた屋根の修復も終わり、内部からは修復の箇所がわからないほどきれいに施工されていました。ただ、入り口フロアでの物品販売スペースが徐々に広がっており、窮屈さを感じたのは私だけではないと思います。しかし、この売り上げもそこそこ貢献しているとのことでした。また、食堂はメニューも増え、飲食するスペースを広げるなど、経営努力していることがうかがえました。

横場排水機場は、洪水時の電源確保では、以前は加茂方面からの1系統であったものを今は新潟方面からも取り組むことができる2系統で稼働しています。

次に、地域整備課が所管する川船河浄水場と同配水池、羽生田浄水場から高架水槽等を視察し、水道の配置には問題なく稼働していることを確認しました。今年の1月、企業団第2水系エリアが送水管事故により断水しましたが、視察の中で断水時に羽生田並びに川船河水系からの応急的に補給はできないのか聞いたところ、可能ではあるが、羽生田、川船河水系では供給量が減少し、高台では断水、平地においても濁り水といった弊害が生じるとの見解が示されました。

下吉田川ナンバー3雨水調整池整備工事箇所は、丁張りの設置が済んだ段階で当調整池面積9,370平方メートルの工事を皮切りに羽生田、大道郷地区雨水対策が開始されました。

次に、田上終末処理場で汚水処理工程を視察した後、新潟五泉間瀬線の道路拡幅工事を視察しました。現地では、拡幅工事の完成は来年の忘年会シーズンに間に合うよう進めていくとの見解が示されました。

以上、視察の概要を述べましたが、今回の所管事務調査は改選後初ということから、町で管理している中でも特に町民生活に密着している施設の現状を確認しておくことも必要であるとの観点で行われました。現地を見ながら説明を受け、改めて

知り得たことも多々ありました。このことは、委員一同今後の議会活動に活かしていきます。

最後に、施設の稼働に問題がないのが当たり前の中で従事している関係職員の日ごろの尽力に改めて感謝申し上げ、総務産経常任委員会による所管事務調査の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 皆さん、改めましておはようございます。社会文教常任委員長、今井でございます。それでは、実施いたしました所管事務調査についてご報告申し上げます。

7月23日に実施をいたしました所管事務調査は、改選後初の委員会所管事務調査となるため、所管施設8カ所の施設調査を行いました。午前中は、教育委員会所管の田上小学校、羽生田小学校の両小学校、そして町民体育館、午後は保健福祉課所管のふれあいの家、心起園、やすらぎの家、くつろぎの家、老人福祉センター、そして社協が運営をいたします康養園、町民課所管の斎場、清掃センターと行きまして、各施設の現状把握、そして利用者や運営者の皆さんとの対話を通じまして、運営側、利用者側の両方の視点から各施設の状況を確認してまいりました。

今年度実施をいたしました学校空調設備の導入ですが、調査時、学校の空調設備は稼働しておりまして、田上小学校では天張りですとか塗装等、工事がまだ進んでいる状態ですが、普通教室では稼働しており、子どもたちや職員の先生方からは落ちついて学習ができるようになったと喜びの声を聞くことができました。トラブルなく稼働されており、現地の説明の中で設定温度等は7月中は教室単位に運用をし、その後の様子を精査をして9月以降使用ルールを決めていきたいとの説明がありました。

そして、戻りまして視察終了後の委員会の議論といたしましては、老朽化が顕著で今後の施設維持が懸念される施設のあり方に対して議論が集中をいたしました。特に1973年、昭和48年に建設をされました町民体育館は1981年以前の旧耐震基準で建設をされていることから、耐震化やまた消防設備に対する疑問も出されました。町で策定をしております公共施設等総合管理計画では、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画の中で様々な計画の中身が書いてありますけれども、はっきりとした方針が示されているものではありません。各施設の老朽化、また耐震の状況、

そして消防法上の不具合を勘案し、施設の今後のあり方を町としてしっかりと方向性を示していく。そして、タイムスケジュールを持った計画をしっかりと策定するべきだというものとして委員会として総括をいたしました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、広報常任委員長の報告を求めます。

（広報常任委員長 中野和美君登壇）

広報常任委員長（中野和美君） おはようございます。広報委員長、中野でございます。

広報委員会では、常々の議会中の議会広報を作る普通の通常の委員会のほかに今回改めまして8月23日の日に広報委員会を特別に開催いたしました。そこでは、議会だよりは今後どのようにしていくのか、このままでよいのか、そして町民にどのように伝えていったらもっと議会のことが伝わるのか、いろんな改善方法の案が上がりましたけれども、その中でこのままでいいのではないかという案もありましたし、もっと改善していくべき、もっと真摯に起きたことを表現していくべきだという話もありましたけれども、結局すぐには大きく変えることは、まずはできないだろうということで少しずつ、一歩ずつ議会だより改善していこうということで話がまとまりました。

以上、報告にさせていただきます。ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。中野委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 加茂市・田上町消防衛生保育組合の議会の議員の関根です。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告をいたします。

冊子で報告していますけれども、1ページ目、2ページ目が私の報告する中身であります。今回の議会は、臨時議会でございますので、議員改選後の最初の議会でございますので、議会人事に関する関係が議論されました。ご報告を申し上げたいと思います。

議員の改選に伴いまして、議会議員の変更がございましたので、2ページ目に掲載してございますので、ご参照方をお願いしたいと思います。まず第一に、議長案件の議題でございました。最長老議員だということで私が仮議長を務めましたので、

私の指名推選によりまして議長案件の議題が上程されました。議長には加茂議会推薦の大平一貴君が推選されまして、私から指名推選を行いまして、全会一致で承認を見たところでございます。

続きまして、副議長の選挙が行われました。副議長につきましても議長指名で行うということになりまして、田上町議会推薦の池井豊君が推選されました。満場一致でございました。

続きまして、監査委員の選任についての議題が上程されました。私が田上町議会の推薦に基づきまして監査委員に選任されましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

以上が令和元年加茂市・田上町消防衛生保育組合議会7月臨時会の報告でございます。

あわせまして、議会終了後全員協議会が開催されましたので、その中身につきまして口頭でご報告を申し上げたいと思います。2件ございました。管理者からの説明、それから報告がございましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

1件目は、消防ポンプ車の更新についてでございます。田上出張所、私たちの町に配属されております消防ポンプがポンプ故障によりまして、更新しなければならぬという事態が発生しております。新車を購入するということになりますと、4,700万円が必要と想定をしているという報告でございましたけれども、今回は中古車の購入をするということで管理者から説明がございました。平成15年式、走行キロ6,500キロ、購入価格170万円程度という報告でございました。いささか大変な定価でございますので、大丈夫なのかという心配もありましたけれども、現車確認を行ったところ、十分耐え得るということでありました。この消防ポンプ車は、さいたま市に存在しておりますセーバスが所有しているものでございます。さらに現車確認の上、9月に納車予定という報告がございました。

2点目は、2号焼却炉の故障対応についての報告がございました。2号炉の水冷ジャッキの故障が発生しているということでもございました。修繕期間には1カ月程度を要するということでありまして、8月の23日ごろから着手をしたいということでもございました。その間の焼却は、新潟市に依頼して行うということが報告ございました。なお、当時現地には野積みのごみが山となっておりますけれども、このごみについても2号炉の稼働中に焼却を行うということで今日確認してまいりましたけれども、ほぼ野積みの山はなくなりつつあると、なくなったのかなという状況でもございましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

いずれにつきましても既決の予算内で対処可能ということでございましたので、ご報告をしておきたいと思えます。

以上、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。関根議員、ご苦労さまでした。

議長より申し上げます。傍聴の方は、脱帽でお願いをいたします。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（5番 小嶋謙一君登壇）

5番（小嶋謙一君） 令和元年度三条地域水道用水供給企業団議会の報告を行います。

令和元年三条地域水道用水供給企業団議会第2回定例会が7月22日に企業団事務所議場にて開かれましたので、議事の内容を報告します。上程された議案は、議第1号 監査委員の選任、議第2号 令和元年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算、議第3号 平成30年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分についての3件と認定第1号 平成30年度水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。議第1号 監査委員の選任を除く議第2号、第3号と認定第1号の3件が一括上程されました。

議第1号 監査委員の選任については、議員の中から議会の同意を得て小嶋謙一が選任されました。

議第2号 令和元年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算については、浄水施設築造工事の実設計積算に誤りが発見されたことなどにより、令和元年度当初予算を4億2,410万円の増額補正するものです。詳細を述べますと、今年度当初予算に計上した躯体工事の入札準備過程、これは本年の2月下旬でありましたが、当該工事部分の資材など、設計数量の集計誤りにより概算事業費が本来必要な金額よりも過少積算となっていることが発見され、さらに将来発注予定の建築工部分についても同様の誤りがあることが発見されました。このため、当該設計業務受託業者に対し、嚴重抗議をし、積算全般を再確認させた上、当初よりも増加する事業費を極力圧縮させるため、設備工の内容見直しを行った結果の増額金額であります。

配付した資料8ページに示したとおり、まず水道用水供給事業会計補正予算の最下部の補正予定額1億3,140万円の減は、浄水処理施設積算の誤りによる発注のおくれから本年度予定していた施工量が満たされないため減額するもので、浄水処理施設建設年次事業費を令和9年度へわたって今回の補正費4億2,410万円を事業の調整とあわせて配分しています。これは、資料の41ページに示してありますので、参照

願います。

なお、このことについて平成31年1月1日から令和元年6月30日までの間に行った職員の懲戒処分も実施しております。詳細は、配付してあります全員協議会の資料をごらんください。

次に、議第3号 平成30年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分については、当年度の未処分利益剰余金は6億3,114万円、利益剰余金処分額は、資料20ページにあります剰余金処分計算書を参照願います。金額は、減債積立金に2億6,771万円を組み入れ、資本金に3億6,343万円を充てました。したがって、翌年度繰越利益剰余金はゼロ円であります。

認定第1号 平成30年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算の認定については、水道用水供給事業会計決算書並びに審査意見書が示されました。意見書では、経営収支の決算状況について事業総収益が11億6,761万円、事業費用8億9,990万円となり、純利益は先ほど利益剰余金で述べた2億6,771万円、総収支比率は129.7%で、前年度に比べ13.4ポイント下回ったものの、安定した経営が維持されているとしています。

今後の経営に当たっては、既存施設の老朽化に伴う更新維持管理に多額の費用を必要とすることから、長期的な事業計画に基づき財源の確保並びに計画的かつ効率的な事業運営を図り、健全な経営を維持するとともに、安全・安心な水道水の供給に努められるよう望むと結ばれています。一議員として財源の確保について、供給量が減少している昨今を鑑み、近い将来水道料金の値上げも検討することになるのか気になるところであります。

議事では、特に議第2号の補正予算について質疑と答弁が交わされましたが、議第2号、第3号とも原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成30年度水道用水供給事業会計決算の認定につきましても原案のとおり認定に決しました。

以上で令和元年三条地域水道用水供給企業団議会第2回の定例会議の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 改めまして、皆さんおはようございます。今ほどありました三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の会議がございましたので、ご報

告を申し上げます。

来る7月19日、全員協議会が終了後令和元年第2回の臨時会が招集をされまして、その中で監査役員の選任ということで議題がありまして、前小嶋議員に引き続き、私小野澤健一が監査委員を任命を受けました。非常に大切な施設というふうに考えておりますので、厳正な監査を心がけていきたいというふうに思っております。

以上で報告終わります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

次に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 改めましておはようございます。

7月5日金曜日、令和元年第2回新潟県中越福祉事務組合議会臨時会が開催されました。佐野町長とご一緒に出席させていただきました。場所は、新潟県中越福祉事務組合ということでまごころ寮2階というところで開催させております。

まず、議員の改選に伴いまして、まず副議長の選挙ということで今回は田上町の担当ということで私渡邊勝衛が副議長となりました。

あと58ページに行きますけれども、管理者提出議件ということで議第5号 専決処分について、令和元年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第1号）ということで、2番目といたしまして議第6号 工事請負契約の締結について、議第7号 監査委員の選任について、この3案件でした。

ページ数、59ページまでにありますけれども、まず議第5号ということで話をさせていただきます。専決処分になりますけれども、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により、令和元年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したいので、承認を得たいということでございました。

専決第1号ということで令和元年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第1号）ということで、令和元年度新潟県中越福祉事務組合予算は次に定めるところによるということで、歳入歳出予算ということで第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,452万5,000円とすることになりました。

2番目、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるということになりました。

あとは61から69ページまで明記されております。議第6号ということで工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭



和22年法律第67号) 第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例でございまして、昭和57年組合条例第1号ということで第2条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

あとは議第7号ということで監査委員の選任ということで監査委員に次の者を選任したいから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196号第1項の規定により議会の同意を求めるということであります。加茂の市議会議員の関龍雄さんが当選されております。詳しいことは、資料を見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3原案は、採決の結果いずれも原案どおり可決いたしました。

第2回中越福祉事務組合の報告は以上です。

議長(熊倉正治君) 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

(7番 今井幸代君登壇)

7番(今井幸代君) それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会のご報告を申し上げます。

8月27日、新潟県自治会館にて行われました。統一地方選後初の議会開催となったことから、人事として議長には高橋三義新潟市議、副議長には本保友明粟島浦村議が選任をされました。

提出をされました主な議案は、平成30年度の一般会計、特別会計の決算認定と令和元年度の一般会計、特別会計の補正予算案でした。平成30年度決算ですが、一般会計は歳入12億404万2,000円、歳出は11億3,880万2,000円、差引額は6,524万円でした。

続いて、特別会計については歳入2,712億1,835万円、歳出決算額2,668億2,021万9,000円、差引額は43億9,813万1,000円でした。

提出されました決算2議案は、いずれも反対討論があり、その中身はそもそもこの後期高齢者医療制度に反対をしていることとあわせ、平成30年度は制度開始以来初の保険料率の引き上げがなされたこと、これらから認めることはできないというものでした。採決の結果、賛成多数で可決されました。

続いて、令和元年度補正予算ですが、一般会計は平成30年度の国庫補助事業の精算に係る経費7,000円を補正し、補正後の一般会計を11億879万7,000円とするものです。特別会計は、平成30年度各種負担金の精算、前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金繰入金金の追加について所要額を追加するもので、補正額は47億8,457万

3,000円、補正後の特別会計は2,738億2,688万1,000円となりました。補正予算案に関しては、質疑なく全会一致で可決されました。

その他、監査委員の選任、選挙管理委員の選任及び補助員の選挙があり、これらを決定いたしました。

以上であります。

議長（熊倉正治君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 同意第3号 田上町教育委員会委員の任命について

議長（熊倉正治君） 日程第4、同意第3号 田上町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました同意第3号 田上町教育委員会委員の任命につきましても、現在その任に当たっておられます山田正夫氏が本年9月30日をもって任期が満了しますことから、引き続き委員に再任したいので、議会の同意を求めるものであります。

山田氏におかれましては、安中教育長の就任に伴い、昨年9月より田上町教育委員会の委員を務めていただいております。

なお、参考資料として山田氏の略歴をお手元に配付いたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1 番（小野澤健一君） 小野澤でございます。

この方、私新人ということでどういう方かちょっと存じ上げないのですけれども、参考資料の中で最終学歴であるとか職歴、こちらのほうお書きをいただいて拝見をさせていただいておりますが、これは一応確認なのではございますけれども、職位が書いていないというふうに思うのですが、これというのは校長とか教頭とか、そういった方を、職位を経験されていないということで理解をしてよろしいでしょうか。

以上です。

教育長（安中長市君） 教育長の安中です。

山田正夫氏は、平成4年に教頭になっております。年齢でいうと43歳。それから、49歳、平成9年で校長になり、その後指導主事をしたり、その後また校長に戻ったりしております。教頭、校長の経験があります。

以上です。

1 番（小野澤健一君） ご本人を我々、存じている方は存じているのでしょうかけれども、私は残念ながらちょっと存じない。その中で、書面の中で審査をお願いするのであれば、当然この職歴という中で、私の一方的な思いかどうかわかりませんが、普通はそういった職位を書くものだろうというふうに私は思っております。校長をしたから、偉いとか、校長をされなかったから、云々と、そういう意味ではございませんが、ましてや独立をされていると言われる教育委員の中での教育委員ということで厳正に本来はその人を見定めて任命をするのが、あるいは我々議会のほうで承認するのが筋だろうというふうに思うのですが、こういった職位というのは、私は書くべきだろうというふうに思っておりますが、これはあえて書かなかったのか、その辺いかがですか。

教育長（安中長市君） 今まで議会の中でその方の今までの経歴を書くときに校長、教頭というようなことは今までもずっと入れていなかったもので、そのままにしました。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 今までのことがそうであれば、それもやむを得ないのでしょうかけれども、普通やはり例えば教頭、校長ということになれば学校の中の管理職という形でいわゆるマネジメント能力云々というのがありますし、もし教頭とか校長とか経験をされなくて、いや、生徒と最後まで一緒に向き合ってきたのだということであればそういった形の理解もできるわけですから、我々、先ほど申し上げたようにこの人をこの書面でしかわからない。したがって、この書面からして我々が判断できるに十分なやはり情報は提供すべきではないかなというふうに私は思っております。

これは、私の意見でございまして、質問ではございません。

これで私の質問を終わります。

議長（熊倉正治君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

議長（熊倉正治君） しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑は終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件については、討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略して採決することに決定しました。

これより採決を行います。

この採決は起立採決といたします。同意第3号の採決を行います。本案は原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（熊倉正治君） 起立多数であります。したがって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

---

日程第5 議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について

日程第6 議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

日程第7 議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第5、議案第48号から日程第7、議案第50号の3案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正につきましては、現代社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加していることから、住民票や個人番号カードなどへ旧氏が併記できるよう、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、公布されました。これにより、本人からの届け出により住民票に旧氏が記載される

よくなることから、旧氏での印鑑登録や印鑑証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、今年10月1日から新たに課税される軽自動車税の環境性能割については県に徴収をお願いすることから、課税免除等の規定については新潟県と同様の規定が必要となることから、追加をお願いするものであります。

最後に、議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、一部改正を行うものであります。具体的には幼児教育、保育の無償化等の実施に伴う利用者負担上限額の変更と食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、子育てのための施設等利用給付関係の新設、用語の整理等、所要の改正を行うものであります。

以上、3議案につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり社会文教常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 議案第51号 田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について

日程第9 議案第52号 田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第8、議案第51号から日程第9、議案第52号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

これらの工事につきましては、去る8月29日に制限付一般競争入札を行いました  
が、予定価格が5,000万円を上回っておりますので、現在仮契約を締結しており、地  
方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決をいただくことで本契約を  
締結し、速やかに実施いたしたいものであります。

はじめに、議案第51号 田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請  
負契約につきましては、入札の結果、中越大栄・志田・滝沢特定共同企業体が税込  
み1億2,320万円で落札したものであります。

最後に、議案第52号 田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負  
契約につきましては、入札の結果、昱・中越大栄・阿部特定共同企業体が税込み3  
億140万円で落札したものであります。

以上、2議案につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご  
決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、参考資料といたしまし  
て入札調書の写しをお手元に配付いたしておりますが、この調書に記載されてお  
ります金額は消費税が含まれておりませんので、よろしくお願いをいたします。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発  
言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますの  
で、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常  
任委員会に付託いたします。

- 
- 日程第10 議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定につ  
いて
- 日程第11 議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議定について
- 日程第12 議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定  
について

議長（熊倉正治君） 日程第10、議案第53号から日程第12、議案第55号の3案件を一括

議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）の議定につきまして、歳入歳出それぞれ1,310万3,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、就学前障害児の発達支援の無償化にかかわるシステム改修費補助の追加、県支出金におきましては、交付決定による経営所得安定対策推進事業補助金の増額、諸収入におきましては幼児教育、保育の無償化に関連して竹の友幼稚園の給食費を追加するものであります。

歳出では、民生費及び衛生費におきましては、平成30年度の各種事業の完了により国、県への補助金等にかかわる返還金などのほか、介護報酬改定に伴うシステム改修にかかわる介護保険特別会計への繰出金の増額、就学前障害児の発達支援の無償化にかかわるシステム改修のための電算業務委託料の追加など、農林水産業費におきましては、交付決定による経営所得安定対策推進事業補助金の増額、商工費におきましては、椿寿荘に仮設トイレを設置するためのトイレ借り上げ料の追加、梅林公園内の防護柵修繕、湯っ多里館設備の修繕料の増額、土木費におきましては、道路維持補修にかかわる工事費の増額、除雪委託業者所有の除雪機械故障により新たに除雪機械を借り上げるための関連経費の追加、除雪機械置き場移転に伴う整備工事費の追加のほか、信濃川下流域改修事業により河川占用が解除される方への見舞金にかかわる町負担金の追加、教育費におきましては、羽生田小学校の修繕料の増額などをお願いするものであります。

なお、第2表、債務負担行為の補正につきましては、小中学校の図書用コンピューターを11月に入れかえを行うことから追加をお願いするものであります。

次に、議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ137万4,000円を追加するものであります。その内容といたしましては、平成30年度後期高齢者医療広域連合納付金の精算のため、後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いするものであります。

最後に、議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加するものであります。その内

容といたしましては、介護報酬改定等に伴い、システム改修を行う必要があることから、歳入歳出ともに関連経費の増額をお願いするものであります。

以上3議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

- 
- |       |       |                               |
|-------|-------|-------------------------------|
| 日程第13 | 認定第1号 | 平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第14 | 認定第2号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第15 | 認定第3号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第16 | 認定第4号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第17 | 認定第5号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第6号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第19 | 認定第7号 | 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第20 | 認定第8号 | 同年度田上町水道事業会計決算認定について          |

議長（熊倉正治君） 日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。



この8議案は、平成30年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果の説明書としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、国の平成30年度の地方財政への対応につきましては、地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、経済財政運営と改革の基本方針における経済財政再生計画の集中改革期間の最終年度であり、改革の工程に沿って歳出改革を着実に推進していくとされておりました。このような現状を踏まえ、税収入の確保やふるさと応援寄附金の推進による自主財源の確保に努める一方で、道の駅を核とした新しいまちづくりの拠点整備事業として田上町交流会館建設に着手するとともに、引き続き田上町総合戦略に基づいた人口減少対策に取り組んでまいりました。また、限られた財源を事業選択による重点配分を行うとともに、経常経費削減に努め、町民ニーズの高い施策及び社会情勢の推移に即応した施策を推進してまいりました。

その結果、認定第1号 平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額53億9,475万6,199円、歳出決算額51億6,545万6,211円、歳入歳出差引額2億2,929万9,988円、翌年度へ繰り越すべき財源4,343万9,000円を差し引いた実質収支額は1億8,586万988円の黒字決算、単年度収支は703万106円の赤字となりました。

歳入につきましては、平成29年度に対し、6億7,107万5,083円、率にして14.2%の増額となりました。これは、まちづくりの拠点整備事業として、田上町交流会館建設及び小中学校の空調設備設置に取り組んだものによるものです。自主財源である町税につきましては、前年度所得等の減少や評価替等の影響により、個人住民税や固定資産税が減額となりました。なお、徴収率につきましては97.1%と平成29年度を0.2ポイント下回りました。地方交付税につきましては、一部単位費用の引き上げが行われたことにより増額となりました。国庫支出金、繰入金につきましては、田上町交流会館建設に関連をしてそれぞれ増額となりました。町債でも田上町交流会館建設事業並びに小中学校の空調設備設置工事に関連して増額となりました。なお、県支出金財産収入では事業の完了に伴い、それぞれ減額となりました。

歳出につきましては、平成29年度に対し、6億7,476万189円、率にして15%の増額となりました。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、まちづくりの拠点整備事業として、田上町交流会館建設及び小中学校の空調設備設置に取り組んだことによるものです。なお、平成30年度に実施をいたしました新規あるいは臨時の主な

事業といたしまして、総務費では田上町交流会館建設工事へ着手したほか、町長選挙や町議会議員補欠選挙、県議会議員選挙などを実施いたしました。民生費では、子ども・子育て支援法における地域型保育給付として私立幼稚園への運営費の負担を行いました。衛生費では、子育てしやすい環境整備の一環として祖父母手帳の配布と祖父母講座の開催のほか、大学連携の取り組みとして留学生を講師とした世界の料理教室を実施しました。商工費では、椿寿荘が築100年を迎えることから開催された記念事業の企画運営を行った指定管理者に対して支援を行いました。土木費では、道路冠水が多発する新田堀において道路のかさ上げ及び水路の改修工事を行いました。消防費では、消防団の積載車の計画的入れ替えや消防団員への防火ヘルメットの貸与など、装備の充実強化を図りました。教育費では、子ども・子育て支援法における施設型給付として、私立幼稚園への運営費の負担や田上中学校の校舎外壁改修工事のほか、国の補正予算で採択をされました小中学校の空調設備設置工事に取り組みました。なお、小中学校の空調設備設置工事及び同じく国の補正予算で採択をされました、町道坂田・湯川2号線の消雪パイプ井戸削井工事にかかわる経費につきましては、平成30年度中に事業完了できなかったため、やむなく繰越明許として平成31年度に行うことといたしました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億7,037万1,684円、歳出決算額4億6,128万191円、歳入歳出差引額909万1,493円の黒字決算となりました。主な事業としては、田上終末処理場の老朽化による水処理施設、電気設備の改築更新工事を補助事業により行いました。また、雨水対策事業、浸水対策として下吉田川ナンバー3、雨水調整池を整備するに当たり、実施設計、用地測量及び用地買収等を行いました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7,320万9,918円、歳出決算額6,874万8,398円、歳入歳出差引額446万1,520円の黒字決算となりました。集落排水事業は、施設等の維持管理が主な事業となっております。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億4,605万5,071円、歳出決算額13億2,312万337円、歳入歳出差引額2,293万4,734円の黒字決算となりました。平成30年度は、国民健康保険が抱える構造的な問題に対処するため、国民健康保険の財政を都道府県化することで安定的な財政運営を図るための制度改正がなされました。そのような状況の中、当町では年間平均被保険者数は2,854人、国民健康保険税は2億3,707万463円、1人当

たりの国民健康保険税は8万1,771円でありました。保険給付費につきましては、9億4,088万1,063円、一般被保険者の1人当たり医療費は32万7,879円でありました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額1億2,778万793円、歳出決算額1億2,461万6,717円、歳入歳出差引額316万4,076円の黒字決算となりました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であり、歳出のほとんどは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4,840万8,045円、歳出決算額は3,984万6,172円、歳入歳出差引額は856万1,873円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者は135名で、訪問延べ回数は4,876回でありました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億7,456万2,937円、歳出決算額は13億1,623万1,905円、歳入歳出差引額は5,833万1,032円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者数は4,159人で、町の人口の35.6%を占めております。また、要支援者を含めた要介護認定者数は698名であり、居宅の介護サービスを利用されている方は406名、地域密着型の介護サービスを利用されている方は26名、施設に入所されている方は188名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では133万2,054立米となりました。収益的収支の収入は4億5,421万3,520円、支出は2億5,964万7,101円、資本的支出の収入は3,137万9,382円、支出は1億2,033万2,608円となりました。収益的支出では、配水管及び給水管の修繕や浄水場施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、配水管の布設工事や布設替工事及び浄水設備工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきましてその概要をご説明申し上げます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、ごらん願います。

大島代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（大島甚一郎君） 監査委員の大島です。平成30年度一般会計、各特別会

計、企業会計の決算及び財政健全化について5日間にわたり公正、慎重に審査を実施しました。結果及び意見は、議員の皆様方に配付しております資料に詳しく書いてあります。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 議長、私監査委員に質問したいのですが、これが不適切であれば指導していただきたいのですが、実は監査委員、今の報告あったのですが、この平成30年度田上町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書と、それからもう一つ、平成30年度決算に基づく財政健全比率及び資金不足比率の報告書についてでございます。こっちの財政健全化のほう、比率の個別意見のところ、4ページ目でしょうか、の将来負担比率についてですが、そこには将来負担比率は42.8%となっており、財政健全化基準の350%を下回り、良好と認められるという記載があります。これに対して、こっちの一般会計、特別会計の歳入決算の意見書の7ページにおいては、町の財政指数では実質公債比率は減少傾向にあるが、将来負担比率は増加に転じている。事業の実施に当たっては、施策の緊急度を的確に把握し、長期的展望に立った財政運営に努められたいという改善を求める意見が審査意見として添えられています。改善を求めるものなのか、良好なものなのか、これちょっと監査委員に求めて我々これから平成30年度決算するのですけれども、監査委員の意見というのは非常に重要だと思っておりますので、そこら辺を確認したいと思います、議長、取り計らいよろしくをお願いします。

代表監査委員（大島甚一郎君） 財政健全化のことでございますけれども、実質公債比率は昨年度より0.7%下がっております。それから、将来負担比率がちょっと若干上がっているということはいろいろ事業を行った結果のこの平成30年度の決算時におきまして、支払いが全てされていないという状況がありまして、公債比率は下がっておりますけれども、将来的にはそれが要するに目算されますと上がっていくという計算でなっております。ただ、先ほど質問されました抑制をすることではなく、それを見ながら事業を進めていただきたいという考え方のもとで幅広く意見を申し上げたところでございますので、ご理解ひとつよろしくお願ひいたします。

11番（池井 豊君） この意見は、改善を求めたものなのでしょうか、それとも良好であるとした上での注文というふうな形でとった方がいいのか、どちら。そこだけ明確

にお願いします。

代表監査委員（大島甚一郎君） 改善を特に求めているということではございませんけれども、それらを含めてそれを財政状況を鑑みながら事業の推進を行っていただきたいということがあるわけがございます。今後いろいろと事業が皆様方の議決で道の駅とかあるわけがございますので、それらの財政を含めながらこれからの事業を進めていただきたいなというふうなのが監査委員の意見でございますので、よろしくをお願いします。

議長（熊倉正治君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定によって、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

---

午前10時55分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。決算審査特別委員会委員長に渡邊勝衛議員、副委員長に小野澤健一議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

---

日程第21 報告第8号 専決処分（田上町中学校空調設備設置工事変更請負契約）  
の報告について

議長（熊倉正治君） 日程第21、報告第8号を議題といたします。

提案者、佐野町長の報告を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま上程になりました報告第8号 専決処分(田上町中学校空調設備設置工事変更請負契約)の報告につきましては、軽易な事項として町長の専決処分事項に指定されております議決された契約金額の変更に関するものであります。平成31年3月議会で議決いただきました田上中学校空調設備設置工事請負契約について、設計変更により増額する必要が生じたため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条の規定により報告するものであります。

その主な内容といたしましては、校内に引き込む電気配線のケーブル及びパイプを埋設するため、校舎前の駐車場を掘削したところ、地中より燃え殻等の産業廃棄物が見つかり、それらを処分する経費により既存の契約金額に137万520円の増額となったものであります。

専決処分の報告は以上であります。

議長(熊倉正治君) 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

この際、議長からお願いを申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託をいたしました案件につきましては、会期日程に基づき最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

---

## 日程第22 一般質問

議長(熊倉正治君) 日程第22、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に5番、小嶋議員の発言を許します。

(5番 小嶋謙一君登壇)

5番(小嶋謙一君) 議席5番の小嶋でございます。

私は、今議会におきまして、1つは里山再生への取り組み。これは里山、今現在皆さん目にしているとおり、この山は非常に今荒廃した状態にあります。実際里山は、田上にとって町の魅力づくりと申しますか、客を呼び込む呼び水と申しますか、取り組めば必ずやその成果は上がるものと私は確認しております。

2番目には病児保育園の開園時間について、もう少し利用しやすいような時間帯を検討願えないかということで質問します。

最初に、里山再生に対する町の取り組み姿勢について伺います。田上町総合計画基本構想には、まちづくりの主要課題として自然豊かな定住環境づくりがうたわれています。田上町は周知のとおり、町の東縁を南北に東山丘陵が連なり、田上へ国道403号バイパスを新潟から、あるいは加茂から入ってくる時、まず目に入るのは護摩堂山とその山麓です。この山麓は、これまで日々の生活に密着した里山として管理されてきました。過日の交流会館の開館記念コンサートでピアノ独奏の田澤葉月さんは挨拶の中で、自然が豊かな田上に生まれ育ったことが音楽への感性と表現につながっていると話されていました。しかし、全国同様、田上の里山の現状はどうでしょうか。山に人が入らなくなったため、森林が持つ公益的機能は劣り、里山と森林との境界がなくなり、昨今は鳥獣被害もあらわれるようになっていきます。田上町は冒頭で掲げたとおり、自然豊かな定住環境づくりを表明しています。このことは単なるうたい文句ではなく、里山の整備が定住や交流人口あるいは関係人口に起因した移住先の選択肢になり得るファクターとしているあかしであると考えます。そこで、里山の再生に向けた取り組みについて町長に尋ねます。

現在里山整備に関係する組織及び団体は、竹炭生産組合、タケノコ生産組合、そして護摩堂山を中心に里山整備の活動をしているあじさい塾があります。しかし、現状は組合員や人員の高齢化に伴い活動が衰退し、活動の継承が危ぶまれているのが実情です。この対策として、行政は町民へ団体の活動内容等の紹介と費用の軽減から人員の確保に例えば60から70歳代を対象にしたボランティアを募るなどの広報が必要です。このことに関して町長の考えを尋ねます。

2点目としまして、町民の財産とも言える里山です。この整備に行政はどの程度の重きを置いているのか、その捉え方を伺います。例えとしまして、町の里山は大半が私有林のため、行政は一方的に施業できません。施業区域を限定し、地権者と協議を行う中で林野境界の確認を得て森林施業計画を立てます。しかし、行政はこの作業を行う職員あるいは要員の確保は可能でしょうか。職員不足のため無理というのであれば、いつまでも事は進みません。町内や近隣の自治体にこの作業が可能な人材はいると思います。このための要員を探す気はまずあるのか尋ねます。

3点目としまして、森林環境譲与税を原資とする基金は設立の趣旨にのっとり林業の振興に充てる目的税として扱い、里山再生事業をはじめ、その成果が町民に見える形で活用されるべきと考えていますが、町長の考えを尋ねます。

4点目としまして、森林環境譲与税から田上町には私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて算出された120万円程度の交付金が見込まれています。この交付金

は、令和5年まで積み立てていくことになってはいますが、使途目的やビジョンはまだ定まっていません。この5年の間に先ほど述べた森林施業計画の策定を進めていくこともあり得ると考えますが、町長の考えを尋ねます。

最後に、あじさい塾は町にある資源を活用し、活かした町おこしを目的に里山や竹林の整備、竹工芸や小中学校の児童生徒との体験学習など、活動を始めて20年になる団体です。あじさい塾では、現在生物の多様性に富む護摩堂山を登る山から生き物に出会える里山への衣がえを目指しています。このような町おこし団体に町はもっと前向きかつ積極的な支援を検討すべきです。支援は資金助成のほか、例えば資材や日本財団など外郭団体、法人による助成の情報提供なども考えられます。このことに関して町長の考え並びに決意を尋ねます。

大きな2点目としまして、加茂・田上病児保育園運営のあり方について伺います。8月6日の某新聞に田上町にお住まいの保護者からインフルエンザなどの感染症は発症から5日間は自宅看護が必要で、発症日に小児科へ行き、5日目は小児科で保育園通園許可証をもらうため会社を休み、中3日間について病児保育園を利用しようとしたら、開園が9時からのため会社を遅刻しなければならず、不便で利用しなかったとの記事が載っていました。病児保育園の設立は、平成28年8月26日の全員協議会で述べられているように、病気や回復期にある幼児を就労等のため家庭で保育できない場合、あるいは保育園に入園していても病気などで保育が困難な保護者にかわり一時的に保育を行うことを目的にしています。施設の利用状況は、昨年10月22日の開園から今年の8月6日までの利用者集計、これは教育委員会から提出いただきましたが、これによりますと、田上町は23名で1歳から3歳児が最も多く17名と記録されています。ちなみに、加茂市は88名、その他市町村が15名の計126名の幼児が利用しています。また、問い合わせ件数は191件と記録されています。本来当該施設の利用件数は、少ないほうがよいわけですが、開園時間の都合で利用したくてもできなかったという事象があったことは設立目的に照らして看過できません。所管する加茂市・田上町消防衛生保育組合副管理者の町長には開園時間を保育園と同様に早めることができないのか、またこのための保育士、看護師の配置検討などを求め、このことに関して町長の考えを尋ねます。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、里山再生に対する町の取り組み姿勢についてお答えをいたします。里



山整備に関係する団体の活動内容やボランティアの募集を広報してはどうかとのこととございます。それぞれの団体から具体的な依頼がない中で募集等の広報活動を行うことは果たしてどうなのかなというふうに思っております。今後それぞれの団体からの協力依頼等の要請があれば、検討していきたいと考えております。

里山整備にどの程度の重きを置いているかとのことでありますけれども、町内の里山で代表的なものは護摩堂山であります。護摩堂山は、1年を通して多くの方が登山に訪れる町の宝だと思っておりますので、引き続きその環境整備には努めていきたいと思っております。

ところで、森林施業計画は平成24年4月に森林法の改正があり、森林経営計画という名称に変わりました。この計画は、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象に森林の施業及び保護について、5年を1期として作成し、町に認定を求めるものであります。平成30年度は、これに基づいて川ノ下地区の森林で主伐、間伐などが行われた事例があります。これらの施業に町が直接当たることはないことから、今のところ人材の確保までは考えておりません。今後人材の確保等が必要となるような状況になれば、森林組合や関係機関と協議をしていきたいと考えております。

森林環境譲与税を原資とした基金についてであります。森林環境譲与税は今年度から創設された目的税で、間伐などの森林整備またはそれらを促進するための担い手の育成、確保、木材利用の促進、普及啓発に充てることになっております。譲与税の用途は公表する必要があり、その成果、用途につきましては今後町広報紙等で町民にお知らせする必要があると思っております。現時点では、森林環境譲与税の用途を明確には決めておりません。他市町村の事例を参考にしながら、今後譲与税の具体的な活用方法を研究しますが、当面は基金に積み立てておきたいと考えております。

町おこし団体にもっと積極的な支援をとのことでありますが、議員ご指摘のあじさい塾は経験も豊富で組織活動も安定していることから、里山整備にかかわる町の補助金を受けてはいますが、会としては十分に充実した活動を行っておられます。各種団体への補助金につきましては、過去に町全体で見直しを行い、現在の状況に至っていることから、さらなる助成という考えはございません。なお、いろいろな各種団体による助成制度等の情報で活用できるものがあれば、情報提供していきたいと思っております。

次に、加茂・田上病児保育園運営のあり方についてお答えします。病児保育園は、平成30年10月22日に開園しました。平成30年度は、約5カ月でその利用者は57名、

4月から8月28日までの約5カ月の利用者は82名、通算で139名の利用がありました。開園間もないわけではありますが、徐々に利用者は増えているようであります。開園時間の都合で利用者が少ないのではとのご指摘ではありますが、施設を利用するには初日に医師の診察を受け、医師連絡票を提出する必要があります。このため、初日の利用は9時以降となりますが、利用の2日目以降は診察が不要となり、9時前からの利用も考えられますが、この場合、協力病院である加茂病院の診療開始が9時となっているため、利用者の容体が急変したときの対応ができるかが課題となっております。また、現在の保育士2名と看護師1名による職員3名による勤務体制のままでは開園時間を拡充することは難しい状況となっております。これらのことを考慮した上で、住民が施設をより利用しやすい環境となるよう、加茂市・田上町消防衛生保育組合と協議をしながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

5番（小嶋謙一君） 2回目の質問に移りますが、広報活動については団体からの依頼がないので、やらないということでございますが、これから依頼があれば幾らでも町としても対応していきますという返事でありましたので、ぜひともこの方向でよろしくをお願いします。

2番目の行政として里山再生に対する重きということでございますけれども、これから私ちょっと話するのは、実は現場に関してのことが主になりますので、議長に伺いますが、所管の課長との対応でよろしいでしょうか。町長でなく、所管の課長との……

議長（熊倉正治君） それは答弁者のほうで。

5番（小嶋謙一君） わかりました。

それでは、里山整備に対する行政の対応の重きにおきまして、再度質問させていただきます。田上町の森林所有者は、町内にも森林組合の理事さんをはじめ、元副組合長さんもいらっしゃるわけですが、森林環境譲与税に対する期待感是非常に大きいものがあります。要は現状のままでは里山はまた昔の森林に返ってしまうというような心配は人ごとではないというような感覚も持っております。森林整備のあり方としまして、所有者が森林組合などの専門事業者に委託する方法と町独自であじさい塾のような組織やボランティアを募り、手づくりによる整備の2通りが考えられます。いずれにせよ森林環境譲与税を見越し、町は田上の里山をどのように仕立てるのか計画を立案しておかなければなりません。まず、取りかかることは整備の対象になる林班、施業団地の地権者に集ってもらい、森林計画作成への参

加を促すこと、これは町でもできると私は思います。そのためにはどの地域から整備にかかるか。町は住環境の改善、観光資源の見地から計画を立てることはできるはずであります。ぜひこの点から着手してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目としまして、町は町民の財産である町有林、これは保安林が6.65ヘクタール、普通林が4.1ヘクタールの計10.83ヘクタールを所有しております。町有林は、県当局への森林経営計画の提出は不要であり、私有林と違い、里山整備のモデル事業としての着手は可能であるはずで、補助金申請で見れば、杉は問題ありませんけれども、広葉樹対象になっていないので、広葉樹は更新伐で申請すれば補助が出ます。町有林の有効利用を図るべきと考えていますが、この点を伺います。

国の補助金は、個人施業に係る補助は減る一方で団地といった集約を対象に伸びております。しかし、個人施業の補助はなくなったわけではありません。今は、1反以上の施業にも県の指標に基づき補助金が出ます。先ほど町長の答弁にもありましたように3年前、町は個人負担を軽減させるため10%の補助を行っていましたが、今後もこのことは可能でしょうか。

また、TPP関連で森林整備に係る交付金が作業道の造成と杉利用間伐を対象に増えると聞いております。このことに関して田上町には林道が7路線走っておりますけれども、大半が沢筋を通り、終点が袋小路になっていて使い勝手が悪いという現状であります。この林道を幹線にして作業道、要は支線です。支線としまして、幅員3メートルの作業道を設けることができれば、里山管理の効率は上がります。また、宅地側の杉林から枝葉が路面を覆ったり、屋根や雨どいを汚すといった苦情もよく耳にします。居住域であれば、利用間伐材の搬出条件は悪くないはずであります。したがって、町は所有者に作業道の造成や利用間伐を促し、森林組合や林業事業者との仲立ちはできるとは思います。仲立ちに当たるような決意といたしますか、意気込みをお聞きします。

南蒲原森林組合管内におきまして、田上町の私有林所有者は森林経営計画を出していません。森林経営計画には雑木林の更新伐に必要な毎木調査や施業計画も含まれるなど、個人で計画を作成することは非常に難儀であります。現状は、森林組合がかかってやっております。所有者には経営策定費や計画策定費や施業に対し、県の補助や町の補助もあり、所有者の経費負担はほとんどないに等しい。経験からいましては、日当くらいにはなるとは思いますけれども、そういうことを説明しまして整備を促すべきではないでしょうか。

2番目の最後としまして、あじさい塾に関してでありますけれども、町有林の中で分類の項目の中を見まして、その他、広葉樹としまして町有林のその他、広葉樹に該当するものです。これは、保安林が4.17ヘクタール、普通林が1.89ヘクタールの計6ヘクタールを有しております。町有林の場所にもよりますが、護摩堂山を例にとれば登る山から生き物と出会う山に衣がえするフィールドとしてもっと提供できないかということであります。この中で護摩堂山の中で町有林は実際今何ヘクタールあるのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

最後に、先ほどの病児保育園のことですけれども、開園時間につきましてには加茂病院とのもろもろ調整なり、そういう病院側の対応ということもありません、開園時間を早くするのは難しいということですが、実際初日は別としまして、先ほど言いましたように、5日間のうちの中3日というのは実際保護者といいますか、当事者の人にとっては勤めがもう7時半、8時という人たちですので、利用したくてもできないということは実際現実的にあるわけですので、その辺の対応、本当に加茂病院だけでいいのか、例えば近隣の一般の医院とか、そういったところでの対応を逆に利用している人に求めるとか、そういう手段も私はあると思います。極力利用者の使い勝手のいいような施設として、ぜひともちょっと今後とも引き続き改善に努めてもらいたいと思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 現場のことで担当課長からの答弁求められておるのですが、私のほうからは今小嶋議員の質問に対して全体的な形の中でご答弁をさせていただければと思っております。

里山再生をはじめとして森林整備に関する考え方、意見、具体的な提言など今ほどいただきました。私も小嶋議員のお考えと同じく田上町の面積の約3分の1を占める森林に関しての整備や活用については、大変重要であると認識をいたしております。先ほどのご質問に対する回答とも重複するのではありませんけれども、整備をしていく上で必要なもの、それはやっぱり人であり、また財政的な裏づけなのかなというふうに思っております。人については、議員のお考えのように森林組合のような林業事業体やボランティアなどによる活動などの組み合わせが有効と考えております。また、ボランティア団体についても既存の団体のこれまでの活動に敬意を表しつつ、今後も継続的な活動を期待いたしております。特にあじさい塾、これにつきましては様々な活動を通じて里山再生に非常に真剣に取り組んでおられることに対し、また今回登る山から生き物に出会える里山ということで非常に真剣に取り組

んでおられる、このことに対しては私自身も共鳴を覚えますし、すぐにできることではもちろんない。時間のかかることではありますけれども、ぜひこのあじさい塾の今後の活動に対しては町としてもできれば支援していきたいと思っておりますし、ぜひその実現に向けて頑張ってくださいというふうに期待をいたしております。

それから、先ほどいわゆる環境譲与税のことでお話がありました。財源としては、決して十分な金額とは言えませんが、具体的かつ有効な活用方法を見出すまで今しばらく研究が必要な状況であろうかと思っております。今回の森林環境譲与税の導入、そして森林経営管理法の制定の趣旨などを踏まえて今後とも森林整備に関し、森林組合やほかの自治体の動向を見つつ、今回いただいた具体的な提言を参考とさせていただきながら研究を行ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、病児保育園のことについて先ほどご答弁をさせていただきましたが、私自身も開園時間の問題、何人かの人から直接苦言といたしますか、もっと時間を早められないのかと、そういうふうなお話は直接伺っております。そんなことで先日加茂病院の竣工式がありました。そのときに加茂市長、それから議長さんにもお会いをしたわけではありますが、そのこともお話をさせていただきました。それで、当然市長さんも議長さんもその点については非常にやはり市民の方々からそういう話も伺っていると。やはりそれについては、十分検討しなくてはならぬというふうにお話もしておりましたし、検討に入っているというふうなことも言っておられました。保育士の方々、今3名、看護師1人含めて3名ですが、それらのローテーション等を考えればできないことではないのではないかなというふうに私自身も考えておりますし、引き続きそれら検討してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

5番（小嶋謙一君） わかりましたといいますか、その現場からのことでほとんど今町長から答弁いただきましたけれども、再度確認させてもらいますが、あえて言えば要望といいますか、期待したいと思っております。要は里山の整備に関しましては、町でできることは実際施業する事業者あるいは森林組合とその所有者である人と、町としては皆さんの山はこういう山なのだけれども、町はこういう形でひとつ整備したいのだがということで仲立ちという手段といたしますか、そういう仕事はできると思うのです。ただ、そこでそういう人員等が限られている、なかなか多忙の中でそこまで手は回らないというのであれば、私の先ほど最初に言いましたように、林務とか、事務に携わっていた例えば県の職員です。林務課にいた退職された人たち等もいますので、その人を嘱託とか、仲立ち、この里山整備に対する事業者との

間に入って事務手続をぜひともやってもらいたい。ただ、人がいない、私たちの職務ではないということで、突っぱねるのではなく、町民の山であります。人も呼べる山でありますので、ぜひとも町としてももう少し積極的な対応というものをお願いしたいと思っておりますが、これで最後の質問となります。よろしく申し上げます。

町長（佐野恒雄君） 先ほどお話を申し上げましたように、総体的な形でのご答弁させてもらいましたが、細かいことにつきましては担当課長のほうから答弁させます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、小嶋議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますが、町のほうで仲立ちをしてこの事業のほうに取り組んでもらいたいというお話でございますが、今のところ、特段要望等を受けていない状況でございます。そのような要望があれば、検討させていただきたいと思っておりますが、今のところは要望は受けていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（熊倉正治君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

お昼のため、暫時休憩をいたします。

午前 11時31分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、8番、椿議員の発言を許します。

（8番 椿 一春君登壇）

8番（椿 一春君） 議席番号8番、椿一春、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回は、町長へ質問をいたします。高齢者福祉に関することの質問です。町の現状と介護保険制度の盲点と思われることであります。国は介護と医療の連携、地域の方のネットワークを作るなどして、介護が必要になってもいつまでも住みなれた家で暮らせるように支援策を講じています。しかしながら、現状は特別養護老人ホームへの入所、居住地、すなわち住所を移し、住みなれた環境から離れて生活を送ることとなり、また田上町を離れた地域で生活をしなければならない方も多くいます。本当は、住みなれた家でいつまでも暮らしたいという思いをどうしたら実現できるのか、取り組みといつまでも元気でいられる健康長寿を伸ばす支援が必要です。今の利用施設における不平等さの是正が必要と思ひ、今回質問をいたします。

今回表題は、介護減免措置の公平な対応の実現についてであります。田上町の介護を必要とする人ではありますが、田上町では平成30年7月1日の人口比率で0歳から14歳が9.7%、15から65歳が54.9%、高齢者の65歳以上は35.4%で4,147名いらっしゃいます。介護認定を受けている人の人数は687名、そのうち65歳以上の1号被保険者となる方は661名で先ほどの65歳以上の4,147名での比率であらわしますと16%であります。介護を必要としない人は3,486名です。この方は、いつまでも元気でいてくれることを期待しております。

実際に介護が必要となり、介護保険を使う場合、ほとんどの方が初めて使うので、介護サービスのことがよくわからないということが現実だと思います。施設に入所して暮らす支援として施設型では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム等があります。自宅で暮らすための支援としては、居宅型のサービスとありますが、居宅型では訪問サービス、デイサービス、ショートステイ、小規模多機能ホーム等で分けられています。この中では、特別養護老人ホームを利用する希望の方が多いと思いますが、要介護3以上でないと利用できません。なぜ希望する人が多いのでしょうか。利用料が低いということが言えます。これは、収入によって居住費と食費に対して4段階の減免措置が受けられます。このことから順番待ち、入居待機者が多く、数カ月待ちであるということが現状であります。

この収入に応じた減免措置は、とてもいい制度であります。しかしながら私が問題と思うことはこのすばらしい減免措置なのですが、全てに適用されるのではなく、介護サービスの種類によって減免措置の対象か対象外があるということにあります。調べたところによりますと、この減免措置は居住や宿泊、そして食事の介護サービスが減免の対象となっております。この居住や宿泊と食事の介護サービスを受けた場合、利用した施設によって減免措置が対象となる施設と対象とならない不平等となっていることがわかりました。具体的に比較すると、施設型では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホームの3つがあり、この中で特別養護老人ホームと介護老人保健施設が減免の対象となっておりますが、施設型の中で認知症のグループホームは対象外となっております。居宅型では、ショートステイが対象となっておりますが、そのほかの居宅型のデイサービス、小規模多機能ホームは対象外となっています。介護サービスを受ける方や家族の経済的負担の軽減を必要とする方のための軽減措置であります。残念ながら、現在の介護保険制度では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイが減免対象の介護サービスであり、ほかには対象外で宿泊を伴う介護サービスでは認知症グループホーム、

小規模多機能ホームなどが対象外となっております。食事を伴う介護サービスでは、デイサービスが対象外となっております。この制度は、経済的負担軽減を必要とする方のための減免措置の制度であります。特別養護老人ホームの介護サービスを希望していても入居待機者がいる。その中で現状の介護費の負担を大きく感じている方もたくさんいると思います。また、田上町を離れ、他の市町村の施設に入所しているのも現実であります。

本来は住みなれた地域、いつまでも地域の人とのかかわりを持ちながら暮らしていきたい。今まで培った地域で暮らしていきたいと思うのは、誰しもの思うことでもありますし、国も自宅での介護サービスに医療や地域とのつながりを連携させ、自宅で暮らしていくことを推奨しております。そこで、田上町のローカル制度として減免措置を拡大し、経済的負担の軽減を必要とする方のために平等な介護サービスにつなげていければというふうに考えております。国の制度だけでなく、どうしたら町民が幸せを感じるか真剣に考えるべきだと思います。

そこで、町長にお尋ねします。1点目が介護サービスの種類が異なっても減免措置を居住費と食費を提供するサービス全てに適用させるべきと考えますが、町長は介護サービスの平等性についてどのように考えますか。

2つ目、この制度は経済的負担の軽減を必要とする方を救済するための減免措置を拡大することについてどのように考えますか。

3つ目、町の中で介護サービスを受けられず、他の市町村の特養やショートステイを利用して住みなれた地域を離れて暮らさざるを得ない方々について、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上の3点についてご回答をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、椿議員の質問にお答えさせていただきます。

介護の減免措置の公平な対応の実現についてということでもありますけれども、現在の当町の減免制度の内容は、介護保険法の制度内容と同様の取り扱いといたしております。具体的には一定の要件を満たす低所得者に対し、介護保険3施設と言われる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型施設、それとショートステイの利用に係る食費と居住費、部屋代を減免としております。そもそも介護施設の利用者の皆様に食費と居住費の負担を求めている理由は、ご自身のお口に入る食費や生活の場である居住費というものは自己負担していただくという考えが一般的



であり、それは介護サービスを利用していない方も一般の生活において同様に負担しているという考え方からであります。その中で国が例外的に特定の施設に減免制度を設けております。それは、介護サービスが措置制度から介護保険制度への移行に伴う経過措置として行ったことによります。

減免の範囲を食費と居住費が発生する全ての介護サービスに拡大してはとのことですが、その経費をどうやって賄うかという問題があり、それは難しいことかと思っております。町独自で減免範囲を拡大した場合にはそれに対する国と県、それから支払基金による公費負担がございません。介護保険料は、今後も上昇が見込まれておりますけれども、その独自サービスの財源としては介護保険料にさらに上乗せして皆様からご負担していただくか、町税等でその分を負担していただくことのどちらかとなります。このようなことから、町として減免範囲を拡大することは難しいと思っております。

また、町の中で介護サービスを受けられず、他の市町村の特別養護老人ホーム等を利用している方々についてどう考えるかということですが、個々の事情もあり、様々な経緯もあり、生まれ育った田上町ではなく、やむを得ず町外の施設を利用されている方がいらっしゃいます。いろいろな要因があり、それがよくないとは一概には言えませんけれども、町内の施設のみで全町民の介護サービスを賄うということも現実的には難しい状況であります。さらに、町内に新たな特別養護老人ホーム等の施設を建設するという、町の介護保険料の上昇に直結することや町の公費負担の問題等もあり、将来にわたり持続可能な介護保険財政運営の面から考えても総合的な判断が必要となり、慎重に考えなければいけないかと思っております。

以上でございます。

8番（椿 一春君） 回答いただきまして、ありがとうございます。

自己負担での考え方として居住費と食費を自己負担というのは、私はそれはやっぱり当然と思いますが、過去の措置制度から契約に変わった、介護保険制度に変わったことの措置だということですが、やはりここを必要としている方は所得の低い方が対象となっているわけで、全利用者さんが居住費ですとか食費を減免しなさいということではないのです。その中の何%の方が対象となるかはわかりませんが、本当に特別養護老人ホームに入りたくても入れなくてやむを得ず自宅を中心とした介護をされている方とか、みんないろんな方がいると思うのですが、軽減しなければならない人たちのために、施設によって特別養護老人ホームと老健、ショ

ートステイ、それらですと昔からの流れなので、受けれる、そうでないと受けれないというのはやっぱり本当にそれでいいのかなというのが今回私の思った疑問であります。それに対してやっぱりどれぐらいの予算規模であっているのかというものを調べていただいて、できれば私は本当に必要とされる方にとっては手を差し伸べて減免の措置をやるべきだと思うのですが、その辺についてもう一度町長の考えを確認しておきたいと思います。

あと先ほど田上町にもっと特別養護老人ホームを作るというのもあったのですが、けれども、だんだん人口も減ってくるので、一時的には必要になるかと思いますが、そのために今施設ではなくて住みなれた家ですとか地域の方の協力を得ながら医療と連携してなるべくなら住みなれた自宅で過ごせるようにということなので、私は必ずしも特別養護老人ホーム、特養が田上町にもう一棟必要だとは考えておりませんが、その辺の在宅でいろんな形のサービスがあるのですが、やはり住みなれた町にいつまでも暮らしていけるというのを本当に介護を必要とされた方々にとっても住みなれた町で過ごしていくということは必要だと思います。割と介護が必要になると何か遠慮がちで、本来はいろんなところへ出かけて映画を楽しんだり、楽しみるところも一生懸命楽しんでいるのが本当の人としての楽しみ方で過ごしていけるためにはどう支援するかが大切だと思うのですが、居宅型のサービスのほうについてもやはりもっと施設型の昔の措置の制度と、だからこうなのだ、今新しいできた施設はもう介護保険の中だから、全然別物ですというふうなのよりもっともう少し、先ほども言ったのですが、町でこれを実施することによって、大まかな予算規模とか含めてどうやったら実現できるかというのを検討していただければと思いますが、その辺についてもう一度町長の答弁をお願いいたします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 椿議員のおっしゃられることは、本当に私自身もよくわかります。当然椿議員も福祉施設を経営していらっしゃるわけですから、そういう立場からしてもやはりお年寄りの方々が本当に住みなれた、この田上で過ごしたいというお気持ちを理解するということは私自身も当然でございます。しかしながら、介護保険制度というのは保健事業であります。そういう意味からしてやはり持続可能な財政運営にも取り組まなければならないと思います。ただ、一方でどうしてもこの制度を、サービスを必要とする方がサービスを受けられるような、そういう仕組みそのものはやはりこれからもいろいろと研究していかなくてはならないなど、こう思っております。そういう中で先ほども申し上げた持続可能な財政運営ということをして

考えたときに、やはりそういう取り組みも当然あるのだということをひとつご理解をいただきたいと思います。しかしながら、そうしたお年寄りの方々、先ほども申し上げましたようにいつまでもやはりこの住みなれた土地でそうした介護サービスが受けられるような、そういうものはこれからしっかりとまた私どもも取り組んでいかなければならないなというふうに考えております。

以上であります。

8番（椿 一春君） ありがとうございます。

最後、1つだけですが、確かに保険制度なので、持続可能な制度を実現していかなければだめだと思うのですが、例えば利用する中で今食費と宿泊費という2つのサービスがあるのですが、一番やっぱりそこに泊まってしまうというのがやはりどこの施設でも利用者にとっては負担が大きくなると思うのです。食費は、口に入るものなのですが、宿泊というのはやむを得ずどこかへ行くという方が対象と思って、自分の意思とは違うものと思います。ですから、宿泊費に限定するとか、そういった形で再度試算していただいて、その辺の部分で実現可能かどうかというのをもう一度検討していくことは可能かどうかということに対して、もう一度町長の答弁をお願いします。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 試算するのも大事かと思いますが、そういう施設の利用する方々が施設を利用しやすいような、そういう取り組みはこれからもしっかりと考えていきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、1番、小野澤議員の発言を許します。

（1番 小野澤健一君登壇）

1番（小野澤健一君） 1番、小野澤健一でございます。では、一般質問を行いたいと思います。

私は、前回から一般質問ということで今回2回目になります。その背景にあるのは行政運営、それについて今回もちょっとお尋ねをしていきたいというふうに思っております。今回の一般質問のテーマは、町民の声、いわゆる民意です。民意が政策選択に十分に反映されているかです。言い換えれば、行政運営において町民が主役となっているかという観点から物を見ていきたいというふうに思います。

私は、行政運営上の諸問題のほとんどの根源が行政と民意の隔たりにあると思っております。田上町においても民意と行政のミスマッチは少なくないのではと思っ

ております。非常に残念なことでありますが、そもそも町政に興味を持たない町民が増えてきているように思えてなりません。これは、町民側に原因があるのではなく、行政サイドに問題があると謙虚に考えなければなりません。

少子高齢化を伴う人口減少が進展する中においては、人の数だけの知恵とその年齢分の経験、これを私は田上力と申し上げておりますけれども、その田上力を町民からしっかりと発揮してもらえる環境を作り上げねばなりません。そのためには結論先にありきや前例踏襲ではなく、物事の本質及び全体を俯瞰する中で物事の背景をしっかりと理解し、事実を自分勝手に矮小化して認識することなく、ありのままに把握しなければなりません。最近特に強く思っております。今こそ、従来にも増して民意を積極的に吸い上げて行政運営、政策選択をしっかりと行っていかなければいけないと思っております。このような観点に立ちまして、2つの一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目、町民が主役の行政運営についてであります。私は、前回の一般質問で行政運営の生命線が財政の健全化であり、それが町民に対しての最大の使命であると申し上げました。人口が減少していく中において、必然的に町民一人ひとりが行政から受ける影響は大きくならざるを得ません。今後ほぼ確実に疲弊していく財政、毀損していく財務においては民意を十分に把握した上で、各種施策の立案やその優先度を決めていく必要性が増します。なぜならば、それらの諸施策を享受するものは直接的、間接的に資金負担、税負担をするのもほかならぬ町民だからであります。一方、田上町において町民自らが判断するに、十分な情報に基づく民意が行政運営にしっかりと反映されているかという点に甚だ疑問であります。町民に対して町民自らが判断するに十分な情報を丁寧に継続をして提供し、周知をしているのだろうか。また、行政サイドから町民に対して積極的に働きかけて民意を吸収しようと努力し、結果として吸収できているのだろうか。謙虚に自問自答をしてみなければならぬと思います。例えば1つの事象として町政にかかわる過去の選挙の投票率を調べてみますと、平成26年と平成30年に行われた町長選挙では約70%、我々町議会議員選挙においては平成30年の補欠選挙で約70%、この4月の一般選挙では約60%となっております。他の市町村に比べて投票率が高いとか低いとかを問題視をしているのではなく、何を物語っているかといえば、3割から4割の声なき声が田上町にあるということであります。したがって、行政は民意の吸い上げに際してこの相当数の声なき声、黙する民意の存在をも認識し、真摯に対処しなければなりません。私が前回の一般質問で取り上げたようなマイナス情報も含めた積極的な情報開示だ

けではもはや不十分であり、並行して行政サイドの積極的な働きかけによる相当数の声なき声を含めた、民意の吸い上げが求められる状況にあると考えます。

こういった状況のもとで、この7月に締め切った公共交通に関するアンケートの地区別回収率あるいは全体の回収率はいろいろな意味で興味を持つところであり、いずれにしろ現状のままでは町政の主役が町民ではなく、結果としてですが、行政サイドの一方的都合や自己満足による押しつけ町政となっている、あるいはなってしまうとの危惧を抱きます。

これまで財政を支えてきた町税や地方交付税交付金についても先行きが芳しくなく、年々厳しい財政運営が強いられると十分に予想されます。県財政も疲弊し、超過課税も検討されており、財政の持続可能性の瀬戸際であると知事自らが表明をしております。今に始まった財政疲弊ではなかったはずで、財務情報に関する説明責任が十分に果たしていなかったのが最大の問題であると思っております。田上町もそうならないために、当然にして町民が知り得なければならぬ情報の提供及び周知を徹底強化しなければならないと考えます。行政運営の全てにおいて、町民の十分な理解と協力は不可欠だからであります。伝える側の心得は、相手に伝わったことが伝えたことです。自己満足の広報活動や周知では事足りないということであり、ます。

そこで、町長にお伺いをいたします。現状の町政に町民の声が十分に反映されていますかについて、町民が理解し、自らが判断するに十分な情報提供及び行政サイドからの働きかけによる周知が徹底されているかを踏まえて、1つ目、事実認識としてどのような状況にあるとご認識をされていますか。

2番目、次にその事実認識の解釈としてなぜそうなった、あるいはそうなっているとお考えですか。

3番目、最後にその解釈に基づいて何をどうすべき、何をどうするのか、お考えをお聞かせください。

以上が1つ目の質問であります。

続いて2番目、公共施設の維持管理についてであります。田上町には町の将来人口や財政見通しを踏まえ、公共施設等の現状や課題を明らかにし、公共施設等の総合管理に関する基本的な方針を示すものとして公共施設等総合管理計画が平成28年度から、元号が変わりましたので、令和7年度までの10年計画として策定をされ、現在4年目の運用がなされております。この計画は、住民の暮らし、地域のあり方に直結しているにもかかわらず、ホームページには記載されておりますが、町民に

は十分に周知されているとは言えず、その狙い、目的、内容を早急に知らせ、学習していくことが急務と考えます。

公共施設は町民の財産であり、基礎的な公共施設は日常生活圏に整備していくのが基本であり、特に地域施設は当該地域の町民、町内会、自治会、関係団体等と協議し、あり方を検討することは必須と考えます。行政サイドには取り組み姿勢、計画内容、進め方が問われ、町民、それから地域には自治力や提案力が試されるものであります。この問題を単なる施設の再編の問題と矮小化してはならず、将来を見据える中で町民の安心と豊かさが実感できる暮らしの持続可能性を担保することと捉える必要があると考えます。人口減少、少子高齢化の進展、地方財政の状況等を勘案すれば、公共施設の見直しは必至であり、政策的な対応が求められます。公共施設は、地域コミュニティーの核であり、住民のライフサイクル全体を通して福祉の増進を図るとともに、社会、経済活動を営む基礎を作るものです。一律的な削減ありきではなく、施設の設置目的や町民の暮らし、地域の実態、将来のあるべき姿をよく見きわめ、まちづくりの一環として町民の参加、合意形成を図って進めるべきものと考えます。厳しい財政状況の中にあっては基本に立ち返り、行政の本来の役割は何か、公共施設は何のためにあるのか等をよく踏まえ、事務事業全体を見直し、政策選択の中で考えることが必要であると考えます。

そこで、町長にお伺いをいたします。1つ目、本計画を町民にわかりやすく、丁寧に説明をする予定はありますか。予定があるとすれば、その大まかな時期や説明方法をお聞かせください。

2番目、計画期間内での見直し、改定をうたっていますが、その予定はありますか。予定があるとすれば、その内容と背景をお聞かせください。

3番目、計画では今後も維持していく公共施設について、田上町まちづくり財政計画の中で計上するとありますが、維持していくものとそうでないものとはどのような基準で決定しているのですか。その決定の中で町民の声は反映されていますか。

最後の質問です。現有施設は全て維持するものとしての前提で公共施設及びインフラを合計をした今後40年間の整備費を330.4億円で、1年当たり平均整備額を8.3億円と試算をしていますが、現状はそれを下回る予算執行と推察されますが、その積み残された分は今後どうする予定ですか。また、財源として何を見込んでいますか。

以上が2番目の質問です。これで2つの質問を申し述べました。

これで1回目の私の質問を終えます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、町民が主役の行政運営についてお答えをさせていただきます。町政に町民の声が十分に反映されているかということで町民が理解し、自らが判断するに十分な情報提供及び行政サイドからの働きかけによる周知がなされているかということですが、現状としては町から町民への情報提供の方法としては、まずは月1回発行の町の広報紙が中心であります。そのほか随時に発行する各世帯への全戸配布文書や回覧文書など、町ホームページ、行政メールなどがあります。また、内容によりましては、町民説明会等の機会を設けることで町民への情報提供に努めているところであり、適切に行っていると考えております。なお、議員が述べている相手に伝わることを念頭により町民にわかりやすく、適切に伝えられるよう、情報提供のあり方につきましては今後も研究する必要があると思っております。

次に、公共施設の維持管理についてお答えいたします。公共施設等総合管理計画を町民にわかりやすく、丁寧に説明する予定があるかとお尋ねであります。現在の計画は平成28年3月に策定いたしました。その当時は、例えば概要版等を作成して全世帯に配布することまでは考えておりませんでした。それから、現在の計画も既に全体計画の期間の約半分ぐらいが経過しており、ここで改めて周知を行う必要はないと考えております。しかし、次期計画の改定には町民への周知等については検討してまいります。

計画期間内での見直し、改定予定の有無につきましては、計画期間中の平成28年度から平成37年度までの10年間において、現在の施設につきましては基本的には可能な限り修繕し、維持していく方針でありますので、現状では現計画の改定の予定はありません。

今後も維持していく公共施設の判断基準とその判断における町民の意向の反映についてであります。町が保有している施設で現在の町の人口規模から不要なものがあるとは考えておりません。また、計画期間の10年間は現行施設の維持を基本としておりますので、現状では特に町民の意向を反映させるようなものはないと考えております。施設の維持、修繕につきましては、施設の老朽化や緊急度を見ながら、まちづくり財政計画で提案してまいります。今後施設の統合、廃止等の検討が必要となるような状況になれば、当然であります。町民の意向等を踏まえた検討が必要となります。

予算の執行状況は、公共施設等総合管理計画に記載された整備額を下回っていると指摘されております。計画策定時において整備総額と各年度の整備額の考え方

につきましては、それぞれの施設の耐用年数をもとに更新年を推測しております。さらに、更新にかかわる単価の設定につきましては、総務省から提供された一般的な単価をベースとして試算したことから、実際の修繕費と更新費は計画に計上されている金額を下回っており、特に積み残し分があるという状況ではありません。しかし、施設の耐用年数から計画上では2041年ごろに大きな財政支出が始まることを予測しておりますので、早い段階から基金への積み立てや修繕費の平準化を行うなど、その財源等を含めた検討が今後必要になってくると考えております。

以上でございます。

1 番（小野澤健一君） どうもご答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

2 回目の質問ということでさせていただきます。

1 番目のほうで町民が主役かという問いの中で、一番初めの質問でどのような状況にあるかということで今現在の中で、適切に行われているということで不適切というふうに私申し上げるつもりは全然ないのですけれども、ただ先ほども午前中お話があった教育委員会の任命の件につきましても、例えば書面で審査をする中において、その人がどういう人なのか。例えばそのときも申し上げたように校長先生だから、偉いとか、教頭先生だから、云々、あるいはそうではないから、云々というわけではないのですけれども、その人を見る中において書面の中で十分に判断する材料という中でやはり校長先生、教頭先生であれば管理職なのでしょうから、マネジメント能力あるいはそういう経験をされてきたのかな、あるいはそういう職についていない人であれば、子どもたちと一生顔を合わせて子どもたちに教育を施してきた、そういう人なのかといういろんな想像ができるわけでありまして、判断するにやはり十分過ぎるほどの情報は、情報の開示の問題あるいはプライベートの問題、いろいろあると思うのですけれども、そういうものをやはり考慮しながらでもやっていけないといけないというふうに思います。前回は申し上げたように、前回は財政を財務まで掘り下げてお話をしていた、マイナス情報という部分も私そうだと思うのです。今回の例えば新潟県の財政についても今ほど私申し述べましたように、今に始まった財政の疲弊ではないと思っています。なぜ今まで言わないのと、これがやはり問題であるわけですから、そういったことにならないためにはやはりできる限りの情報提供、それも行政側から。いや、「きずな」に載せたから、読まないほうが悪いのではなくて、やはりわかってもらうようにしむける、あるいはそういう努力をすることが必要ではないのかなというふうに思っております。

先ほども申し上げたように選挙の投票率も残念ながら、いろんな事情があったの



でしょうけれども、下がってきております。声に出す人はまだいいにしても声に出さない、いわゆる黙する町民の数がかなり大勢いらっしゃるのではないのかなと。独自に私が入手して調べてみると、町議会議員に至っては一般選挙と今回の選挙で見ると30代、40代、50代の人たちの投票率が下がっているのです。働き盛りの人たちが町政から離れてどうするのと、こういうふうに思っているわけですが、非常に危機的だなというふうに私は思って、それで町民が主役の行政運営云々という質問をさせていただいた次第でございます。先ほど申し上げたように不適切とは申し上げませんが、いま一步の努力が私必要だろうと思うのです。例えば重要なものがあるから、タウンミーティングをやるのではなくて、タウンミーティングをある意味で制度化をする中でやられたらいいかなのかなという気がいたしております。

「きずな」についても前回のときにいろいろ改良、あるいはどういうふうな形で改良になるかわかりませんが、行政サイドのほうからは研究する、検討するということなので、どういうことが研究なのか、検討なのか非常にわかりづらいところもありますけれども、やはり町民に訴えて町民の協力を最後には得なければいけないわけですよね。例えば財政が苦しければ、その余波というのは全部町民に行くわけであって、役場の職員の方も当然町民の方もいらっしゃるわけですから、そういう町民の協力をなくして物事は成り立たない。したがって、そこに行き着くまでの間に、やはりいい情報はここにこして伝えればいいと思うのですけれども、特に悪い情報、こういったものは「きずな」のみならず、3役が自ら出向いていっていろんな公共施設の中で説明をする、そういった努力が必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。こういった形でこれについて私の今意見を述べたわけでありまして、これについての質問というのはございません。

次、2番目ですけれども、こちらのほうが私は非常に重きを置いているのですけれども、非常に公共施設の総合管理計画というの私大事なものだと思っております。平成28年当時は、町長も今の町長ではなかったし、皆さんおられる方もいれば、そうではない方もいらっしゃるのだらうと思うのですけれども、公共施設というのはやはり町民のものであるわけですから、これをどうするのか、あるいはどういう計画に基づいてどうするのかというのは、これ当然やはり町民の皆さんにわかりやすく説明するべきだらうと思うのです。今の計画が10年の計画の中で4年を経過したから、いや、しなくともいいとかという、そういう問題ではなくて、そもそもこういう計画があること自体町民の皆さんがわかっていらっしゃるのかと、私はそういうふうに危惧を持ちます。それから、金額的にも先ほど申し上げたように不要

なものはないのだということは今の公共施設を、全部を維持をしていくと、こういう町長のお話がありました。現実的にそれって可能なのでしょうか。今は修繕の時期だからと、立てかえとか、そういったものにまだかからないからというものではなくて、これというのはそもそも40年間を見越した、その中での10年間でどうするのかという問題であって、10年間で終わったから、あとは知らないというわけにはいかないわけです。小学校の問題であるとか、それからいろいろ問題もあった旧公民館になりますけれども、そういった問題もあるわけですし、それから旧公民館がそういう形になりました。今度は、残るは町民体育館かなり古い建物という形になっております。そういったものについて、今後どうするのかという明確なものがないと、町民のほうも何をどうしていいかわからない。自分勝手なやはり解釈をしてしまう、そういうふうなものがありますので、これについては周知は必要ないというふうに町長おっしゃられましたけれども、私は逆に周知をすべきではないかなというふうに思っております。これについて、再度町長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。この計画を町民に対してそのまま、例えばここにありますが、この資料を町民に渡しても多分わからないです。これをもう少し色をつけるなり、あるいは字を大きくするなり、もっとわかりやすくご説明をする必要があるのかなというふうに思っております。この辺、再度町長のお考えをお聞きをいたします。

私から以上です。

町長（佐野恒雄君） 小野澤議員のご質問でありますけれども、施設の今後の取り組み方、そしてそれらをまた住民の方々に周知していくべきだろうと、こういうふうなお話でございます。非常に今町の所有する施設そのものは皆様方、それこそ非常に老朽化が進んでおることはご承知のとおりであります。これらにつきましては、いろいろとこれまで修繕を必要とする箇所について対策を対処してきたというのが現実でございます。そういう中で、これからいろんな形で修繕費用というものが多く出てくるのは当然です。そういう中で施設は私全部必要な施設だと思っておりますけれども、例えばそういう施設の中でも統合しなくてはならないような施設もあるかとは思いますが、それらは、町で今後とも対処をどういうふうにしていくのか、老朽施設をどうするかということはしっかりと検討していかなくてはならないというふうに考えております。そうした検討する中で町民の方々に周知をしなくてはならないという状況であれば、当然町民の方々に周知をしていきたい、そんなふうを考えております。

1 番（小野澤健一君） そうなると、先ほど一番はじめにおっしゃったように今の段階では説明をするつもりはないと、こういうことで理解をさせていただきます。それにここにあるのは整備費だけであって、本来公共施設、建物というのは維持管理費、いわゆるランニングコストが非常にかかるのです。これについて、あえて書いていないのか、書く必要がなかったのかわかりませんが、間違いなく財政は疲弊をしていくというふうに私は思っております。そういった中で今はあめ玉、あとはむちということになって、むちの段階で町民の皆さん、ご理解くださいと、これは非常にあってはいけないことだというふうに私は思っております。したがって、現状の建物も維持をしていくのだと町長の力強いお言葉もありました。ぜひともそうしていただく中で田上町の福祉増強、そういったものが保たれればというふうに思っております。また、いろんな機会がこの話題が出てくる可能性もありますので、今言われたことを私はしっかり覚えてまいります。ぜひとも今ある現状の公共施設については、未来永劫田上町が持ち続けて住民の福利厚生に役立つ、そういったものができる財政をぜひとも確立をしていっていただきたいというふうに思っております。

私の質問、これで終わります。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

では、暫時休憩をいたします。

午後2時09分 休 憩

---

午後2時25分 再 開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

今日最後の質問者であります。3番、藤田議員の発言を許します。

（3番 藤田直一君登壇）

3番（藤田直一君） 3番、藤田でございます。これより一般質問をさせていただきます。

今日は、1点目、新しい公共交通に関するアンケート調査について、もう一点が空き家対策についてでございます。では、新しい公共交通に関するアンケート調査について質問をさせていただきます。先般の6月13日の全員協議会で平成30年度に実施された第1回の田上町の新しい公共交通に関するアンケート調査の結果が資料とともに報告をされました。このアンケート調査は、町の老人クラブの皆さんから、ご協力をいただいて実施されたとのことでございました。そして、これらの調査資

料を参考にして平成31年3月9日、10日の2日間にわたり町内7会場で町民説明会を開催し、今後町で検討していく公共交通の方法や実施スケジュール等について説明をし、参加者からの質疑応答があり、述べられていることの主要な点についての報告もありました。その後、これらの資料をもとに平成31年4月15日に第1回田上町地域公共交通会議が開催され、実施に向けて協議が進められています。また、令和元年7月には2回目の田上町の新しい公共交通に関するアンケート調査にご協力をいただきたいとのアンケート資料が7月の31日までの投函希望で郵送配布がありましたが、これら、このアンケート調査実施について3点、町長にお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございます。町の老人クラブの皆さんへのアンケート調査は、平成30年の何月に実施し、何枚配布し、何枚の回収があり、回収率は何%で、そして経費は幾らかかったか聞かせていただきたいと思います。

2番目、第2回目の全戸へのアンケート調査は同じく何枚配布して何枚の回収があり、回収率は何%で経費は幾らかかったか。

3点目、1回目のアンケート調査から2回目までの調査までに約1年ちょっとぐらいの期間がありましたが、1回目の調査の趣旨は何か。資料は、どのようにこの期間で活用をしたのか。

次に、今回配布された2回目のアンケートについては我が家のことではありますが、最初に家内が記入をするということで取り組みましたが、大変難しい、理解に苦しいとのことで、残りを私に記入してほしいということで渡されました。私も内容を読んでも非常に判断が難しい、理解しにくい、1つの質問に3人からの回答を求めているなど、大変自分で思うには面倒な内容だったというふうに思っています。そこで、先般全員協議会でいただいた資料、第1回目のアンケートを読んで内容を比較してみましたが、回答方法が1回目は理解しやすい短時間で回答が可能に比べて、2回目は理解が難しく、回答に時間がかかってしまうという私の状況でありました。2回目のアンケートは、短時間で回答ができるようなアンケートではなく、わからないから、ひとまず後回しにしようと思うほどの質問内容だったと私は思っています。自分が回答したアンケートがどのように利用されるのかは大変気になるものであります。その意味では、アンケート調査の趣旨は、説明はされてはいましたが、町長が目指している本来の無料巡回バスの運行目的である、高齢者が買い物、病院へ行くのにとっても不便、年をとって車の運転ができなくなった等、高齢化が進み、高齢者世帯が増加する中で少しでも安心した日常生活が町内で送れる

ように、また生活弱者への経費負担軽減ができるようにとの思いからの公共交通ではなかったのかと私は思っています。今回のアンケート内容は、あれもこれも実施をするような、何となく町長が目指している本来の方向からは少し外れているような、そんな感じを受けながら記入をしてきました。

私もこの8月29日で68歳になりました。今は、まだ自称準後期高齢者だとは思っていますが、あと7年後には私も75歳になり、間違いなく後期高齢者の仲間に入っ  
てまいります。恐らく町のいろんな補助制度の助けをかりて安心した生活が送れる時代になっているだろうと、そんなことを思いながら、今時点の田上町における後期高齢者数について調べてみました。町内における75歳以上の後期高齢者がいる世帯は、平成28年3月末で1,589世帯、平成29年3月末で1,577世帯、そして平成30年3月末で1,607世帯であります。また、町内における75歳以上で2人だけの世帯は、平成28年には138世帯、平成29年には151世帯、平成30年151世帯。そして、町内における75歳以上で1人だけの世帯については、平成28年には391世帯、平成29年には390世帯、平成30年には417世帯であります。そして、町内における運転免許証の年間自主返納者は平成27年には11件、平成28年には資料はございません。平成29年には15件、平成30年には24件。繰り返しますが、75歳以上の後期高齢者がいる世帯は平成30年度3月末で1,607世帯です。町の全体数が約4,200世帯としますと、全体の38.2%の割合になります。また、75歳以上のひとり世帯が平成30年で417世帯ありまして、これも全体数の9.9%を占めている割合になります。これらの数値を見た中で、今進めようとしている公共交通体制から見える運行目的は、公共施設利用を優先したものになっているのではないのか。市街地までの運行検討、通学での利用する学生への検討、観光スポットめぐり等々、限られた予算編成の中では余りにも風呂敷を広げ過ぎているのではないのか。もっと現実に沿った案を検討してもよいのではないのか。私は、2回目のアンケートの内容からそのように感じた次第であります。また、私が気になったのはアンケートの回答にどれくらいの時間を要するのかなということでもあります。ちょっとした暇な時間で記入しようと思う人が多いのではないのでしょうか。今すぐに回答ができる内容なのか、それともわからないから、ひとまず後回しにしようと思われてしまったら、その時点でアンケートはアウトだと私は思います。恐らく回答はしてもらえないでしょう。きちんと伝えることができる内容で、短時間で回答ができるようなアンケートを作ることも私は重要な課題だというふうに思っています。そこで、2点について町長にお伺いをいたします。

第1点目、1回目と2回目のアンケートはどこの部署で、どこに依頼して作成を

いたしましたか。

2点目、町長は1回目と2回目のアンケートの内容をもし読んだとするのであれば、どのように感じたか聞かせていただきたいと思います。

次に、2つ目の空き家対策についてでございます。今各自治体では、空き家対策が大変大きな問題になっています。空き家対策の目的は、危険な空き家を除去することと、利用可能な空き家を利用することにあります。今回私、町民課長に現在の状況を確認したところ、田上町における空き家件数は平成27年12月から平成28年10月までの間で調査を実施したデータでは221軒でありました。これ以降は、明確な調査はやっていません。ただし、担当レベルでは町民移動届等により机上により確認をしている程度でありますとの回答をいただきました。そして、空き家定義について町民課長から丁寧に教えていただきました。いいかね、理解しているかねということで空き家とは居住、その他の使用がされていないことが常態、平常の状態であるもの及びその敷地（1年に最低1回程度帰省するなどしている場合は管理しているとみなされ、該当しない）ということでありました。また、特定空き家とは1つ目、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態のこと、2つ目が著しく衛生上、有害となるおそれのある状態のこと、3つ目に適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態であること、4つ目、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、この4点だそうでございます。この4点のどれかに該当するものが、特定空き家に認定をされる旨を課長から教えていただきました。そして、空き家及び空き地で近隣住民の皆さんから苦情がある場合は、その都度所有者に連絡をして対応はしているとのことでありました。今町内における空き家で特定空き家に該当するものは、今時点ではないとの回答をいただき、私も安心をしています。しかし、空き家は増えつつあり、特定空き家もいずれは出てくると思われます。そのような状況が拡大する前に移住、定住を目的とした、空き家バンクの充実を今以上に強く望むものであります。少子化対策や人口増加対策は、早急に取り組まなければならない課題であると誰もが思っていますが、すぐに取り組めて結果を早く出せる政策は何かと考えたとき、現物があってすぐに活用または利用できることだというふうに思っています。空き家バンクは、自治体が空き家を活用し、地域振興などにつなげるために運営している制度で利益目的の仲介をしているわけではありません。空き家所有者と空き家に住みたい人をつなぐサービスであり、地域内の空き家を売りたい、または貸したい人から空き家登録をしてもらい、買いたい人や借りたい人に情報を提供することで結び

つける制度であります。そこから先の現地見学や契約に係る手続などは、当人同士で行うことが一応義務づけられております。町のホームページを開くと、空き家バンクについて表示をされています。そして、今現在の登録物件一覧表及び建物位置が表示されていますが、現在登録されている空き家物件は田上町のホームページでは3軒であります。平成28年度の調査では、221軒の空き家が確認されていますが、田上町の皆さんは売りたいくない、貸したいくない、管理をしているから、大丈夫、そのような人たちが多いため、少ないのかなんていうふうにも感じていますが、しかしながら私はやっぱりそうは思いません。もっと積極的に空き家バンク制度について、町内の住民の皆さんへPRをするべきではないでしょうか。そして、空き家登録を増やして空き家物件紹介の写真や説明に工夫をし、もっと生きたホームページにするべきだと思っております。町内には古民家風の建物もたくさんあり、登録をされれば興味を持つ人もたくさんいるはずですので、ぜひ町長のトップダウンで取り組んでいただきたいと思います。町長にお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、新しい公共交通に関するアンケート調査についてのご質問ですが、1回目の老人クラブへのアンケート調査は平成30年7月に実施し、869枚の用紙を対象者に配布し、各地区の単位老人クラブが取りまとめ、710枚回収をされました。回収率は81.7%です。その経費としましては、アンケート用紙の印刷経費、各単位老人クラブへの郵送料、アンケートの分析などの経費がありますが、アンケート用紙の印刷は町が自前で行ったため、おおむね30万円程度です。

2回目のアンケート調査の概要につきましては、令和元年7月に行い、配布数は4,097枚、回収数は1,620枚、回収率は39.5%です。アンケート調査に要した経費としましては、調査票等の印刷と発送、回収、データ入力、現状分析、結果報告を含めた業者委託の契約金額は280万8,000円です。

アンケート調査の趣旨につきましては、1回目のアンケート調査に関しては道の駅への交通手段の問いかけであり、新しい公共交通の利用者としては高齢者を中心に想定しており、老人クラブ連合会に調査協力を依頼いたしました。調査結果としては、交通手段には市町村営バス、コミュニティーバスの希望が一番多くありました。その調査結果を踏まえ、2回目のアンケート調査ではより幅広い町民の方々からの意見をいただいた上で、公共交通の整備に向けた参考資料に活用させていただ

くために実施をいたしました。

アンケート作成の部署は、1回目は保健福祉課、2回目は産業振興課です。

アンケートの調査用紙を読んだ感想ですが、2回目は1回目に比べ、かなり細かい設問となり、面倒な内容になってしまったと感じております。住民説明会や公共交通会議において、より多くの意見を取り入れてほしいという要望を皆様からいただきました。できるだけ多くの内容について意見をいただくよう、今回のアンケートを作成したため、結果として回答される皆様に多大なご負担をおかけしたのではないかと感じております。なお、約40%の回答がありましたので、皆様から多くのお考えをいただけたと思います。今後公共交通会議の中で、アンケート調査の結果を活用して具体的な内容について議論を深めてまいりたいと思います。

次に、空き家対策についてお答えいたします。町では、平成24年度から空き家、空き地の有効活用を通して、町への定住促進を図るために空き家バンク制度を導入いたしました。それぞれの情報につきましては、町のホームページに掲載し、提供しておるところであります。これまでの実績といたしましては、空き家について所有者からの掲載申し込み件数は12件、そのうち空き家を買いたい、借りたいということで契約に至った件数は8件、取り下げは1件でありました。そのために現在のホームページに掲載している件数は、議員ご指摘のとおり、3件となっております。

空き家バンクのPR方法としては、ホームページへの掲載のほか、町広報紙「きずな」や行政メールを活用して手続の方法や情報登録の募集等についてPRをさせていただいておるところであります。今年度も7月号の「きずな」、7月1日号の行政メールにおいてPRしております。また、町民課において空き家、空き地の管理等に対する苦情等で所有者に連絡をとる際には、空き家バンク制度を紹介しております。これにより、実際に登録された方もおりますので、引き続きこれらの対応をしていきます。さらに、町では全国空き家対策推進協議会に加入していろいろな情報を得ております。その協議会には全国の空き家、空き地の情報を掲載できる全国版空き家、空き地バンクのサイトも用意されております。町への移住、定住に結びつくこともありますので、そのサイトへの掲載に向け、調査、研究をしておるところであります。

以上でございます。

3番（藤田直一君） ありがとうございます。2回目の質問でございます。

新しい公共交通に関するアンケート、今ほど町長のほうから1回目の老人クラブの皆さんへの配布の回収率は、81.7%だったというご回答をいただきました。非常



に私は高い回収率だというふうに思っています。その回収方法は、今区長さんでしたか、何か回収方法がそういう方法をとったから、私は高い回収率が出たのだろうというふうに思います。そして、2回目の回収率が約40%ということであります。かかった費用が280万円ということなのです。それは、委託をしたわけですから、これはかかるとも思います。でも、本当に280万円をかけて回収率40%でこれがいい数値なのか、悪い数値なのかという判断、私は高い数値だとは思いません。でも、低いのかといえば、何を基準として低いだということになりますから、一概には言われませんが、でもこの40%をもとにしてこれからいろんな参考にしていかれるのだろうというふうに思います。40%をもとにこれから先、改めてもう一度そのアンケートの内容を見直して、再調査をしようというふうなお考えがあるかないかをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、今町長がご答弁をさせていただきましたが、アンケート内容が町長もお感じになったのは、質問内容が難しかったという回答でありました。私もそう思います。ですから、これからのアンケート、いろんな面で町はするでしょう。ですから、やはり回収率を上げなければ何の参考にもならず、参考にするためには多くの意見を拾い上げなければならないというふうに思います。ですから、低いのはどういう原因だったのか、そういうものもしっかりと調査した中で、今回この40%が私は低いと思っていますが、なぜ低いのか、もしこういうのがあったから、低いだろうというのがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

それから、空き家バンクの2回目の質問であります。今平成24年度から空き家バンクデータ等を活用しながら今日に至っているというご返答いただきました。そして、今現在12件の中で8件が契約に至ったと。これも私はすばらしいことだと思います。しかしながら、私は空き家バンクへの登録が件数の割にはまだまだ少ないというふうに感じます。先般、出雲崎町の空き家対策の取り組みの一例が新聞に出ていました。この件につきましては、出雲崎町が10年間空き家になっていた物件を所有者が町に寄附をしたと。町は、伝統的な町並みが残る一角の中の建築物だったので、または価値があるか定かではありませんが、町がもらって790万円をかけて改修を行い、この10月から入居者募集を行うという記事も出ておりました。この建物は、築54年で木造2階建て、延べ面積が約35坪。築54年ですから、相当古い建物だと思うのです。その貸し出すときの家賃は3万円と敷金が6万円。ただし、貸せる条件として定住を希望し、同居をする家族がいること、そしてそこに15年以上住み続けていただければ、土地と建物を無償で譲渡をしますよと、そういう条件で募集

をかけるのだそうでございます。これも空き家を活用した、町がやるわけですから、公営住宅方式であり、結果次第では次の2弾、3弾も計画をしたいというのが執行者の考えでした。このようにぜひ、暗中模索の中で取り組んでいる自治体たくさんだと思っております。当町もかけ声でどうか終わることのないように、取り組んでもらえれば本当にありがたいなと思っておりますが、町長のお考えをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

これで2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 藤田議員のほうからアンケートの結果についてということでもお話をいただき、まずアンケートの結果、40%という数字、その前に再調査というふうなお話がありました。再調査というのは、再度アンケートをとるということなのではないでしょうか。それについては、全く考えておりません。そして、40%という数字の捉え方ですが、第1回目の調査は老人クラブのほうにお願いをして、高齢者の方々に限定してお願いをしたアンケートであります。2回目のアンケートは、全戸を対象にしたアンケートでございます。当然高齢者の方々と全戸対象にしたアンケートでは、その回収率は変わってくるというのは当然だと思っております。しかしながら、40%というのは全戸を対象にしたアンケートとすれば、そんなに低い数字ではないのではないかなという捉え方はしております。そういう中で出てきた調査結果でありますので、これからの公共交通会議で参考にさせていきたいなと、こう思っております。

それから、空き家対策について出雲崎町の例を挙げてお話がありました。私も新聞は読ませていただきました。非常におもしろいといえますか、関心を持って私も読ませていただきました。いろんな形で出雲崎町ばかりではなくて各自治体、どこも空き家対策、非常に大きな課題になっておるわけで、例えばカフェの利用であるとか、いろんな空き家対策されて、各自治体で取り組んでおられます。そういう意味において、町としてその空き家対策、今のところ出雲崎町であるとかほかの自治体のカフェであるとか、そのようなことは今まで全くやっておりませんが、そのようなことも含めてこの空き家対策、移住対策として非常に大きな効果があるのではないかなと私自身も捉えております。これから本当に町として、空き家対策やはり真剣に考えていかななくてはならない課題でもありますので、これから研究していきたいなと思っております。

以上であります。

3番（藤田直一君） 3回目の質問でございます。

空き家対策についてでございますが、今空き家を持っている人で解体をしたいという人も恐らくいると思うのです。解体するには大変費用がかかります。だから、何でもかんでも町に寄附すればいいではないかでは、困る話で、寄附を受けるからには、それなりの外観や建物の構造やこの建物が今後寄贈を受けて町の付加価値になるものであるか、そういう検討はして、いいか悪いかの判断をしていかなければならんというふうに思います。今のところそのようなお話は、私は課長からも聞いていませんからないのだろうと思いますが、今後出てきたときには、出雲崎町の方式を考慮した中でどのように町としては進めていくのかを、町長のお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 現状では、そういうお話は今のところありません。しかし、これは例えばそういうお話があるなしにかかわらず、先ほど議員がおっしゃられるように付加価値のある物件がもしあるとしたら、それはお話がある以前にかかわらず、町のほうからむしろ積極的に移住対策として検討していく価値があるのだろうと、こう思っております。そういう意味においては、空き家対策、真剣に考えていきたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 藤田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後3時04分 散会

別紙

令和元年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和元年9月6日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	5番 6番
第2		会期の決定	19日間
第3		諸般の報告	報告
第4	同意第3号	田上町教育委員会委員の任命について	同意
第5	議案第48号	田上町印鑑条例の一部改正について	付託
第6	議案第49号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	付託
第7	議案第50号	田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	付託
第8	議案第51号	田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について	付託
第9	議案第52号	田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約について	付託
第10	議案第53号	令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	付託
第11	議案第54号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第55号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第13	認定第1号	平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第14	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第20	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第21	報告第8号	専決処分（田上町中学校空調設備設置工事変更請負契約）の報告について	報告
第22		一般質問	
		散会	

# 第 2 号

( 9 月 9 日 )

令和元年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第2号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和元年9月9日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君  |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                 |       |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 町民課長            | 田中国 明 |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 産業振興課長          | 佐藤 正  |
| 教育長    | 安中 長市 | 会計管理者           | 山口 浩一 |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 保健福祉課長<br>補 佐   | 棚橋 康夫 |
| 地域整備課長 | 土田 覚  | 教育委員会<br>事務局 局長 | 小林 亨  |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明  |
| 書記     | 中野 祥子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 議

---

議長（熊倉正治君） 改めましておはようございます。一般質問2日目でございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（熊倉正治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に4番、渡邊議員の発言を許します。

（4番 渡邊勝衛君登壇）

4番（渡邊勝衛君） 4番、渡邊です。改めましておはようございます。令和に入りまして、豪雨や地震などの自然災害が多く発生しております。8月26日から28日にかけて降り始めた九州の雨は、猛烈な雨で佐賀県に続き、福岡県、長崎県に警戒レベル5の大雨特別警報が発令されました。またも災害に弱い日本となっております。佐賀県で3名の方が、福岡県では1名の方が亡くなっております。尊い命を失われた被災地の皆様方に哀悼の意を表しますとともに、避難生活を続けなければならない皆様方にも一日も早い復興をお祈りいたしますとともに、お見舞いを申し上げます。その災害が必ずや田上町にもやってきます。そのためには田上町でも早急に対応が必要です。これが一番の課題かと思えます。

今回は、最初は避難所について、2番目は旧公民館について、最後は10月1日から始まる令和2年の地区要望について、3つのテーマで町長に尋ねます。

（1）、避難所について。今年も各地で災害が発生しております。6月18日夜には新潟、山形地震が発生し、村上市では震度6強を観測しております。災害時に必要なのが避難所です。田上町の災害時における避難所対応についてお聞きします。



新潟、山形地震では、県内の沿岸部に津波注意報が発令された中、単独では逃げにくかったという障害者ら要支援者から災害時の避難支援や安全確認の強化を求める声が上がっております。県の浸水想定では、地震発生後5分から10分程度で津波が到着する地域もあります。ただ、支援者側も高齢化が進み、全ての要支援者をカバーできないのが実情です。支援者自身が災害の被害を受けるリスクを意識する必要もあり、避難体制をどう構築するかが課題となります。地震が発生した6月18日午後10時過ぎ、新潟市の信濃川で暮らす視覚障害者の70代女性は自宅にいました。避難を呼びかける広報車の放送やサイレンが次々に聞こえたが、女性では自力で避難できず、家にとどまざるを得なかったとのこと。1人では移動できず、恐ろしかったそうです。新潟市の全盲の70歳の女性も避難できないまま、自宅の玄関でラジオを聞きながら朝まで過ごしたそうです。近所の人たちが高台に自主避難していたことを知ったそうです。要支援者の登録はしていましたが、私への安否確認は最後までなかったそうです。別の地域では、民生委員が要支援者と一緒に避難したと聞き、地域間で格差が出ないようにしてほしいと望んでおります。

国は、要支援者の避難の円滑化に向けて自治体に要支援者名簿の作成を義務づけ、個人ごとの避難計画を策定し、避難経路や支援者を事前に決めるように求めています。ただ、こうした個別の策定は義務ではなく、策定率にはばらつきがあるとのこと。三条市や糸魚川市では、全域で個別計画を策定しています。だが、新潟市の65.2%をはじめ、完了していない市町村は多く、未策定という自治体もあります。

今回は、地震での対応のまずさが指摘されましたが、7月3日には南九州で雨雲が同じエリアで発生し続け、総雨量が増える線状降水帯が大きな被害をもたらす要因となっております。命を守るには早目に避難するしかありません。今年の8月28日には北九州北部に大雨が降り、警戒レベル5の大雨特別警報が出されています。佐賀県で1時間雨量が110ミリの猛烈な雨を観測。内閣府は、佐賀県の全市、町に災害救助法が適用されたと発表。国と県が市、町にかわって避難所などの運営などを費用負担します。平成24年、平成29年にも九州北部豪雨があり、大きな被害が発生しております。平成24年7月では、熊本県阿蘇市で1時間の雨量が108ミリに、熊本県、福岡県、大分県の3県で死者30名、行方不明者2名となっております。5年後の平成29年7月では、福岡県朝倉市で1時間雨量が129.5ミリに、福岡県、大分県で死者40名、行方不明者2名となっております。8年の間に3回も大雨の災害に遭っております。

質問といたしまして、三条市や糸魚川市では全域で個別計画が策定されていますが、田上町には個別計画が策定されていますか。尋ねます。

2番目、個別計画が策定されていなかった場合、作成に対して今後のスケジュールを尋ねます。

3番目、災害時に田上町に避難勧告、避難指示が発令された場合、町民はスムーズに避難することができるか尋ねます。

4番目、避難が全町民になった場合、今の避難所に対応できるか尋ねます。

5番目、学校避難所として田上中学校、田上小学校、羽生田小学校が指定されています。断水時に使用可能なトイレを備えているか、停電時の電力確保がされているか尋ねます。

2番目、旧公民館について。昭和35年に建築された旧田上町公民館も早くも60年が過ぎようとしております。佐藤杯争奪町内一周駅伝大会が創設されたのもこの年でした。当時村役場もあり、活気あふれた場所でした。旧役場前を歩いて田上中学校に通学する生徒が多くいた時代でもありました。旧公民館も私たちの世代では、成人式で使用され、講堂のステージで撮った写真は今でも青春時代の懐かしい思い出となっております。それから半世紀がたち、屋根は雨漏りが数カ所あります。町として災害時に地震を除いた避難所、投票所として利用され、各種団体にも多く使用されました。早目に対応が欲しかったです。地区としても敬老会、防災訓練、夏祭り、代議員総会と、旧公民館は町民に親しまれてきました。AEDも設置されており、地区でAEDが設置されている3カ所の中で、一番遅い時間帯まで使用できる建物でもありました。毎年11月に開催されていた佐藤杯争奪町内一周駅伝大会には多くの地区、中学生、町内の会社が参加し、旧公民館をスタートし、ゴールでは各チームの応援でにぎわってございました。

質問といたしまして、現時点での旧公民館について今後の対応を尋ねます。プランがあればお願いいたします。

(2)、旧公民館も閉鎖後、安心・安全面から見れば取り壊しが早い段階で必要となります。対応について尋ねます。

3番目、地区要望について。今年も令和2年の地区要望の時期が参りました。区長さんより地区要望を出しても町の対応が遅く、何カ年もお願いしても工事を実施してくれない。10年以上出している要望も多々あると聞いております。安心・安全面から考えれば少しでも早く対応していただき、事故が発生しないようお願いするところです。

総務課の科目、交通安全対策費は、主な施策として交通安全思想の啓発及び交通安全施設の設備です。狙いは、効果的な交通安全を実施し、交通事故の撲滅を図るです。概要として交通安全施設の整備でカーブミラーの設置、修繕があります。防犯灯の要望については、明記されていませんでした。

地域整備課の科目、道路維持費は主な施策として側溝改良、横断樋管改良、舗装補修、防護柵設置、区画線標示、消雪パイプ、路肩保護等の整備です。狙いは、道路側溝等の整備、路面補修等を行い機能確保に努める。また、安全施設の整備拡充により、交通事故防止を図るでした。概要として工事予定箇所が明記されております。

質問といたしまして、1番、本年度の総務課のカーブミラー及び防犯灯の新規、修繕の要望件数及び採択件数、採択率について尋ねます。

2番目、本年度の地域整備課工事施工箇所の新規と継続の要望件数及び採択件数、採択率について尋ねます。

3番目、10年以上出している要望の件数について、町全体で尋ねます。

4番目、10年以上出している要望について、危険な箇所があるか尋ねます。

5番目、令和2年度の採択率目標値について尋ねます。

6番目、令和2年度の工事予定箇所が決定しましたら、区長さんに内容を説明し、今後の検討資料にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めまして、皆さんおはようございます。それでは、渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、避難所についての質問にお答えいたします。避難行動要支援者に対する個別計画につきましては、策定している地区もありますが、それぞれの地区においては災害等のおそれがある場合、民生委員が様々な情報を把握されており、避難行動要支援者のお宅を訪問し、安否確認や避難の支援を行う状況となっております。今後、民生委員の方々に協力をお願いしながら、自主防災組織とも連携して全地区で個別計画が策定できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

災害時に町民はスムーズな避難が可能かとのことではありますが、まずは早目の避難情報の提供が重要であるかと思ひます。それがスムーズな避難行動につながるものと考えております。町では、自主防災組織との情報伝達訓練を平成30年度から実施いたしてしております。自主防災組織、エリアメール、町登録メール、ホームページ

等を通じて適切な時期に的確な災害情報等を提供することが、早目の避難行動につながるかと考えております。令和2年度には防災行政無線の個別受信機が整備され、令和3年度に稼働いたしますので、災害や避難情報等の提供が格段に前進するものと考えております。

全町民が避難となる場合の対応についてお尋ねでありますけれども、町が指定している避難所では、全ての町民を受け入れることは不可能であります。全町民が避難を要する事態となった場合、町内の避難所も災害の影響を受けており、避難所の絶対数が不足していることから、県と対応を協議した上で自衛隊の派遣、町外への避難も視野にその対策を行う必要があると考えております。

なお、避難所に指定しておりますが、町内の小中学校につきましては、残念ながら断水時に使用可能なトイレ、自家発電等の設備はございません。今のところ、これらの整備を行う予定もございません。

次に、旧公民館についての質問にお答えいたします。今までの公民館は、田上町交流会館に公民館機能を移転したことから、8月31日に町公民館としては閉館いたしました。旧公民館の今後につきましては、町公民館として8月31日まで使用していたことと学習センターの建設のため、現在の原ヶ崎センターにおさまっている用具等を一時保管する必要もあることから、教育委員会の職員が時々館内の用具等の出し入れで、令和2年3月31日まで使用することとしております。令和2年4月1日から旧公民館は完全に閉鎖いたします。旧公民館や周辺の跡地利用につきましては、令和2年の適切な時期に検討会を開き、今後について決めていきたいと思っております。

旧公民館は、早く取り壊しをとのことですけれども、令和2年4月1日に完全閉鎖した後の旧公民館をどうするのかということについては、今後の検討会での意見を踏まえて対応していきます。町としては、現時点ではすぐに取り壊すことは考えておりませんが、建物の状態を見ながら周辺も含めて建物の安全の確保には努めてまいります。

最後に、地区要望についての質問にお答えいたします。令和元年度になりましたが、平成31年度予算に対する地区要望としては、総務課の所管においてはカーブミラーの新設要望は11件、修繕8件、総要望件数19件に対して、予算措置等実施する工事箇所は新設3件、修繕6件、計9件であり、採択率は47.4%であります。防犯灯は、12件の要望に対して設置箇所は5件であり、採択率は41.7%であります。

地域整備課の所管におきましては、土木工事の新規要望は105件、継続要望172件、

総要望数277件に対して、直営工事に対応する箇所や簡易な修繕である指示書工事を含めた総採択件数は52件であり、採択率は18.8%であります。

10年以上地区から継続している要望件数につきましては、総務課はゼロ件、地域整備課は30件あります。その中では、特に危険な箇所はないと考えております。

令和2年度の採択率の目標値のことでありますが、できれば私自身全ての要望にお応えしたいと思っております。しかし、財政的な問題もあり、現実には非常に厳しい状況であります。昨年の9月議会におきましても地区要望に関する一般質問で答弁いたしました。全ての要望箇所については、担当職員が現地確認を行った上で緊急度や危険度を考慮し、事業効果が発揮できるかどうか検討した上で、事業採択の優先順位をつけて予算措置しておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

工事箇所について区長さんへの内容説明につきましては、例年3月議会終了後に各区長さんにそれぞれ予算措置等の内容を説明いたしております。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問させていただきます。

避難所について、まず最初に三条市や糸魚川市では全域で個別計画が策定されているということでしたけれども、田上町では策定しているところと策定されていないところがあるというような状態でございますけれども、今のところの策定率は何のくらいか聞かせていただきたいと思っております。

あとは4番目の避難所の関係でございますけれども、今田上町では指定避難所が22カ所あります。その中で6,227名の収容避難可能人数でございます。これからの災害を考えれば、先ほど町長のほうからも話がありましたが、やはり町で例えば民間の方から場所を借りるとか、何とかして町の対応が必要になってくるのではないかと思います。三条市あたりは、やはり結構あちこちの会社を借りながら避難所としてやっております。

あと学校避難所として田上中学校、田上小学校、羽生田小学校の関係でありますけれども、断水時に必要なトイレの関係でございますけれども、これは一応災害対応型トイレや自家発電用設備の導入に使える補助金もございますので、そこらあたりも早期の検討願えれば一番いいかと思っておりますので、こちらのほうの検討もよろしくお願ひしたいところでございます。

交流会館、先日、9月1日からオープンしたわけでございますけれども、この3階に関しては、トイレは断水時に使用できますか、それとも電力のほうの確保はど

のくらいやっているかお聞きしたいと思います。

あと旧公民館でございますけれども、今ほど検討委員会を立てて相談させていただくということでございますので、年明けには検討委員会を開催していただきたいと思っております。中立の立場で検討委員会が検討されることを祈っております。

先ほど地区要望の関係でございますけれども、カーブミラーは47.4%ということで非常に高い率になっておりますけれども、地域整備課のほうの関係が18.8%ということで非常に低うございます。これに関してもやはり今私が町を歩いてみると、町道が非常に傷んでおります。この町道のほうも交付金といいますか、というのがあるという話でございますので、できる限りやはり交付金を使っていただきまして、今後の対応ができればいいかと思っておりますので、道路改良という交付金でございますので、そこらあたりも今後検討願いたいと思っております。

10年以上出している要望について、危険な箇所はないということでございますけれども、やはり町のほうにはそういう危険な箇所がないというような状態で連絡はあるかもしれませんが、やはりたまに子どもたちがそこでけがをしたりとか、そういうような状態の事故も多々ありますので、やはり特に10年以上たった30件、その中の半分ぐらいは本田上の地区でございますので、大変かと思っておりますけれども、そういうところ、安心・安全面から見ればやはり早急に対応していただくというような状態が一番必要かと思っております。

最後、6番目でございますけれども、一応区長さんのほうには細かく説明していただきまして、やっぱり納得してもらおうと。納得できなければ、やはり区長さんと当局で相談して、今後の日程を構築するようなことも考えていただければいいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで私の2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） 今ほどの渡邊議員の質問で策定率というお話ございました。個別計画の策定率。担当課のほうから回答してもらいます。

それから、避難所の問題、確かに町全体が避難するというふうな形になった場合に、先ほども申し上げました、それに対応するだけの避難所が整備されていないことは事実であります。当然そうなれば、先ほども話をしたとおり、自衛隊の要請等お願いをしていくような形になろうかと思っております。

そして、断水時のトイレなのですが、これ私も非常に大事なことといたしますか、避難所において何がやっぱり大事かといったらトイレです。これが一番やはり重要になってくるというか、今あちこちで災害が起きて避難所生活をされておって、何

が一番不便されているか。やはりトイレの問題だと思います。ただ、これにつきましては、私は本当にある地域の実態といいますか、対処の仕方でいわゆる簡易トイレを備えた移動車、そういうのを整備されている自治体がありました。これ災害時だけではなくて、例えばイベントのときであるとか、そういうときにも適応できるというふうなことで非常に私自身関心を持ったわけなのですけれども、それにしてもかなりの費用がかかります。本来は考えていかななくてはならない問題なのかもしれませんが、非常に財政面を考えると、なかなか対応できないというふうなところもご理解いただきたいと思っております。

それから、地区要望につきましては、毎年毎年地区要望幾つも上がってまいります。やはり危険を要する箇所、そういうところを優先的に対応させてもらってはきてはいるのですが、なかなか地区の要望にお応えできていないというのが現状です。本当に要望全てにお応えしていきたいのはやまやまなのですけれども、なかなか財政的な面を考えて対応できないというのが実態です。そういう中においても緊急的な危険な箇所、そういうところは優先的に対処、対応していきたいなど、こんなふうに思っております。

あと補足的な答弁は、担当課のほうからさせていただきます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、まず個別計画の関係についてお答えいたします。

正直言いますと、全体で何%というのは捉えておりません。一応保健福祉課のほうで、民生委員等の話の中で自主防災組織の地区によってはそういうものが策定されているというふうな話は聞いております。私どもとしても見ると計画的には、先ほど町長答弁しましたように、民生委員がほとんど捉えているようなものを整理するような形になっておりますので、私どもももう少し三条市なり糸魚川市がどういう形でやっているか、実際には計画書というの、こういうものだよというものがちょっと出ている。何か紙にちょっと具体的に緊急連絡先とか、そういうことを書くような計画書というのですが、そういうものをまず作るというような様式になっているような状況でございますので、先ほど町長も答弁しましたとおり、民生委員等が一番情報持っていると思っておりますので、その辺とさらにまた自主防災組織と話をしていた中で、具体的にはこういう形で今後取り組んでいきたいという形で今のところ考えておりますので、申し訳ありませんが、今の状況はそんなところでございます。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、地区要望の中で工事箇所について交付金を使った工事をしなさいということでございますが、町ではまずはじめに社会資本整備

総合交付金と言われる交付金を使える工事ができるのか。次に、起債事業でできるのか。その起債事業の中でも交付税が入ってくる起債事業もございますので、それらを考えながら、財政に配慮した工事箇所を選定しながら、できるところからということなのですが、採択理由については町長お話ししたとおりの順番でございますが、緊急度や危険度の部分も含めて事業採択してございますので、そのような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほご質問の中で交流会館の3階のトイレ、停電時に使用ができるかという部分でございますけれども、交流会館のほうは自家発装置を備えておりまして、停電時におきましては一定程度の発電のほうはできます。その電力を使って給水タンクが屋外にございまして、そこにポンプを使って圧送してありますので、その部分で3階に水を送ることも一応可能にはなっておりますので、対応可能で考えております。ただ、1階の関係につきましてはトイレにタンクがついておりまして、完全に断水した状態であっても1階は流せるような形になっております。2階、3階については、タンクなしのタイプのトイレが設置されております。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） 避難所についてでございますけれども、7月の南九州の大雨時、妊婦の方が避難指示が発令され、最初の避難所に行ったときですが、満員で残念ながらその避難所に入れなかったときがあったそうです。次の避難所に行ったら、妊婦の方に対応できる避難所でなかったという新聞報道がありました。そのために自宅に帰ってきてというような状態ございました。田上町も今後災害が発生されることが十分考えられます。このような事例が起きないように、対応を検討していただきたいと思ひます。

本田上地区では、10月27日、第8回防災訓練を実施します。回を重ねても内容を変える防災訓練を行うことによって、課題が多く出てきております。災害の発生時刻によっては、高齢者が要支援者を支えるような状態に今後なりそうでございます。避難までの移動には時間がかかると思ひます。地域の住民だけに任せるのではなく、行政も要支援者を支える仕組みについてさらに検討をする時期に来ているかと思ひますが、町長に尋ねます。

新潟、山形地震で新潟市は多数の避難所が開設されませんでした。これら新潟市は、基準見直しとのことですが、田上町では5年ほど防災訓練を行っておりません。このような問題が発生する可能性があるか尋ねます。



9月1日には村上市、阿賀野市、そして9月5日では粟島浦村で防災訓練を行っております。避難指示が発令され、村民は一斉に高台に向かったそうです。避難手順の確認を入念に行ったそうでございます。田上町も先ほど町長より話がありましたように、防災行政無線の住民説明会が今月から、9月から始まります。安心・安全な田上町を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地区要望の件でございますけれども、総務課のカーブミラーと防犯灯の件でございます。これは、数を見ますとそう多くございません。そして、約50%の要望が実現されておるわけでございますけれども、これをできたら多年度あたりの分を区長さんのほうに話をさせていただければ、区長さんのほうも非常に喜んでくれるのではないかと思います。また今年もだめだった、また今年もだめだったというのはやっぱり区長さんの現実かと思ひますので、そこらの回答もできたらお願ひしたいと思ひます。

以上で私、3回目の要望終わります。ありがとうございました。

町長（佐野恒雄君） この避難所と申しますか、この災害、最近は本当にもうどこで災害が起きても不思議でない状況であります。今回台風15号、これ新潟のほうには向かわなかつたので、幸いでしたけれども、いろんなそういう災害時に備えての、先ほど議員さんのおっしゃられる防災訓練、そういうのも今後町としてもやはり真剣に検討していかなくてはならないと思っておりますし、先ほど申し上げた防災行政無線、これを設置いたしますので、それらに合わせた形で防災訓練実施していきたいと思っております。

以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） 地区要望の関係についてお答えをいたします。

翌年度、次の年度もできれば区長さんにと申すことでお話をと申すことでございますけれども、先ほど町長も回答しましたようにそれぞれの地区から毎年毎年要望が上がってくる部分につきまして、それぞれの担当職員が状況を判断して取り組むと、やるかどうかという判断をさせていただきますので、その時点で来年必ずできるということではお答えはできませんので、あくまでもその年はこういう形で要望いただいた分はこれで実施するというのみの回答だけしかできませんので、ご了承いただければと思ひます。

議長（熊倉正治君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、7番、今井議員の発言を許します。

(7番 今井幸代君登壇)

7番(今井幸代君) 皆さん、改めましておはようございます。議席番号7番、今井でございます。まずもって先般の豪雨、大雨、そして台風15号による大きな被災状況となっております。被災された皆様のいち早い復旧と、そしてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

そして、土曜日には中学校の体育祭がありました。猛暑の中で子どもたち、中学生の皆さんたちが一生懸命取り組む姿は非常に心強く、また頼もしく思いました。残念ながら猛暑のため午後は延期というような形になりまして、火曜日に実施されるということですが、雨の状況、グラウンドの状況も心配されますが、無事に実施されることを願うばかりでございます。

先日、新潟大学医学部保健学科、住吉教授のもとへお邪魔し、町の児童生徒に対する健康教育の評価を研究なされたので、その結果や考察を伺ってまいりました。平成14年に当町の保健福祉課との共同研究として児童生徒の食生活や食習慣、家族の喫煙状況や心身の健康状態の実態調査を実施。このころは、食育基本法の制定前で全国的にも乱れた食生活の見直しや、生活習慣予防への取り組みが強く推進された時期でもありました。その後町も継続的に健康教育を続けてきたこともあり、今回15年後の健康教育と評価として再調査がなされたものです。平成29年調査と平成14年調査を比較し、家族の喫煙者は減少。また、児童生徒の将来への喫煙願望は顕著に低下をしておりました。また、平成29年調査のほうが自分は健康だと優位に感じ、頭が痛い、体が疲れているというような不定愁訴も少なくなっておりました。平成27年ごろから、部活動の活動規制による休養日の設定がなされたことなどの変化もあり、たばこの害や肥満防止の健康教育等も継続的に実施され、これらの影響並びに、また社会動向により子どもたちの健康の自覚が早く、また不定愁訴の訴えが少ない児童が育成されているということが示唆されたものです。なかなか行動変化や意識変化を伴うものというのは、1年単位では見えてこない。効果も一定程度の期間をもって政策効果を検証することで目に見える結果として出せることができます。改めて行政が実施する政策効果や、またそれによって与える町民の生活変化、行政の持つ事業の重要性を考える貴重な機会をいただいたというふうに思っております。

それでは、すみません、長くなってしまいました。一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。産業振興とスポーツ推進計画の策定について、この2つのテーマですので、よろしく願いいたします。

まずは、産業振興についてです。平成28年、経済センサスによりますと、当町の事業所数は430、従業者数は3,300人となっております。町内事業所、町内企業は町の経済や雇用を支え、町民の生活を守る極めて重要な存在であり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠であります。しかしながら、小規模企業は人口減少、地域経済の低迷、高齢化、また海外との競争激化などにより地域経済の低迷といった社会構造変化に直面しており、町内企業の持続的発展も町がしっかりと支えていく必要があります。そして、既存事業所の持続的発展を支えることに加え、やはり創業支援も重要となってきます。事業所数の減少は、町の活気にも大きな影響を及ぼします。子どもや若者が多く、にぎやかな町には活気や明るさがあるように、同様に創業者や創業希望者が多い町には豊かさや楽しさがあるのではないのでしょうか。多くの関係機関が連携し、創業支援に取り組んでいくことが町の活気、活力の創出、暮らしやすさや定住促進、産業活力の維持向上など、まちづくりの様々な観点から重要であると考えます。

町でも田上町総合戦略において、先端企業の誘致や創業、起業支援、情報発信、マッチングによる人材の確保など施策として書かれておりますが、事業として何をするかまでは踏み込まれておらず、正直その本気度が見えないと言わざるを得ません。しかしながら、新規企業立地件数の目標値は平成33年度で3件、創業支援も3件という目標設定はされております。このままでは、町として設定した目標にはほど遠いものではないのでしょうか。創業支援は、雇用増大や税収確保などの産業政策としてだけでなく、地域のにぎわい、定住促進やシティーセールスなど、地域住民の福祉の向上を目的とした、社会政策の観点から地域に密着した社会サービスの担い手の確保、拡充に努める創業支援も重要となってきます。

創業支援における先進地の一つでもある三条市は、2006年度から新規出店による中心市街地空き家改修事業等補助金や、2012年度から創業、開業に必要なノウハウを学ぶ創業塾 p o n t e k i a、これをアルファベットでポンテキア、逆さまから読むとアキテンポとなります。創業支援資金利子補給制度などの総合的な施策展開により、中心市街地の活性化に成果を上げております。また、地域の持つ住環境のよさをうたい、新たな企業誘致として情報通信産業誘致補助金事業など、産業政策、そして社会政策の両輪となる商業支援を展開しています。実際に三条市にここ3年間、この制度を利用した新規出店数は9件、新規出店者のほとんどがUターンとのことですが、十日町出身の方が新潟、長岡で出店を模索していたが、中心市街拠点施設 T R E E の精力的な活動により、それに触発され、三条市への出店を決めたと

いう話も聞いております。また、見附市でも空き家店舗対策として実施しているまちなか賑わい支援事業を活用して新規出店をした事業所の一つは、自分の住む地域に起業や創業に対する補助金がなく、補助金のある見附市を選択したとのこと。また、燕市でも同様な補助金があり、今年度の予算執行見込み、1件当たり最大50万円ということで3件分を予定をしておりましたが、これを執行見込みがついたということで新たに5件分を、250万円を補正しているというような状況です。もちろん人口規模によって差はありますし、当町で同じことをして同じような結果が出るとは言えませんが、確実に県央エリアでは活発な動きが出てきています。私は、通り一遍のものではなく、町の実情に照らし合わせた企業の持続的発展や創業を喚起する、そういった事業をしっかりと実施していく必要があるというふうに考えます。

繰り返しになりますが、雇用増大や税収確保の産業政策としてだけでなく、地域のにぎわい、定住促進やシティーセールスなど、地域住民の福祉の向上を目的とした社会政策の観点から、地域に密着した社会サービスの担い手、そういったものを確保していく創業支援も重要な視点というふうに考えます。そして、既存の企業支援については、経済センサスにおける製造品出荷額や業種ごとの年間販売額、また金融機関や地元の既存事業所を支える商工会の各部会、商業部や工業部などありますが、これらの部会で議論されている課題をしっかりと共有、精査し、政策を練り上げる必要があります。町がどのような産業政策を実施し、そしてどのような町を描いていくのか。そして、町内企業がどういったものを求めているのか、しっかりとまとめていくべきと考えます。例えばハローワーク三条管内の有効求人倍率は、昨年より少し下がっているものの、それでも約2倍というような状況となっており、地域の労働者不足により外国人労働者の受け入れ等を検討している、また今後検討していく必要があるというふうに考えている事業所もあり、その受け入れ態勢、インフラ整備等に課題を持っておられたりしています。また、既存の社員に対する人材育成や研修、スキルアップ等も事業規模が小さければそこに充てる経費の支出も企業規模によってはなかなか難しいというふうな話も聞いております。

小規模企業振興条例を制定し、昨年度においても関根議員、そして小嶋議員からの条例の具現化をとということで一般質問もなされておりますが、その後も条例制定前と大きく変わらず、町の商工費に関するものは商工会への補助金と貸付金、これが主なものになっており、新たな産業振興にする事業実施に至るものが残念ながら見えておりません。予算も人員も限られている中で総花的な計画ではなく、町の産業構造などを踏まえ、重点特化した取り組みをぜひ進めていっていただきたい。人

口減少が進む現実のもとに、これらを本気になってやらなければ町はじり貧です。町の皆さんの福祉向上のためには分配だけではなく、人口減少の現実における財源確保、これをしっかりやりつつ、社会政策としての企業支援や創業支援を中長期の産業振興計画として定めるべきです。中長期の総合的なまちづくりに照らし合わせた産業振興計画を策定していけば、その中で産業競争力強化法に基づき、地域における創業促進を目的として市町村が創業支援事業者と連携をし、創業支援事業計画を町が策定をし、国の認可を受けることも可能と考えますが、いかがでしょうか。

創業支援事業としての認可を受ければ国からの支援も受けることができます。この創業支援事業者への経費の補助や中小機構からの創業支援のノウハウ提供や専門員の派遣、また総務省からの次世代コラボ創業支援事業、これは地元高校生など、地域の将来を担う若者のアイデアを活用した創業を支援し、産、学、金、官の連携により地域の資源と資金を活用して地域密着型企業を立ち上げ、地域雇用を創出するとともに、次世代が地域に愛着を持ち、定着することを促進するものです。ちなみに、これは補助率100%です。これらを活用するには、まず創業支援計画を策定しなければならないのです。そして、昨年度の議会答弁においてこれらに関する調査、研究を実施していきたいとのご答弁でしたが、1年を経過しての条例化の具現化、そして研究成果、調査結果はどのようなものになったのかお答えください。

最後に、小規模企業振興条例の町の責務として毎年度小規模企業の振興に関する調査、施策の実施状況を取りまとめるとされておりますが、その内容や公表はどのように実施されているのでしょうか、お聞かせください。

続いて、2つ目のテーマはスポーツ推進計画の策定についてです。健康な体は、生きていく意欲や生活の全ての土台となります。健康な体づくりにおいては、体を動かすこと、スポーツの重要性は言うまでもありません。スポーツ活動は、住民の健康、体力づくりや競技力向上を図るツールとしてだけでなく、希薄化する地域コミュニティの再生を図り、活力あるまちづくりに貢献する重要な役割を担っていると考えます。また、国や県、町も進めております医療費抑制のために、健康スポーツの普及や子どもの体力向上などは重要な政策課題であると考えます。スポーツと健康は、車の両輪となって町民の健康づくりに大きな役割を果たしていくものと考えます。町としても町民の生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、食生活をはじめとした望ましい生活習慣の定着を推進することを目的とした、田上町健康増進計画では運動の習慣的目標値、これを青年期の男性では60%、女性では40%、壮年期では男性40%、女性30%、高齢期では男女ともに50%と設定をしていますが、

そのための具体的な取り組みは、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団への加入促進、老人クラブの活動支援などが主なもので、現在の町のスポーツを取り巻く環境や町民の健康ニーズをしっかりと捉えているものかという点においては十分とは言えません。スポーツに関する町民ニーズは多様化しており、例えば健康のためにウォーキングやランニングをしているけれども、場所がない。天気のいいときはいいが、冬場、雨天時などは歩く場所、走れる場所がなかなかない。新しく仲間内で体を動かそうと思って、サークルのようなものを作って活動しようとしても定期的な場所の確保がなかなか難しい。スポーツ少年団ではなく、もう少し子どもたちが気軽に誰でも楽しく運動できるような機会が欲しい。親子で体を動かしたいというふうと思うが、自分自身余り体を動かすことが苦手であるとういった体の動かし方、遊び方がいいのかわからない。競技選手として技術を磨いていきたい。スポーツ少年団と中学校がもっと連携をしてほしい。優秀な指導者がいてほしい。歩いていける距離でおしゃべりを楽しみながら体力維持ができるような講座がもっと欲しいなど、様々な町の皆さんの声を私自身も伺っております。ライフステージに応じた生涯スポーツのあり方、幼少期から少年期、青年期、中老年期でそれぞれ求められるスポーツのあり方や進めるべきスポーツの推進内容も変わっていきます。そして、そのかなめとなっていくのが生涯スポーツの指導者の育成です。競技スポーツにおける指導者育成はもちろんですが、生涯スポーツにおいても単なる事業運営だけでなく、生涯スポーツ全体をコーディネートしていけるような幅広い教養と専門知識、より高い指導技術を備える人材を育てていく必要があるのではないのでしょうか。また、高度情報化社会の恩恵を受ける一方で、日常生活の運動不足、健康不安、人間関係の希薄化、ストレスの増大など、様々な問題現象が起きているのも否めない事実です。こうした高度情報化社会がもたらした影響に歯どめをかけ、健康で豊かな人生を歩む町民の育成にスポーツは大きな役割を果たすものと私は期待をしております。

スポーツは、町の第5次総合計画の重点プロジェクトになっているいきいき健康なまちづくりプロジェクトには言うまでもなく、活力と交流のまちづくりプロジェクト、町民が作る協働のまちづくりプロジェクトにも大きく貢献できる可能性を持っていると私自身感じています。実際に活力と交流のまちづくりでいえば、例えば町が会場となっているミニバスケットボールの大会、団九郎カップというものがあります。この団九郎カップには県内外から約30チームが集まり、中学校体育館と町民体育館2会場で2日間開催されます。1日当たりの来場者も700人近くとなります。

これだけの域外の方が同一会場に足を運ぶ機会、イベントでこれだけの人数を集めようとしたら本当に大変です。既に交流人口が生まれている機会を積極的に活用し、町の観光PRや商業機会として活用できるのではないかというふうに感じます。実際に商工会青年部が商業機会として、活用できるのではないかということで物販を実施してみました。実際に大会への開催要綱と物販等の案内が間に合わなかったということもありますが、私自身、商工会青年部の一人として参加し、その可能性を実感してまいりました。あわせて国としてもスポーツツーリズムやスポーツを核とした地域活性化やスポーツと他産業の融合に対する支援も行っております。そして、協働のまちづくりでいえば、スポーツ協会がスポーツ振興のみならず、健康増進や文化振興、コミュニティ再生に寄与する組織として、町として育成支援を進めることはもちろん、各地域と連携をとれる環境を整えていくことがまさに協働のまちづくりではないでしょうか。誰でも楽しく運動ができる健康スポーツの推進は他世代交流を通じ、希薄化する地域コミュニティや子どもたちのコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するものと考えます。少子高齢化、情報化社会、核家族化など、子どもたちにとっては普通に過ごしていく中では、人生の先輩方の皆さんたちと比較をすると、圧倒的な直接的なコミュニケーションの機会を享受しにくい環境にあります。かつてはコミュニケーション能力は日常生活の中である程度育まれていたとも思いますが、今は残念ながらそういった環境ではなかなかないというふうに思います。だからこそ、社会においてはAIなどの技術発達だけでは追いつけない対人スキル、このコミュニケーション能力がより求められていきます。

ちなみに、実際皆さんライザップってご存じですか。よくCMとかでダイエットとかで有名人の方がCMされていらっしゃると思うのですが、CM等でごらんになっていることもあると思いますが、あそこのライザップのトレーナー採用というのは100人応募があったら2人、3人ぐらいしか採用されません。どんな人を採用するか、どんなところを重要視しているかということ、コミュニケーション能力です。トレーニング技術などの専門知識を会得している人にコミュニケーション技術や人当たりのよさを教えるより、それらの能力が高い人に技術を教えるほうが効率的だからだそうです。AI化、IoT、これらがさらに進んでいく現代社会においてはこのコミュニケーション能力というのは生きていく中でも、そしてビジネススキルとしても重要な要素となっていきます。スポーツは、単なる健康増進ではなく、地域コミュニティの希薄化が進む昨今においては人と人との関係を良好に保ち、地域の連帯感を作る大きな役割を持っていると思います。まさに町がかつて実施をして

いた町民運動会は、その役割を大きく果たしていたものではなかったでしょうか。現在の町が抱える様々な課題にアプローチできる要素をスポーツは持っており、まちづくりにスポーツをもっと活用し、推進していくべきだと考えております。町の特徴を活かし、様々な政策課題を克服していくツールとしてぜひスポーツを積極的に活用し、これらを具現化するためのスポーツ推進計画を策定すべきではないでしょうか。

また、スポーツ基本法は昭和36年に制定されたスポーツ振興法、50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務及びスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めており、第10条第1項には都道府県及び市町村の教育委員会は国が策定するスポーツ基本計画を参酌し、その地域の実情に即したスポーツの促進に関する計画を定めるように努めるものとする規定されております。スポーツ推進計画を策定していくことで、その過程でスポーツ協会、これは町のスポーツ団体組織ですが、このスポーツ振興を担う中心組織であるスポーツ協会との連携はもちろん、その他の様々な諸団体、他産業との団体との連携強化がなされるものと考えます。計画策定を通じ関係諸団体が本音で語り合い、知恵を出し合う過程で関係者同士の真の信頼関係が構築されると思いますし、その力を町もスポーツ協会は持っているとは私は確信をしています。これらを勘案しまして、町としてもスポーツ推進計画を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

以上であります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、産業振興についての質問にお答えさせていただきます。町の産業振興には新たな企業の誘致とともに、企業への支援や新たな起業、創業支援が必要であります。小規模企業振興基本条例につきましては、平成30年3月議会で議決をいただきました。これまでその方針に基づき、制度資金を通じて企業への金融面での支援、生産性向上特別措置法に基づく企業への支援、工場の進出や拡張に配慮した工場立地法準則条例による緑地面積の変更などの支援策に取り組んでまいりました。条例の具体化に向けた計画の策定につきましては、条例が理念条例と言われるもので、これを具体化、具現化するために創業支援に限らず、小規模企業者の振興を図るため、町、商工会との情報交換や他の市町村の状況などを調査しております。

創業支援事業計画に関する調査、研究でありますけれども、県内での創業支援事



業計画策定の市町村は新潟市、長岡市、三条市など17市ありますが、田上町は策定いたしておりません。町の創業支援に対する取り組みとしては、町と金融機関とで組織する金融協議会での協議する中で、4月から新たに新潟県信用保証協会の保証料制度で創業支援に関する借り入れの保証料への支援を対象といたしました。引き続き、金融機関や商工会などと協議しながら、どのような創業支援が可能か、創業支援事業計画の策定も含め研究してまいります。

小規模企業の振興に関する施策の実施状況としては、町では平成30年3月議会で議決をいただきました工場立地法地域準則条例をはじめ、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進計画や県と共同で策定し、国からの同意を得た地域未来投資促進法による計画により、該当する企業には固定資産税等の減免が受けられる支援などを行っております。また、企業活動の一つの指標となる各種小規模企業への制度融資に関する件数と融資額につきましては、まとめてはおりますが、公表につきましては今後どのような内容、方法がよいか研究いたします。

スポーツ推進計画の策定については、安中教育長のほうから答弁をさせます。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) おはようございます。それでは、今井議員の質問にお答えします。

スポーツ推進計画の策定についてですが、平成23年6月にスポーツ振興法が改正され、スポーツは世界共通の人類の文化としてスポーツ基本法が制定されました。同法第10条では、地方スポーツ推進計画について、スポーツ基本計画を参酌してその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努力するものとあります。新潟県では、スポーツ基本法の施行前から県民スポーツ振興プランを定め、各種のスポーツ施策に取り組んできました。平成28年3月には次期計画である新潟県スポーツ推進プランを策定し、これからのスポーツ情勢の変化に対応していくため、新しいビジョンのもと、スポーツの一層の推進を図ることとしています。県内市町村の策定状況としましては、平成30年8月の調査によりますと、30市町村のうち9市町が独自のスポーツ振興計画を作成しています。15市町村では、他の計画にスポーツ推進のための項目を盛り込んだ計画を作成しています。田上町でも平成24年度に策定された生涯学習推進計画の中で、生涯学習の施策の一つとしてスポーツ活動の充実を掲げ、スポーツ活動を推進してきました。生涯学習推進計画も計画期間が平成33年度までとなっており、見直しの時期を迎えております。まず

は、内容の見直しと充実により次期生涯学習計画に盛り込みたいと考えています。スポーツに特化した計画作成につきましては、重要なことは十分承知しております。今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

7番（今井幸代君） ご答弁ありがとうございました。

まず、産業振興に関してでございますが、町が行っているものの主なものはそういった融資に関するものが主なものになっています。実際に創業に関していえば、融資だけではなくて創業者、実際に創業や起業をするときにどういったノウハウといいでしょうか、そういったものを支えていくということがやっぱり創業意識を持っている方たちをより多く育てていくといいでしょうか、創業者を喚起していくというところにつながるのだというふうに思っています。金融協議会のほうで様々な情報交換等されているというふうにおっしゃられておりましたが、金融協議会はたしか年1回実施されているというふうなものだと思います。本当に創業支援や起業促進をしていこうというふうになると、年1回の情報交換では、私は足りないのだろうというふうに思います。町の既存事業所を支える商工会との連携はもちろんですけれども、そういった産、官、金、この連携がもう少ししっかりとしていく、また町として創業や起業の皆さんたち、特に商工業に対する支援は、私はまだまだ町は薄いといいでしょうか、商業、工業に関する町の納税額等考えれば、もう少し投資をして、投資をただけのリターンが、税収入の確保ができるのではないかなというふうに思います。ぜひそういった研究を進めていただきたい、推進を進めていきたいというふうに思います。福祉の分配だけでは、町はじり貧になっていく。人も減っていく。人口減少は、確実に進んでいくのは現実としてあるわけですから、そうなった場合、町の税収確保はやはり産業政策によって推進をしていく必要があるのだろうというふうに思いますので、町長の決意を伺いたいというふうに思います。

そして、生涯学習計画の中でスポーツ推進の項目を盛り込みたいというふうな教育長のご答弁でしたけれども、私は生涯学習に限ったものではスポーツはないというふうに申し上げているのです。これは、まちづくりとして他産業、これは観光もそうです。他産業との融合も図れる大きな一つのまちづくりのツールとして活用していくべき。これは、今回教育長にご答弁をお願いしたのはやっぱりスポーツ上のこのものは文科省が担当するものなので、教育長にご答弁お願いしましたけれども、私の考えとしては生涯学習だけではなく、観光産業ですとか、そういった他産業、

そして商業機会としてもこういったスポーツ大会の場をうまく活用していけるのではないかと思うのです。そうすると、教育委員会だけではなく、もう各課、全課といっても過言ではないほど多岐にわたってきます。そういった中で生涯学習だけではなく、まちづくりの一つのツールとしてスポーツ推進計画を策定していただきたいと思いますが、町長お考えはいかがでしょうか。

2回目の質問です。

町長（佐野恒雄君） まず、産業振興の件であります。町の活性化にとりましては、まず産業の活性というのはどうしても必要であることは認識をいたしております。そういう意味で創業支援、これ年1回の金融協議会ではありますけれども、やはりそうした資金援助だけでは確かに今井議員のおっしゃる創業支援にならないのではない、それは十分承知をいたしているところです。実際にそういう創業的な申し入れとか、そういうものが金融協議会を通じて、または商工会等を通じてお話があれば、その辺は資金援助だけではなくていろんな形での対応はしっかりとさせていただきたいなと思っております。

それから、先ほどのスポーツ振興。スポーツ振興の生涯学習の面だけで捉えるのではなくと、それ私も十分理解はできると思っております。いろんな大会等を町の活性化に活かしていきたいと、こういう今井議員のお話だろうと思っております。その辺もしっかりと検討してまいりたいと思っております。

7番（今井幸代君） ぜひそういった創業支援、創業や起業に対するノウハウ的な支援が、また創業に係る資金援助等があったからこそ、その地で創業したというふうな事例もやはり県央域では出てきておるわけですから、田上町でもしそういうふうな創業したい、起業したいというふうに思った方が町としてそういった取り組みがはっきりと形になって見えていない。ニーズがあったから、やりますではなくて、こういったものがそもそも形として見えてこなければ既に形のあるところに行ってしまうというふうにもなると思っております。ぜひ創業支援のあり方等に関しては、積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

そして、町長もまちづくりの一つのツールとしては十分理解をできるというふうにおっしゃられておりましたが、スポーツは本当に多岐にわたるものだというふうに思っています。希薄化する地域のコミュニティーを再生していく、それはまさに防犯、また地域の安全にもつながることですし、また商業機会の場、また観光振興の場としても使っていけるものです。これは、まさにまちづくり。私は、政策推進室でやってもいいのではないかなというふうに思っているぐらいなのですけれども、

まちづくりを網羅するものだというふうに思いますので、教育長がおっしゃるような生涯学習計画の中で済むというものでは私はないということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。私の意見を申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

議長（熊倉正治君） 今井議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時40分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、13番、高橋議員の発言を許します。

（13番 高橋秀昌君登壇）

13番（高橋秀昌君） 私は、日本共産党の立場から第1に花角県政について、2つ目に県央基幹病院の建設の意義と県立加茂病院を県立で運営することの重要性について、3つ目に県立加茂病院は県立として運営するのか、知事が言う民間への移譲等に同意するのかについて、4つ目に町政運営に当たって、この4点について田上町長の政治姿勢を問うものであります。

まず第1に、花角県政についての町長の所見を伺います。私は先の議会、6月定例議会の一般質問で花角県知事が発言をしました県央基幹病院建設の見直しについて、花角知事の考えに批判的見解を示し、田上町長の政治姿勢を伺いました。佐野町長の答弁には県央基幹病院建設見直し論議に憂慮しているとする一方で、借金返済額の増加と病院経営の悪化により、県財政の危機が深刻な状況から、県政を預かる立場の知事として当然のことと理解するという答弁がありました。答弁をしたその日は気づかなかったのですが、後日答弁書を改めて読んでびっくりしたのが、この県知事の財政を預かる県知事として当然のこととして理解をすることです。果たしてあのとき町長の見解は正しかったのでしょうか。

報道によれば、花角知事は昨年から熱心に霞が関を回っていたこと、そして国からの通知で県土木部が国に要望した全ての事業に補助金や交付金がついたということ、このようなことは近年なかったこととして県幹部がうなつたとされています。結果、県の新年度予算は公共事業費だけが突出する県予算となりました。今年の新年度県予算は、公共事業費が12%も増えているのであります。しかも、今年の新年度県議会では、県央基幹病院建設は計画どおり行う旨の答弁さえ行われたと聞きます。

それから、3カ月しか経過していないのに、県財政が危機的状況と大々的に宣伝し、県央基幹病院をはじめ、県立病院への見直し論を強化しております。公共事業費だけでも12%も突出させながら、県民の命と健康に関する予算は見直しをするということを県政を預かる知事として当然のことと理解するというのはよいのでしょうか。むしろ県民の命と健康を守る医療を病院の赤字を口実に攻撃している。自治体の第一の仕事であるそこに暮らす住民の命と福祉の増進よりも、土木費を優先する花角県知事の姿勢を問うことこそ大切ではないでしょうか。町長の政治姿勢を伺います。

県行革有識者会議の取りまとめを読んで私は驚きました。公債費の実質負担が増加していることを新潟県の最大の問題として、強い危機感を持って県民に要求しているのです。住民の立場に立った有識者の集団なら、このような危機感をあおる前に県財政の悪化の原因がどこにあるのか分析すべきであります。ところが、その形跡がありません。あるのは、他県との比較と外部委託、民営化で公費負担がどれだけ減ったかなどであります。県立病院が岩手県に次いで多い歴史的経過や子どもの医療費助成や私学助成など、住民の運動で作られた経験も全く考慮されておられません。長年指摘されてきた県予算、土木費日本一、民生費最下位、これへの分析も反省もなく、県民生活に直結する予算のカットだけが強調されているとしか言いようがありません。県議会で土木費が前年比12%も突出したことを指摘された県は、災害対策だと答えたそうであります。しかし、2,600億円を超える投資事業のうち、807億円だけが防災減災事業で、ほかは国土強靱化事業となっていると言われていきます。国土強靱化事業というのは、国の制度で地域を守るため、災害から住民を守るためという口実ではありますが、実際その中身は土木費であります。日本共産党は、公共事業一般を否定するものではありません。住民の暮らしに直結する公共事業は大いに進めるべきであります。しかし、県民の命と健康を守ることや福祉増進と公共事業のいずれを優先すべきかとなれば、地方自治法第1条の2の地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、とあるように住民の命と福祉を最優先することは法律に照らしても正しい行政の第一の指針ではないでしょうか。花角知事による有識者会議が自治法に照らしてみても逆立ちしていると言わざるを得ません。

そこで、佐野町長に改めて伺います。田上町6月定例議会で私の質問で基幹病院見直しを示唆した有識者会議の姿勢を私が批判したことに対して佐野町長は、借金返済額の増加と病院経営の悪化により、県財政の危機が深刻な状況から県政を預かる立場の知事として当然のことと理解すると答弁したことは間違った認識だと思い

ますが、町長の見解を伺いたいと思います。

2つ目に県央基幹病院の建設の意義と県立加茂病院を県立で運営することの重要について町長の所見を伺います。現状は県央医療圏域、これは三条、燕、弥彦、加茂、田上の自治体で構成しております。この県央地域が新潟県内で救急車の患者受け入れ病院探しに最も多くの時間を要している地域で、とりわけ加茂、田上地域はさらに深刻な事態となっています。救急車が病院に搬送するまでの時間が10年前は1人の患者平均で40分も要していたのですが、1年前の資料ではさらに延びて59分も時間を要しています。

それでは、この原因は何なのでしょう。なぜ県央地域だけが患者受け入れ病院探しにこんなに時間を要しているのでしょうか。その第1は、医師数が人口10万人当たりで県内最低クラスの人数であるからです。全国平均では10万人当たり医師数が269人に対して、新潟県は212人、下越医療圏は187人、新潟医療圏が263人、中越医療圏が194人、上越医療圏が179人、佐渡が183人に対して県央は160人でしかありません。魚沼の150人に次いで最も少ない地域なのであります。

2つ目に中小病院だけで大病院がありません。研修医にとっては、大きな病院で研究できること、医療事務に携わることが大きな魅力になるのですが、この魅力ある病院が残念ながら少ないのであります。そのため、医師が集まりにくい地域と言わざるを得ません。

3つ目に、県央医療圏以外の新潟や長岡などに搬送される割合が県内で一番多い地域となっています。これは、重症や専門医が必要とする病気に県央地域では対応できないということと思われます。こうした現状を変える必要があるとして県央地域の議会と首長、医師会、住民が一丸となって、県にこの願いを届け出た結果として救命救急センター併設基幹病院の建設が決まったのであります。令和5年開院で建設計画が進められてきました。救命救急センターの設置を求めて10年を超える時間がたっています。県が救命救急センター設置を方針化して5年を超えました。そして、今日に至ったのであります。病床450床、救命救急病床20床、診療科22科が実際に建設されることで、これまでの県央医療の住民のための医療が大きく変わると期待されているのであります。

それでは、県央基幹病院の開院でどのように県央医療が変化するのでしょうか。1つは、救急車による患者受け入れ病院探しのこれまでの困難が基本的に解消します。患者と家族にとって救急車は早く来てくれたけれども、動かない、病院が決まらないという事態が解消することになり、助かる命を助けることができるようにな

ります。

2つ目には、医師の研修先の病院となりますから、県央地域全体で医師の確保に大いに貢献することになります。

3つ目は、高度で専門的医療が地元県央地域で受けることができます。入院先が近くなるのですから、患者にも家族にも安心できる病院となります。

4つ目に加茂病院など、地域病院に医師派遣など支援が強化されることとなります。基幹病院ができたなら、加茂病院などの医師がさらに減ることにならず、むしろ後方支援病院として医師の融通がきくようになるのであります。

5つ目に、もしもの災害時には拠点病院として治療に当たることができるようになります。県央基幹病院の設計では、水害などの影響をできるだけ受けないように2階で受診ができるように工夫されているとの説明がありました。

6つ目に県央基幹病院は、脳血管疾患による死亡率が県平均よりも高く、早期発見、早期治療による死亡率を減らすことができる可能性が大きくなります。

このように県央基幹病院の計画どおりの建設と開院は、県央地域の医療を大もとから改善することは確実と見るべきではないでしょうか。

県の財政を理由に見直すということではなく、計画どおりに進めることこそ県民にとって、県央地域の全ての住民にとってどうしても必要なことと思います。佐野町長の政治姿勢を伺います。

3つ目の質問であります。県立加茂病院は、県立病院として運営することで加茂、田上地域の命と健康を守るかなめと位置づけるのか、それとも花角知事が計画する見直しや縮小や民間への移譲に同意するのかが問われています。町長の姿勢を伺います。

加茂病院は、県央基幹病院の後方支援病院として、救命救急を含めた2次医療を受け持つ病院と新潟県によって位置づけられております。そのために、医師の補充を行い、患者に信頼される常勤医師を配置することが必須であります。ところが、新しい県立加茂病院が完成して開院を間近に控えているのに、医師の新たな補充はありません。これで地域医療に貢献とする県の医療政策にも反することになるではありませんか。さらに、ふさわしい医師の補充を行うことで患者が県立病院で受診する割合が増えることは確実なのに、医師の補充を医師不足を口実に行わず、赤字を声高に叫ぶことはいかなるものなのでしょうか。加茂病院に患者に信頼される医師を十分に補充することこそ、後方支援病院としても救急病院としても必要ではないでしょうか。佐野町長の政治姿勢を伺います。

もしも県立加茂病院が民間に移譲されてしまったら、加茂、田上地域の医療はどうなるでしょう。1つは加茂、田上地域に総合病院がなくなる危険性があります。その結果、救急指定病院ではなくなる危険性があり、救急患者は受け入れないという危険性があります。

2つ目に民間経営となれば、入院時には個室料金など医療費以外の負担が増える可能性があり、結局住民負担が増える可能性があります。

3つ目に採算の合わない診療科はなくしてしまうというのが民間経営の普通でありようでありますから、この危険性はあります。

4つ目に、さらに採算が合わなければ病院経営から撤退するという危険性を持っております。

以上のことから、県立病院であることは赤字だから、見直しではなく、地域の住民の命と健康を守るとりでとして必要な医療施設ではないでしょうか。県立病院の累積赤字が数百億円と報道されていますが、1974年に県知事に就任した君健男氏は地域医療に趣を起きました。自治官僚出身の後継の知事である金子清氏は、県立病院の赤字は特別なもの、福祉の面があると語っていたと言います。命と健康の地域格差の是正は高度医療であれ、初期医療であれ、行政がやらなければならない最低限の仕事ではないでしょうか。歴代の複数の知事が医療を県の仕事として大切にしてきたのと比較して花角知事の医療への攻撃は、住民の立場からして異常な姿ではありませんか。県央基幹病院見直しや加茂病院など、県立病院の民間への移譲などではなくて、基幹病院は計画どおり建設すること。県立加茂病院は医師を充実させ、文字どおり地域病院として、県央基幹病院の後方病院として県が直接運営し続けることこそ必要ではないでしょうか。佐野町長の政治姿勢を伺います。

佐野町長は、私がさっき6月の質問で県への働きかけを求めてからこの3カ月で7月に県主催のタウンミーティングで要望したと聞いております。私は、強く佐野町長に求めたいのです。花角知事は、定例記者会見のたびに県央基幹病院と県立病院の見直しを発言しております。これに対して、新潟県内で最低クラスの医師数と救急搬送が最大の時間を要している加茂、田上地域の実情を認識している佐野町長なら、1人でも県に出向き、花角知事に直接要請することこそ必要ではないでしょうか。佐野町長は、就任2年目を迎えています。副町長は、総務課長として3年の経験を持っているのです。このような緊急事態に対して、余りにものんびりと構えているのではと言わざるを得ません。繰り返して県への要請を行うことを強く求めるものであります。町長の政治姿勢を伺います。



4番目に、町政の運営に当たって町長の政治姿勢について伺います。佐野町長は、昨年の6月の町長選挙で激戦の中で勝利を得て町長に就任いたしました。それから1年と4カ月、町政の最高責任者として運営してきました。20年続いた前町政にかわる新たな町政が行われるものと住民の期待は大きいものがありました。私は、この住民の期待に応える町政を願い、佐野町長に建設的提案や率直な批判を展開してまいりました。しかし、私の提案に対して町長の答弁は気持ちはわかるが、財政がと多くの場合は事実上拒否回答でありました。とりわけ旧公民館の継続的使用を求める本田上地区を中心とした願いに対する、佐野町長の姿勢は理解しがたいものでありました。その第1の理由は住民が主権者なのに、その声に寄り添うべき町政がそうになっていないと私は強く感じたのであります。前町長が議会や町民に説明してきたことを金科玉条のごとく繰り返すばかりで、まるで前町長時代の総務課長であった現副町長の進言をそのまま、佐野町長が口にしていないかと思ったりもしました。仮に前町長と同じ政治方針であったとしても、住民の声に寄り添うことで自らの行政のあり方を考え直すという町長として初歩的な姿を見ることができないというのが私の率直な見解であります。もちろん住民の思いに寄り添うことは、同時に財政的裏づけも必要であります。それでは、町財政が逼迫して住民の声を実現することができない状況なのではないでしょうか。そんなことはありません。一般会計の基金が20億円もあるのではありませんか。財政的裏づけは、第一に主権者である住民の願いに応える行財政運営をどのように展開するかだと思います。

そこで、町長にお尋ねします。1つは、本田上地区の住民の総意とも言える町公民館を継続的に使用させてほしいとする願いをどのように受けとめているのでしょうか。施設が老朽化あるいは経年劣化しているとか、消防設備とかを聞いているのではありません。住民の願いに対する町の観点をお尋ねしているのであります。

2つ目に、本田上地区を中心とする850筆もの署名は、願いを町に伝えても聞く耳持たずの町政に対する不満からの意思表示だと町長は受けとめるべきだと思いますが、町長の政治姿勢をお尋ねします。

3つ目に、本田上地区の住民と署名に賛同していただいたほかの地区の方々の思いは、歩いていける投票所や避難所が目の前にあるのに、町の都合で役場の前の交流会館に来いということは納得できないというものであると思います。しかも、投票所や避難所は町が決めるとか選挙管理委員会が決めるなど、全く役場中心主義、官僚的手法と言わざるを得ませんが、そういう発言が繰り返されてきました。現に使用してきた投票所、町が示してきた避難所が歩いていける場所からなくなるとき

に、住民の同意を得ずして町が決めるとか選挙管理委員会が決めるなどの発言は住民が主人公という当たり前の物の見方、考え方がない町政と言わざるを得ません。住民の思い、願いに寄り添った町の姿勢こそ、問題解決の第一歩ではないかと私は考えます。私のこの物の見方、考え方に対する町長の見解をお尋ねします。

私は、このたびの本田上自治会を中心とした声と運動について、以上3点について町長の考えを求めました。町公民館の継続的使用を求める要望書は、5点にわたって住民の思いを伝え、850筆もの署名が届けられました。町長は、こうした住民の声に対して、1つは町の対応が正しかったのか、2つ目には何が問題だったのか、3つ目にこうした住民の運動から何を学ぶ必要があるのかを明らかにしてほしいのであります。これは、町長お一人だけの課題ではないと私は考えます。町政執行者3役に課せられた課題だと私は考えます。ぜひとも真摯な答弁を求めるものであります。

以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、花角県政についての質問にお答えいたします。高橋議員の主張は、花角県知事は病院の赤字を口実に県民の命と健康を守る医療を攻撃している、住民の命と福祉の増進よりも土木費を優先しているとのことでありますが、私はそのようには受け取ってはおりません。県民全体の代表として花角県知事には県経済の活性化、県財政の再建、また柏崎刈羽原発の再稼働問題といった県政の重い課題が山積しておりますが、これらの課題にリーダーシップを発揮してスピーディーに取り組んでいただけると期待をいたしております。

6月議会の私の答弁で財政難は緊急事態であり、借金の返済額の増加と病院経営の悪化により、県の財政危機が深刻な状況である。このような状況の中で持続可能で安定的な財政運営に向けて取り組むことは、県政を預かる立場の県知事としては当然のことと理解しますということについてであります。その考えは今も変わりません。

先日、県央基幹病院整備などの検証を行う新潟県地域医療構想調整会議の初会合が開かれました。それにつきましては、財政の観点からの議論ではなく、医療環境の変化に対応した検証を行ってもらっていると花角県知事はコメントをしております。県央基幹病院整備計画などの検証につきましては、今後も状況把握に努め、情報収集していきたいと思っております。

次に、県央基幹病院の建設の意義と県立加茂病院を県立で運営することの重要性についてであります。これにつきましては、議員のお考えである県央基幹病院の計画どおりの建設と開院は県央地域の医療を根本的に改善するものであるということについては私もそのとおりであると思えます。

次に、県立加茂病院は県立として運営するのか、知事が言う民間への移譲に同意するのか、町長の姿勢を問うとのことでありますけれども、県立加茂病院を民間に移譲するという県知事の発言は私には確認できませんけれども、加茂病院に医師を十分に補充することは、加茂病院が県央基幹病院の後方支援病院としての役割を担うためにも救急病院としてあり続けるためにも必要であるということについては、私もその考えについては否定いたしません。

6月議会に県央基幹病院の早期建設を求める意見書が決定し、町議会から県知事に提出されましたが、これに関連して県への要請活動を単独で行う考えはございません。県央の市町村長と協力して同じ方向で動くことが重要であると私は考えております。

最後に、町政運営に当たっての町長の政治姿勢についてお答えいたします。私は、町長として住民一人ひとりの願いや各地区の皆さんの要望に耳を傾け、真摯に受けとめていきたいと思っています。あわせて町長として町全体にわたっての責任があります。町民皆様の全ての意見や要望を実現することは不可能です。様々な意見や要望をしっかりと聞きながら、総合的に考え、判断して決断をしていきたいと思っています。

本田上地区の皆さんの町公民館を継続的に使用させてほしいという要望につきましては、長い間親しんできた町公民館に対する本田上の地区の皆さんの大きな愛着を感じました。今後も使っていきたいという気持ちも十分理解できるところです。私自身も本田上の地区の皆さんの願いを実現できればと思い、しばらくの間使うことができないかと検討してきましたが、要望に十分沿えなくて残念だという思いはあります。本田上の皆さんが署名とともに要望書を町に提出されました。今まで交流会館の完成に伴って公民館は廃止するという町としての方針を説明してきましたけれども、実際に交流会館が完成するに当たって、もっと早い時期に町民の皆さんと話し合いをする機会を持てればよかったなと反省はしております。そこで、遅くなりましたけれども、現公民館の今後についての検討会を7月に2回にわたり開催をいたしました。区長会代表の方、地元の区長の皆さん、教育委員、社会教育委員、文化協会、スポーツ協会の代表の皆さんにも集まっていただき、様々な立場の皆さん

んの意見をお聞きいたしました。その中で交流会館が完成したこの時期に安全を第一に考えて閉鎖することになりました。館内の用具等の整理もありますので、しばらくの間は教育委員会の職員が時々出入りしますが、令和2年3月31日をもって閉鎖いたします。要望書につきましては、先日本田上の区長の皆さんに2回にわたって、町としての回答と町長としての思いを伝えさせていただきました。令和2年になりましたら、跡地利用を考える会を開催することと、その間に本田上の皆さんの要望がありましたら、直接聞かせていただきたいとお話をしました。

避難所と投票所についてであります。避難所に関しては旧公民館を閉鎖する令和2年3月31日をもって避難所の指定は外すこととなりますが、それまでしばらく時間がありますので、地元の皆さんにご理解をいただけるよう努めていきたいと思っております。投票所につきましても選挙管理委員会で案ができましたら、町民の皆さんに周知をし、ご理解していただけるよう努めてまいります。

高橋議員の言われる住民が主人公という考え方は肝に銘じていかななくてはと思っております。今後は、反省すべき点は反省して、町民の皆さんや地区の皆さんに説明が必要なときは適切なときに適切な機会をしっかりと持ちたいと考えております。

以上でございます。

13番（高橋秀昌君） まず、花角県知事に対する物の見方であります。私は、6月でも今回でも町長に問うているのは、花角県知事の全ての県政全体についての評価を求めたのではないということは恐らく私の質問書でご理解いただけると思うのです。つまり花角県知事が県立加茂病院をはじめとする県立病院や基幹病院に対して財政を理由にして見直した、見直したと言ったと、そのことについて問うてきたのです。ですから、町長が私は花角知事の全般を否定しなさいなんて何も言っていない。財政が大変だからと言いながら、一方で公共事業あれだけ突出させているのではないですかと、これはおかしいでしょうということを言っているのです。それを病院の赤字とか全体の財政が厳しいから、当然だとするのは、私は捉え方がずれていると言わざるを得ません。そして、今の答弁、今日の答弁では今度は、花角知事は財政問題ではないと、医療環境が変わったのだと、こう答えたと言っているのです。それをあなた今、今日答弁しましたよね。では、医療環境の何が変わったのですか。変わったのは、計画しているときよりも人口が減っていること。住民にとって救急車がさらに10分もおくれてくる、時間がかかって、病院搬送するまでかかっていること。よくなってなんかいないのです。もっと悪くなっているのです。この実態を見れば、最初花角氏が言った緊急事態だ、緊急事態だと言って財政問題を大きく取り

上げて、基幹病院とか県立病院のことを見直すあるいは譲渡も含めて考えると言ったのです。これは間違いありません、ちゃんと書類にあるのだから。でも、恐らく県央地域から財政を理由にして命を守る病院を見直すっておかしいではないかという反撃を受けたから、財政問題ではない、医療の環境が変わったと答えざるを得なくなったからではないですか。でも、あなた自身が見てごらんなさい。加茂、田上で何がよくなりましたか。何もよくなっていないではないですか。しかも、医師不足、医師不足というのもちろんと県央基幹病院をしっかりと建てて、そうすることによってむしろ逆に医師がいっぱい来るのだよというのは、これまで県が何回も説明してきたことなのです。これ私の考えではないのだ。県が説明してきたことを言っているのです。あなたのおっしゃっていることを言うと、県の説明してきたこと自体がうそだと言わざるを得ないような否定する、そういうふうになってしまうような危険性を感じます。そこのところよく検討してください。私が持っているの、これいろんな実際の県が出した資料に基づいて質問しているのです。

それから、赤字という問題。病院経営の赤字で県財政がおかしくなっているという捉えることもできるような発言を町長しましたし、県も言っていますが、実際にどこの県立でも全部赤字なのです。ただ、制度的にがんセンターにはお金を初めから補助出すと、こうやります。でも、現実には新潟県の県立病院で大いに黒字なんていうのは現時点でないのです。この資料を見れば、全部どこも赤字なのです。でも、歴代の知事たちはそうだけれども、これは大事な命守るところだということをやってきたわけでしょう。そこがやっぱり今の私は、佐野さんは花角知事の言っていることをそのままオウム返しに言っているにしか聞こえないのです。ぜひやっぱりその見方を改めていただきたいと思います。

町長は、1人でもいいから、行ってくださいということについて、行く気ありませんと答えたよね。私は驚きなのです。県央の中でも加茂、田上地域が最も厳しいところなのです。あなたが1人で行けないなら、加茂市長と一緒に手を携えて行ってもいいではないですか。やっぱりそういうことが求められているのです。花角知事は、その実態をつぶさになんか知っていないはずです。やっぱり地元の町長、佐野町長、藤田市長が力を合わせてこの加茂の救急車の動きはこうなのだと、だからとってないけれども、これ見直しなんかやめてほしいということをやっぱり言うべきです。それを県央と一緒にやります。もちろん県央とやること悪いなんか言っていない。私は、1人でも行くべきだとしたのは加茂、田上が最も条件が悪いということです。だからこそ言っているのです。そして、町長も答弁していますけ

れども、お医者さんがやっぱりしっかりと来ることがこの地域の人たちの命を守る、そして医療を豊かに発展させる、そういう側面を持っているということを明らかにしてほしいと思います。

それから、赤字問題は大もとは国にあるのです。県の運営の問題ではないのです。大もとは国にあるのです。だから、大きくいえば国の制度を変える必要あるけれども、でも新潟県も自治体であります。田上町も加茂市も自治体なのですから、自治体の住民のために全力を尽くす町長として頑張ってもらいたいと。

次に移ります。町長、私が住民に対する姿勢に求めたことについて今の、特に本田上地域を中心としたこの署名運動や、こういう問題について私が問うたのはやっぱり町長が、町長は今の答弁で私は間違っていないよというふうにしかな聞こえないのです。やっぱりそこから何を学ぶか。1つだけ町長が指摘されたのは、もっと早く住民にそれを明らかにして、地域住民から合意を得るということ、その点は反省点だというお話がありました。それは、受け入れたいと思います。しかし、全体としてやむを得ないのだ、仕方がないのだという答弁では、私は今後の町政運営で様々な問題起こすと思います。私は、いかに町民に寄り添うか。寄り添うかというのは、建前として主人公を否定する人はいません。でも、寄り添うかというのは具体性なのです、何をするにも。例えば町長が今おっしゃった選挙管理委員会が決めるなんていうのは一番最後でいいでしょう。総務課長が、総務課が決めるなんていう一番最後でいいでしょう。1番なのは、地域の人たちの合意です。それをどうやっぱりやっていくかということが大事な町政でしょう。最後に選管が決めればいいのです。最後に総務課が決めればいいのです。でしょう。順番が反対なのです。住民から先に意見を聞き、住民に説得をし、納得してもらおう。そこを通じて行政がきちっと最終的に決めればいいと思うのです。そこは、やっぱり私はあべこべに感じてなりません。ぜひ改善をお願いしたいと思います。

第2質問終わり。

町長（佐野恒雄君） この県央基幹病院に関して、私は高橋議員のおっしゃっておられることに異議を唱えているものでは全然ありません。それこそ今までの経緯、それは県央基幹病院が計画される間にはいろんな議論が私あったのだと思います。そういう議論の経過を踏まえた中で、令和5年に開院ということで進んでおるわけでありますから、それはしっかりとこれからも県に訴えていきたいと思ひますし、去る、あれは何月でしたでしょうか、県知事を迎えて県央地区でのブロック会議がございました。

(7月の声あり)

町長(佐野恒雄君) その席でも私はお話といたしますか、要請はさせていただきました。それこそそれぞれ各市町村長、5市町村長全て、皆さん全員やはりそういう県央基幹病院に対する思いについて要請といたしますか、話がありました。今後ともそれらについては5市町村ともしっかりとスクラムを組んで対応していきたいなど、こんなふうに思っております。

それから、町政に対する政治姿勢についてもお話がございました。今回本田上地区の公民館についてのお話が主でありました。私自身は、先ほどの答弁にもお話をしました。高橋議員の町民が主役、それは当然そのように私自身認識をいたしておりますし、私自身が町長に立候補させてもらったときにおいても私自身はそれこそ言いたくてもなかなか言えない人たち、本当に声なき声をもしっかりと耳を傾けていかななくてはならないということは選挙のときに常に申し上げてきました。そういう意味においては、町民の方々に寄り添った姿勢、そういうことはこれからも努めていかななくてはならないなど、こう思っております。ただ、いろんな形で皆さんのそれこそいろんな要望にお応えしていきたいのはやまやまでありますけれども、いろんな形の中でなかなかお応えできないというのが実情ではあります。でも、しっかりとそうした声には耳を傾けていきたいなど、こういうふうに思っております。

以上であります。

13番(高橋秀昌君) 佐野町長、今おっしゃったことを何で第1答弁で答えないのでですか。そうすれば私も納得なのです。悪いけれども、町長、人に書かせるから、そうなのです。自分で示唆して書かせなければだめです。第1答弁と第2答弁のずれがある。落差があるのです。第1答弁では私は間違っていない、第2答弁では高橋議員に反対しているわけではない、おっしゃるとおりだと言うのでしょうか。だったら、第1答弁でしっかり言ってください。そうすれば、こんな長く要らないでしょう。そこ大事です。建前上は、県知事の言うことを認め、本音のところでは基幹病院大事にしたいというのは田上町の自治体としてふさわしくない。確かに県からの補助金や国からの助成金あります。だけれども、自治体というのは、県や国から独立しているのです。もちろんお金は、県や国からいっぱいお願いしなければだめだけれども、田上町としてどう考えるかというのが主なのです。ここをわきまえて答弁を考えてもらいたい。特に今日強く感じましたが、第1答弁と第2答弁のこの大きな差を、何を言っているのだろうと思いましたので、ぜひ次回からは第2答弁の本音のところでお話していただきたい。

以上、終わります。

議長（熊倉正治君） 高橋議員の一般質問を終わります。

では、ここでお昼のため休憩といたします。

午前 11時27分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（熊倉正治君） それでは、再開をいたします。

次に、6番、中野議員の発言を許します。

（6番 中野和美君登壇）

6番（中野和美君） 6番、中野和美でございます。すみません。壇上に立たせていただきましたけれども、ちょっと足の甲を痛めまして、素足にて失礼いたします。それでは、一般質問を始めさせていただきます。私は、まずごみ処理についてと安心・安全な暮らしの観点から、交通安全と生活保護の状況について質問をさせていただきます。

まず、ごみ処理について。先日の8月20日、見附市の清掃センターを視察させていただき、大変参考になりました。見附市の人口は、ちょうど加茂市と田上町を足したほどの人口4万人で、分別すると生ごみも含めて1日当たり約25トンのごみの量になることが確認されました。加茂、田上一部事務組合のごみの量は、1日約40トンです。分別することによって、15トンものごみが削減できることとなります。

田上町内のEM菌の会の方で、5年にわたり家庭から出る生ごみを計量して下さった方がいらっしゃいます。5年を平均しますと、夫婦2人で年間平均200キロのごみが出るということがわかりました。1人当たりでは年間100キログラム、1日当たりでは274グラム、1食当たりでは91グラムほどです。中くらいのバナナの皮で約60グラムありますので、他の野菜や夏場のスイカの皮など考えますと、信憑性のある数字であると考えられます。そういたしますと、1人当たり1日274グラムを4万人で掛けますと、約11トンの生ごみが毎日家庭から出ていることとなります。そのほかに飲食関係業者からも生ごみは出ていますが、それにしても家庭からの生ごみだけを取り除いただけで単純に計算しても、見附市の4万人の25万トンからマイナス11トンで1日のごみの量は14トンのみとなります。

田上町は、20年ほど前にコンポスト、生ごみ処理バケツをあっせんして下さり、町も助成しましたので、購入した方も多いと思います。20年たって傷んだりリサイクル志向も高まっていることから、再度あっせんをされてはいかがでしょうか。



加茂市と共同して取り組んだなら、ごみの量を1日14トンにすることはできない数字ではありません。私たちは現在の清掃センターを維持しなくてはなりません。早急に、いいえ、今すぐにでも分別やりサイクルを始める必要があります。まず、ごみ処理を3分の1に減量し、1日14トンに減量し、何とか焼却炉を維持できている間に新たなごみ処理計画に取り組んでいただきたい。町長の考えをお聞かせください。

2つ目、安全・安心な暮らしの観点から、まず交通安全。3月の議会にて私は原ヶ崎交流センター敷地内が集合場所となっているスクールバス乗り場付近の危険な状態を改善していただけるよう、一般質問にて取り上げました。その後半年がたち、どのように検討されたのかを報告を受けておりませんので、確認いたします。

毎朝子どもたちの安全を見守り、無事にスクールバスが出発するのを見送ってくださっている地元のボランティアの方々を安心させてあげてください。特に冬の凍結時が危険なのだそうです。冬になる前に危険な状態から改善を願います。私もどうしたら安全に子どもたちをバスに乗車させればよいのか考えました。道路を渡るときに見通しが悪く、危険なので、現在のスクールバス乗り場の向かい側の空きスペースを利用する方法がよいのではないかと考えました。最近入れかえました小型バスならば、あの空きスペースでも十分にUターンもしくは待機が可能と考えます。空きスペース側であれば、中学校から勢いがついて坂をおりてくる車とは直接対峙しませんし、中学校方面へ向かう車からも死角に入りません。現在検討されている状況をお聞かせください。

次、生活保護について。10月よりの消費税増税に大きく疑問と懸念を感じています。消費税は、8%の今のままだでも法人税、所得税の税収を上回っています。上回っているどころか、添付の財務省資料のように法人税、所得税にとってかわってしまいました。消費税は、収入のあるなしに関係なく全ての人の生活にかかわってきます。月に20万円消費する家庭であれば、消費税が10%の場合、単純に計算しても年間24万円の消費税を払うことになります。株式等の配当や預貯金等の利子所得は、どんなに所得があっても申告分離課税の利用により、一定の税率、所得税15%、住民税5%、復興特別所得税しか適用されません。心配なのは今後生活に困窮し、生活保護を受ける必要のある人、または一時的にでも保護が必要になっている人が見逃されてしまうことがないようにということです。生活保護の目的とは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することです。日本では、生活保護が本当に必要な人の2割程度しか受給できていないと言われています。本

当に苦しくてやっと窓口へ相談に来てでも水際と言われる対応がないことを願っています。生活が困窮してくると、最低限の衣食住にかかる費用は優先的に消費することになりますが、国保税、水道料、固定資産税などの遅延、滞納などから役場が早い段階で気づくことができます。生活が苦しいわけですので、役場からの催促や督促は既に恐怖でしかありません。そのような場合、早い段階にケースワーカーがかかわれば、手助けすることも可能となります。田上町での生活保護受給に関する年間相談件数、受給者件数、ケースワーカーの人数、ケースワーカーの担当世帯数、自立支援の方法、就労支援の方策などと町長の生活保護に対する考え方をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、ごみ処理についての質問であります。ごみ減量化に向けた提言ということで受けとめております。その対策の一つとして、コンポストを再度あつせんしてはということでもありますけれども、町ではその需要が少なくなったことなどから、平成15年度に助成制度を廃止いたしました。しかし、昨年来の清掃センターの不具合に鑑み、ダイオキシン類の発生抑制や焼却炉の延命などの観点から、生ごみに含まれる水分量の減少を目的とした電動型生ごみ処理機の購入費の補助制度を検討いたしております。その制度の中でコンポストも補助対象に組み入れられるかどうかを検討しております。また、分別やりサイクルにつきましては議員ご指摘のとおり、加茂市と歩調を合わせることで、ごみの減量化への効果がより発揮できます。今後少しでも分別やりサイクルの取り組みが可能となるよう、加茂市と協議してまいります。

次に、安全・安心な暮らしの観点から、交通安全及び生活保護状況についてのご質問でありますけれども、交通安全につきましては教育長のほうから答弁させていただきます。生活保護状況につきましては、生活保護の相談、申請、決定を行う実施機関は都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所、つまり福祉事務所を管理する町村長であります。福祉事務所を設置していない当町の場合、生活保護の実施機関は田上町ではなく、新潟県であります。当町は、あくまでも実施機関の補助機関でありますので、被保護者の自立支援の方法や就労支援の方策などについては、実施機関であります新潟県三条地域振興局健康福祉環境部地域福祉課にその対応をお願いしなければなりません。なお、参考までに当町の平成30年度

における生活保護受給に関する相談件数は8件、年度末の受給者数は27世帯で29名、県の当町担当のケースワーカーは1名、その担当世帯数は27世帯となっております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 中野議員の質問にお答えします。

交通安全ということで、原ヶ崎交流センターのスクールバスのバス停についての質問にお答えします。原ヶ崎交流センターの跡地内に田上小学校のスクールバスのバス停があります。道路から少し離れていますし、広くて児童がバスを待ったり乗りおりするには最適な場所です。しかし、乗車する児童の多くが道路の反対側から集合場所に行くために横断歩道を渡ります。ところが、竹の友幼稚園前の坂道がカーブのために横断歩道を渡ろうとすると、上から下ってくる車は横断歩道の近くに来るまで見えません。車の運転手からも横断歩道の近くに来るまで渡ろうとしている児童が見えません。そこで、対策として考えられるのは下ってくるカーブの横断歩道の手前にカーブミラーを設置すること、下ってくる道路に速度を落とせといった路面標示をすることや立て看板を設置することなどです。カーブミラーにつきましては、原ヶ崎地区の今年度の要望の中にこの場所のミラー設置を入れる予定だと聞いています。中野議員から反対側にバス停を設置したらどうかという今回の提案ですが、反対側に少し広いスペースがありますので、そこをバス停にすれば多くの児童が横断歩道を渡らないで済みます。しかし、その場所と道路の間には段差等がありません。朝子どもたちが待っている間に1年生や2年生が道路に出てしまうことも考えられます。大雪のとき、その場所で大丈夫かという問題もあります。今の場所で対策を講じていくことがいいのか、反対側にすることが適切なのか、これから地元の保護者の皆さんや地域の登下校のパトロールの皆さんの意見を集約して結論を出したいと思っております。

以上です。

6番(中野和美君) では、2回目の質問をさせていただきます。

ごみの処理について、先日町長からごみの処理を新潟市に一部委託するとの報告がありました。ごみ処理に対応する必要は本当に急務となってまいりましたことを実感いたしました。見附視察の折、プラスチック製品はリサイクルには売り上げ以上のその数倍の経費がかかっているという報告もございました。田上町では、ペットボトルを分別回収していますが、ペットボトル処理に対する費用が年間50万円ほどと聞いております。1キログラム当たり50円を支払っているとのことでした。田

上町では、社協でもペットボトルを回収し、リサイクル活動をしていて、こちらは1キログラム当たり30円ほどの収益となっているそうです。そうしますと、やり方によっては見附市ほどのコスト負担は避けられるものではないかと私は考えています。プラスチックが多いことによって炉を傷め、高温にならないためには生ごみが必要との悪循環はという考え方もありますが、火力調節のために重油を注入していますけれども、それにかわるものとして分別したプラスチックやビニール製品を利用するという方法もあるのではないかと思います。そのような方法が今現の焼却場で可能なかどうか、そのこともどうなのかなと考えております。

そして、交通安全に関しましてありがとうございます。まずは、カーブミラーつけていただきたいと思います。もしカーブミラーも何もつかないのであればということで私はその方法を考えたのですけれども、着実にカーブミラーなり立て看板なり道路標示なりが施されるのであれば、最善の方法を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

生活保護につきまして、今現在県担当のケースワーカーが27件をしっかりと対応してくださっているということでありがたく受けとめています。貧困は、本人のせいだとは一言に言い切れません。昼に夜に働いても生活がやっとなという人もいます。市町村から納税の催促を受けても仕事を休んでまでは窓口へ行けません。生活に携わるわけですから、生活費は生きるための衣食住が優先されますので、町民課で税の滞納発生が続く場合、ケースワーカーの派遣を検討していただきたいと思います。こちらから県のほうにケースワーカーの派遣を依頼できるのかどうか、その辺をちょっとお伺いできたらと思います。可能な範囲で構いません。

年間相談件数、今回年間8件ということでしたけれども、そのうち受給につながったのは何件だったのか、その辺もお伺いできるとありがたいのですが、回答よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） ごみ処理の問題につきましては、いろいろと中野議員からご提案をいただいて、大変ありがとうございます。いずれにいたしましてもごみ処理施設、焼却場、現在の炉をとにかく長もちさせなくてはならない、そういう使命があるわけですがけれども、いろんな生ごみの問題、プラスチックの問題、いろいろありますけれども、いずれにいたしましても一部事務組合、加茂市長ともとにかくどういう方策があるのか。町としては、先ほども申し上げたように生ごみ処理機の補助というふうなことも考えております。いかにして生ごみを減らすかということも非常に大事な課題だと思っておりますので、しっかりと検討してまいりたいと、こう思っ

ております。

最後の件につきましては、福祉課のほうから答弁させていただきます。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの8件の申請のうち、生活保護の認定につながった件数ということなのですが、大変申し訳ありませんが、今手元のほうで正確な件数を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

それから、ケースワーカーの派遣が可能かということでございますが、実際生活保護につながった場合はケースワーカーと町の担当と一緒に対応しますが、その相談の段階ということで申請がありましたら、県のほうにすぐ連絡をとりまして、一緒に相談をしまして、生活保護につながる場合もありますし、またほかの福祉制度を使いながら対応できる場合もありますので、相談ということであれば可能であります。

以上です。

6番（中野和美君） 新しいごみ処理の計画が進むまで、今現在の施設を本当にもたせなければならぬわけなのですけれども、それにはやはり分別が必要だと思っています。分別の普及の仕方としては、小中学校でちょっと勉強してもらって家庭に浸透させていくというような方法がとても有意義だと聞いておりますので、そうになりました場合にはぜひ学校関係も協力をお願いしたいところです。

そして、ごみの分別なのですが、国の施策として今後外国人が増えてくると考えられます。田上町では、まだ総人口の0.4%ほどしか外国人の方がいらっしゃらないのですけれども、全国的には2%、多い市では5%、20人に1人外国人という市町村も出てまいりました。現状でありますことから、ごみの分別表にしましても今後、何年か後にはなると思うのですけれども、易しい日本語や多言語での表記が必要となってまいりますので、今後それも含めて研究の一部としていただきたいと思います。燃やさない、土に返す、地球に返すというごみ処理の方向で進んでいただけたらと思っています。

そうしまして、生活保護に関しまして新潟県民は真面目な県民性でありまして、田上町民も真面目な方が多いです。真面目な方ほど貧困に対して自分を責め、生活保護が必要にもかかわらず、申請しないでいるかもしれません。全国的には先ほども申し上げましたが、生活保護を実際に必要とされる2割しか受けていないと言われています。いただいた、今27世帯ということだと、約5倍で計算しますと、本当は135世帯がもしかしたら必要なのかもしれません。催促や督促、ましてや資産の差し押さえなどの前に、ぜひケースワーカーを派遣していただきたいと思います。私は思っ

おります。相談窓口は、窓口というか、案内は町の役場、一旦受け付けになると思うのですが、ケースワーカーは県からの担当者ということですので、もしかしたら顔見知りがある町役場よりも県のケースワーカーのほうが個別に相談しやすいということもありますので、こちらも検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。窓口としてそのやりとりをしていただけるように配慮願ひます。私にとってはそのようなお願ひ事になってしまうのですが、何か答弁がございましたらよろしくお願ひいたします。

町長（佐野恒雄君） 中野議員の言われる生活保護の実態、そういうことがあればそれこそ町民の方々に寄り添った形でケースワーカーとの対応をしっかりとてまいりたいと思ひます。

議長（熊倉正治君） 中野議員の一般質問を終わります。

それでは最後に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井豊でございます。一般質問をさせていただきます。

今回は、清掃センターのダストの問題、それから移住体験施設について、それからもう一つ、町長に定例会見を行つてはどうかという提案めいたことが2つと、あと質問を中心としたものを1つというふうに大きくくくっております。

まず、清掃センターのダストについてでございます。加茂市長がかわつて以来、加茂市・田上町消防衛生保育組合の清掃センターの改修問題は前進しそうな兆しがございます。強く希望を感じているところでもございます。でも、新しい施設が計画を作つたからといって、計画作るのも大変時間かかりますし、新しい施設建設するのも時間がかかるところでございます。先ほど中野議員が今ある施設を延命させてというような話がありますけれども、延命もそうですけれども、今ある施設の中でなるべく公害を出さないで改善すべきところは改善し、やめていく必要性を強く感じているところでございます。そこで、私が一番気になっていることが煙突から出るばい煙ではなくて、ここの清掃センターの焼却施設はバグフィルターのもろ布に消石灰や、それから活性炭を吹きつけまして、それにダイオキシンを抱かせて、付着したダイオキシンごとその活性炭を落として、それを貯蔵して処理するという方法をしています。8月20日に視察に行った見附市の施設では、それを固形物に固めてしっかりと処理するというようなやり方をされていましたが、田上町にある清掃センターでは1つの建屋の中にそのダストを入れて、その扉もしっかりと閉まらないような状況でございます。

一昨年(2019年)の12月ごろのことでしょうか、松原議員が車で通りかかったら、あの脇のあじさいやガードレールが真っ黒になっているというような話をさせていただいて、その話をしたら某新聞社の記者さんも自分が車で通行する目の前にばあっと黒いダストが吹き出していたというような話を聞いて、それが歩いた人ではなくてよかつたなというふう感じた次第で、そんなこともありました。私は、この問題について出てきたダストをどういうふう処理するのが一番適正なのかというところをネットで環境省のホームページで調べようと思ったのですが、なかなか難しく理解できないといえますか、到達することができませんでした。そこで、今回のところは執行の認識や現在の対応などを質問してみたいと思っております。このダストの処理方法はどのように行われていますか。先ほどご紹介したように見附の施設では固形化して処分しています。適切に処理されているでしょうか。

(2)として、ダストの保管庫の管理が不十分のようには見えますが、ダストの有害物質の流出はないのでしょうか。ダストが流出しているのは間違いありませんが、ダストの有害物質の流出はありませんでしょうか。

(3)として、以前強風によりダストが飛散するという事故がありましたが、その後の対応と対策はどのようになっていますか。

(4)として、佐野町長の田上町の首長としてのこのダストや、またや焼却灰、野積みになっているごみなどは十分に安全な管理がされると認識しているのでしょうか。

以上、この清掃センターのダストの問題、4つ質問いたします。

続いて、人口増加策の一環として移住体験施設についてでございます。人口対策というのは、田上町にとって喫緊の課題であって何とかしなければならない。田上の子どもを増やすというのも1つの方策としてしっかり取り組まなければなりません。移住者を促進するということも非常に大切な手段であるということは先回の一般質問でもしたところでございます。そこで、その方策として、移住体験施設というのを設置してはどうかというような質問をいたします。昨年の総務産経常任委員会の視察で富山県の朝日町を訪れました。そのときは、メインの視察は人口規模が同じなのに、田上町が45億円程度の一般会計予算なのに、朝日町はいつも70億円以上の一般会計予算を持っているので、その財政のからくりはどうなっているのかみたいところがメインでしたけれども、そのいろいろなやりとりの中で移住体験施設というのを設けているというような話がありました。

私が先月というふうに質問のあれにも書いてあるのですけれども、きのうも行っ

てきました。ちょっとかわりのある魚津市も来られハウス、来なさいよという意味だと思えるのですけれども、来られハウスという移住体験施設を設けて長期の移住体験をしながら、冬場住んだら夏場住んだらどうだという体験をしながら移住を促すというような施設がありました。建物としては、ある建設会社の事務所兼住まいだった場所を今使わなくなったのでということでそこを借り受けてトイレとお風呂を改修したものでした。管理は、地域おこし協力隊が1名が管理をして、それからその来られハウスの情報発信もしているというふうに伺いました。そんな施設もありましたし、そこに行ったとき、なぜかその施設の宣伝ではなくて隣町の黒部市の、ここは住定夢の館というのですけれども、定住を逆にして夢の館という、これは海辺の地域で漁師さんも担い手がいなくて困っているようなのですけれども、漁師の担い手を増やすがためにここの1泊2,000円だそうですけれども、の宿に住んで移住体験をして、漁師体験をしながら将来自分がこの地域で住んでいけるかどうかというところを体験するような施設があるというふうな情報も入手してまいりました。そういうふうにもたある地域、これもまた富山の別の地域なのですけれども、こういうふうにも考えているそうです。ちょうど廃園になる保育園があります。その保育園を活用してゲストハウス兼移住体験施設というものにして、その地域は農家の担い手が不足していて困っていると、耕作放棄地もあって困っているということで、そこに宿泊してもらって農業体験を通年で通いで最初はやってもらって、自信がついたら移住してもらおうというような形の移住体験施設にしたらどうかと。そして、いろいろなことの対策になるのではないかと夢が膨らんでいるという話でした。田上町においても空き家の有効活用、今空き家バンクありますけれども、有効活用されていない空き家等々あります。または、私の聞いた話では相続する者がいなくてどうにも処分できなくて困っている建物なんかもあるというふうに聞いています。そういうものなんか町に移譲されたりすることもあると思うのですけれども、そういうものをこういう移住体験施設にして、移住の促進の一助にできればと思っています。町長の見解をお聞かせください。

それから最後に、定例の記者会見についてでございます。佐野町長も就任されて1年以上が経過しました。そろそろ定例の記者会見を行ってはいかがでしょうかという内容です。加茂市の藤田市長は、市長になってから、7月から月1回の定例会見を行っています。会見を行うといたら、会見を行うために後ろによくボードが何か立っていますよね。それを市の職員が手作りしてくれたということでございます。後ろには加茂市、かも、新潟県、にいがた、新潟県加茂市、KAMO、N I I



GATA KAMO、それから北越の小京都、加茂山公園雪椿、伝統工芸品加茂桐箆笥、加茂の市章とかが書いてあって、その記者会見がテレビに映ったり新聞に写真が掲載されれば市のPRになるようになっていきます。聞くところによると、市の手作りだったそうですというふうに質問で書いて、質問を提出したその日に新潟日報のその日の記事で、そのことが記者つれづれに紹介されていました。何とそれによると、制作費はインク代と紙代で約400円だそうです。400円で市のPRができるということで、非常に財政難でも知恵で潤いというような形でお金がないから、作ってしまいましたということで載っておりました。ぜひ会見してもらいたいと思います。

三条市も月1回の定例会見を月初に行っています。質問の用紙のところにはホームページから写した9つの内容、これちょっとこんないっぱいの内容をしなくていいと思うのですが、世界選手権のコソボチームが合宿しますよとか、聖火リレーのデザインの自動販売機を設置しますから、三条音楽祭だとかスポーツごみ拾いだとか様々なことを9つ定例記者会見で行っています。

新潟県はどうかというと、新潟県は定例記者会見と言いながらも、実は調べてみたら月1回のときもあれば月6回の月もありました。ただ、なるべく記者会見をしようという意欲はうかがえます。

私が町長に定例の記者会見を提案するのは、田上住民から田上のニュースが新聞やテレビに載る回数が非常に少ない、ほかの市町村に比べると少ないぞというような指摘をされたこととございます。そして、もっと町のPRが必要で、交流人口や定住人口の増加にも寄与するからだと思っています。新聞にいい記事が載ることは町の町民の誇り、田上がいいところだと自慢になります。郷土愛の醸成にもつながってくると思います。

定例会見をするネタを探すのは大変ですが、以前視察した群馬県伊香保町では観光協会が観光協会だけで、月1定例会見を開いているという話がありました。町レベルで月1で観光のネタだけで記者会見を開くというのは非常に大変で、もう観光のネタがないときはネタを作っても、行事を作ってもしっかりと記者会見をして伊香保町、伊香保温泉のPRに努めているということで話を聞きました。町の職員が記者会見を開く、ネタを探すために一生懸命になれば本物だと思います。ぜひ定例の記者会見を行ってください。佐野町長の見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、池井議員の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、清掃センターのダストについての質問にお答えをいたします。ご質問の件を消防衛生保育組合に確認いたしましたところ、バグフィルターから除去したダストの処理方法につきましては薬剤と水により固形化し、最終処分場で埋め立て処理をしているということであり、適切に処理されているものと考えております。保管庫の管理等につきましては、その保管庫内に置いて固形化するための薬剤と水を散布し、飛散しないよう対応しており、有害物質等の流出はないとのことです。時には施設のシャッターが多少開いている状況もあるようなので、管理を徹底していくよう消防衛生保育組合の副管理者として指示をさせていただきました。

以前のこととして、強風によりダストが飛散した後の対応と対策でありますけれども、施設の老朽化もあり、十分な薬剤と水量が散布されなかったことと強風が発生したことが重なり飛散してしまったとのことでもあります。先日の議員視察の際、通常の管理において多少飛散する状況があるのではないかとの質問がありましたので、そのことにつきまして確認をいたしましたところ、薬剤と水の出が悪いといった一部散水設備に不具合もあるので、その修繕を予定しているということでもあります。

ごみ対策において、十分な安全管理がなされていると認識しているかとのことでありますが、最終処分場につきましては、年に1回程度汚臭に関する苦情をいただくこともあり、万全な状況であるとは言えないかもしれませんが、人体や環境への影響がないように対策されていると考えております。

次に、移住体験施設についてお答えいたします。議員からのご提案は、町の移住対策に大変有効であり、今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。地域おこし協力隊につきましては、6月の定例会で議決をいただき、ようやく取り組みを始めたばかりであり、現在も募集をしている状況であります。当町では、実際に隊員を交えた事業実施も未経験であることから、もう少し時間をいただいて、ある程度地域おこし協力隊と町との連携と経験を積ませていただいた後、議員の提案について研究をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、定例記者会見についてであります。確かに町のPR、情報発信には有効な手段ではあると思っておりますけれども、小さな町であるため、定期的に会見して発表するほどそれこそネタがたくさんあるとは思えず、田上町での実施は厳しいかと考えております。今までどおり必要に応じて臨時の記者会見やプレスリリース等で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 2回目の質問させていただきます。

佐野町長、もっと現実を見ましょうよ、1番のダストの問題。町長見に行ってください、ぜひ。先月20日の視察のときにもそのダストが集積するところにまるで湯気のごとくふわふわ、ふわふわっと細かいダストがそのところから出てくるのがそのまんま目の前で見えるわけです。そして、その建屋の床の周り全部が真っ黒になっているわけです。あの真っ黒な状況になっているところで漏れて飛散はしないだとか、そのときはシャッターがあいていただとか、そんなレベルの話ではないです。消防衛生保育組合では、それなりに周りの水質検査だとか何かをやったりしてやっているとは思いますが、あの状況を見て適切に管理しているなんていうふうに間違っても言えないと私は思っています。施設の中の炉の近くからもどこからともなく焼却灰がふわふわっと煙のように出てきている場所もありますし、この状況は本当に異常としか言いようがありません。人体に影響がないというのもこれはどういうふうにはかれたのかわかりませんが、これが影響があるかないかを副管理者としてというよりも、田上にその施設がある田上の首長としてしっかりと町民の健康と安全を守らなければならないということがあるのです。町長、ぜひそこを見てきてください。町長、では最近いつ清掃センターのその施設見たでしょうか。特にそのダストのところ、中身も含めてでも結構ですけども。聞かせていただきたいと思えますし、そこは私と全く認識が違うというところをまず受けとめてください。

それから、移住体験施設の件なのですけれども、これちょっと行き違いがあるようなのですけれども、私さっき質問のときちょっと例えたのは魚津市では地域おこし協力隊がその管理もやっているということなのですけれども、これは地域おこし協力隊が宿泊する施設ではなくて一般の移住をしたい、例えば田上で農業をしたいという人がいたとしたら、そこに宿泊しながら農業体験を1年間毎日いるのではなくて時々来ながら農業体験をして、これをなりわいとして自分が田上に移住して生活してくれなというようなことを実感する、お試しができる、そのための移住希望者の宿泊施設です。地域おこし協力隊の宿泊施設ではなくて、地域おこし協力隊も関連してくるかもしれませんが、移住希望者の体験お試し宿泊施設というふうなことになっていますので、そういう意味での答弁をお願いします。

それから、会見の件、ごもっともなのですけれども、田上町ネタがないと言ってしまえばネタがないのです。ネタは、作っても出すというふうに本当にしないと

町民の不満は募るばかりです。これは、町民が言っているわけです。ほかの市町村と比べていろんな新聞を見ると田上が出ている話題の数が少ないのだけれども、それはどうなのだという事なのです。これは、話題があるのに、提供していない部分も多々あると思うのです。そこをちゃんと記者会見で伝えるということが町長のリーダーシップだと思いますので、重ねて、では町民のその声にはどのように応えていくのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） ごみ処理、ダストの問題、最近私は見てはおりません。決して今の施設の状況ですから、万全な対策といいますか、が図られているとは思ってはおりません。それで、ダストの問題について担当課のほうから補足してもらいたいなと思っております。

先ほど地域おこし協力隊の話で何か誤解しているのではないかというふうなお話がありましたけれども、決して誤解はしておりません。地域おこし協力隊を皆さんから議会でご承認をいただいた中で今募集をしております。それに応じて募集がまだありません。続けて引き続き募集してまいりますけれども、決して池井議員のおっしゃられる移住体験施設、そこに地域おこし協力隊の人から住んでもらう、そういうことは考えておりません。あくまでも地域おこし協力隊からはそうしたこと、いわゆる移住体験施設のこと、池井議員の今ご提案いただいたそれらも含めて町おこしに地域おこし協力隊の方々からいろんな形でかかわってもらえればな、こんなふうに実は考えております。

それから、定例会見の話ですけれども、先ほども申し上げました。それ三条市、加茂市の大きなところから見れば、やはりそういろいろとネタがあるわけでもありません。そういう意味で私自身定例的な会見は考えていないということをお申し上げました。当然そのような内容があればその都度対応していきたいな、こんなふうにお思っております。

町民課長（田中國明君） バグフィルターとのダストの関係につきましては、清掃センターのほうで年2回検査をしておる状況であります。これ法定検査だと思っておりますけれども、その検査の結果につきましては、異常がないというふうなことで結果として出ているという状況もありますので、そのようなことでご理解いただければと思っております。

11番（池井 豊君） 町長、困りました、非常に。町民のために何とかしてください。というのは、こうは申したくないですけども、はっきり言って消防衛生保育組合

のやり方、行政は信用しないほうがいいと思います。信用できません、私は。というのは、今ある生ごみの処理に関しても先の臨時会の際に速やかに除去しますという話がありましたけれども、まだあたりだとか、言っていることがなかなか整合性がとれない、信用できない部分がいっぱいあります。三条で燃やすと言っていたのを新潟で燃やしてみたりとか、あとここで言えないようなこともあったりですとか、金銭面の問題ですとかちょっと消防衛生保育組合の執行部の中に私は疑念を抱いております。ですから、首長としてしっかり自分の目で確かめて、それが田上町民にとって不利益になっていないのかを確認してください。これはお願いです。これ確実に、副管理者としてではなくて田上町長として、田上の町民の安全を守るために確認してください。これをお願いします。

それから、体験施設のことなのですが、地域おこし協力隊の話後でしょうと思ったのです。この質問出してから気づいたのが今年の4月から、今地域おこし協力隊の応募が少ないなんていう話も何か出ていましたけれども、地域おこし協力隊が余り来ないので、それこそ地域おこし協力隊のおためし地域おこし協力隊という制度を4月から制度化したのです、総務省が。それで、そのお試しのときなんかは特にこういう施設があると泊まれて、移住体験施設があると地域おこし協力隊のお試しをそこで泊まってやって、それで地域おこし協力隊2年だったっけ、3年、2年か、やろうかというふうな運びにもなるというような話もあるので、ぜひ空き家対策の一環として考えてみてください。町長、最初の答弁、大変有効だと思うと言ってくれたので、そこ情報収集しながらぜひお願いしたいと思っております。

それから、町長、会見なのですが、定例ではなくてもいいので、ある程度話題性を多く提供するという姿勢のもと、話題が集まったらぜひ会見をしてもらいたいと思いますし、加茂市のように会見ボードみたいなのをぜひ作ってください。職員から作ってもらえば400円だそうですから。これ別のちょっと事例ですけど、胎内市は胎内市役所にその会見ボードを市役所の入り口などに置いてあって、その脇に婚姻届を持ってきた人が、そこで記念撮影ができるように何かそういうグッズも置いて婚姻届を出した人がその前で撮るというのをその記者会見ボードの前で撮影できるなんていうサービスを展開したりしていますので、そういう町のPRになる会見ボードを作成して、定例ではなくてもいいので、話題をかき集めて5個集まったらするとか、そういうような形で、県のほうもそうです。1回やって6回やりしているわけですから、話題が集まったらしっかりしていくというような形の姿勢をとっていただければと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ごみ焼却場のこの問題につきましては、決して先ほど申し上げましたように万全な状況であるとは私自身考えておりません。そんなことで池井議員も一部事務組合の議員でございますので、そうした中でごみ焼却場の問題、いろいろな課題がありますけれども、しっかりと対処していきたいなと思っております。

それから、この体験施設、先ほども答弁の中でお話をさせてもらいましたけれども、非常におもしろい取り組みだろうと思います、池井議員のご提案いただいたこの体験施設。空き家対策の対策にもなるかと思ひますし、田上町においても、農業であり、林業であり、いろいろな形で体験できるそれなりの魅力はあろうかと思っております。そういうことから、しっかりと地域おこし協力隊が来られれば、それらの方からもいろいろな形でこの田上町を見ていただいて、そうした町の活性化を含めて取り組んでいきたいな、こう思っております。

議長（熊倉正治君） 池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議は閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時09分 散 会

別紙

令和元年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和元年9月9日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

# 第 3 号

( 9 月 24 日 )



令和元年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第3号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和元年9月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君  |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                 |        |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 産業振興課長          | 佐藤 正   |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 会計管理者           | 山口 浩一  |
| 教育長    | 安中 長市 | 保健福祉課長<br>補 佐   | 棚橋 康夫  |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 教育委員会<br>事務局 局長 | 小林 亨   |
| 地域整備課長 | 土田 覚  | 代表監査委員          | 大島 甚一郎 |
| 町民課長   | 田中国 明 |                 |        |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明  |
| 書記     | 中野 祥子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午後1時30分 開 議

---

議長（熊倉正治君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について

日程第2 議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

日程第3 議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（熊倉正治君） 日程第1、議案第48号から日程第3、議案第50号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 社会文教常任委員長の今井でございます。それでは、付託されました議案第48号 田上町印鑑条例の一部改正について、議案第49号 田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第50号 田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、3案件についてご報告申し上げます。

いずれも原案可決でございます。

議案第48号は、平成31年4月17日に住民基本台帳施行令の一部改正に伴い、希望者には住民票、マイナンバーカード等への旧氏を併記できるよう改正するものです。これにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも旧氏を併記し、交渉することができるようになるため、旧氏を契約など様々な場面で活用することや就職や職場等の身分証明に資するものであります。

議案第49号は、今年度10月1日から自動車取得税を廃止し、新たに軽自動車税、環境性能割の課税が始まります。軽自動車税、環境性能割の賦課徴収は当分の間新潟県が行うことから、軽自動車税、環境性能割の課税免除及び非課税の要件について新潟県の取り扱いに合わせるため、改正するものでございます。

当町においては、特定非営利法人が1法人ありますが、設立が平成27年とのことで設立後3年以内の法人は課税免除となりますが、該当しないとの当局からの説明がありました。

続いて、議案第50号は10月より始まります3歳から5歳児の保育料無償化が開始となります。そのため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の発布に伴い、改正を行うものです。

これまで保育料の中に給食費も含まれておりましたが、今回の改正で保育料は無料、副食費、要はこれは給食費となりますが、給食費を月額4,500円として給食費のみ引き続き保護者負担とされるものです。また、所得による副食費の徴収除外の追加、副食費を免除するとして市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である1号認定の子ども、市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満である2号認定の子どもに対象が拡大されました。今回の改正で保育料が無償化される対象者は、1号認定では40名、2号認定では154名、副食費免除の対象者は39世帯、40人との説明がありました。利用者負担額の階層ごとの報告を求める質疑がありましたが、追加資料としてその報告がなされました。

3議案とも現状を把握、確認するための質疑が大半でありました。

以上であります。いずれも原案可決でございます。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員

長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 議案第50号は、一部の子どもたちであります。保育料をなくするということでもあります。問題は、この財源が消費税で賄われるということです。消費税は大企業、巨大な企業は事実上一円も負担していません。さらに、大金持ちはずかな負担率であります。それに比べて庶民はこの消費税を全面的に負担しなければならない。貧しい人ほど、収入の少ない人ほど負担率が高いという大変な代物であります。本来こうした福祉の予算というのは、庶民から取った税で賄うものではなく、大金持ちや大企業からの負担で賄うものであると考えます。しかしながら、一定の、全員ではありませんけれども、子どもたちの保育料金を免除するというそのものについて住民のためになるということで賛成とします。

議長(熊倉正治君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第51号 田上終末処理場水処理施設(電気設備)改築更新工事請負

## 契約について

日程第5 議案第52号 田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約について

議長（熊倉正治君） 日程第4、議案第51号から日程第5、議案第52号までの2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について、委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 総務産経常任委員長の小嶋でございます。当委員会に付託された議案について、審査の結果を報告します。

議案第51号 田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について及び議案第52号 田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約については、原案のとおり可決であります。

改築更新工事について触れています。昭和63年に建設された終末処理場施設は、耐用年数が電気設備では10から15年、機械設備では15年から25年と言われているところ、既に32年を経過し、コントロールセンターの電気盤など、設備に不具合が生じているため改築工事を行うもので、電気設備工事を1億2,320万円、機械設備を3億140万円で契約をしました。工事は、本年度から令和2年まで2カ年かけて施工されます。

以上で報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について

日程第7 議案第54号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について

日程第8 議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について

議長(熊倉正治君) 日程第6、議案第53号から日程第8、議案第55号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 総務産経常任委員会に付託された議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について審査の結果を報告します。

一般会計補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,366万1,000円とするものです。

歳入は、繰越金から879万9,000円の繰り入れと諸収入の319万1,000円が主であり、

ほかに国庫支出金や県支出金による補正が上げられます。

歳出は、総務費ではふるさと納税ポータルサイトに係る経費を法令の50%以内に抑えるため、ふるなびへ変更する手数料とインターネットサービス使用料で18万5,000円を計上しています。審査の中でふるさと納税の現状についてどうかとの質疑がありました。8月末の段階では、昨年より155万9,000円の増収になっているとの答弁がありました。

農林水産業の62万3,000円は、経営所得安定対策推進補助金として消費税率変更に伴う電算システム改修や地図策定に係る経費です。

商工費の288万9,000円は、観光シーズンを控え椿寿荘に不足がちであったトイレを増やすため、仮設トイレを男性用2基、女性用を洋式で3基の5基を借り上げるほか、梅林公園の遊歩道安全柵の修繕経費、湯っ多里館の送水ポンプが経年劣化により不具合を生じているため、この修繕に充てる経費などです。

審査の中で関連しまして、地域おこし協力隊の募集状況について質疑がありました。3名からの問い合わせがあり、移住、定住に関しても熱心に話を聞いてくれたが、応募に至らなかった。再度応募していくとの回答でありました。

土木費の642万8,000円は、この冬に向け除雪車両1台をリースで借り上げる必要が生じたための経費のほか、洪水対策として横場新田地区の信濃川河道掘削に伴う事業負担金などです。審査の中で除雪体制に関して、今後町で除雪車をリースし、除雪事業者へ貸与する傾向になっていくのかとの質疑に現状は事業者の持ち込み10台、貸与12台で除雪に当たっている。事業者は、除雪作業を維持する費用の負担が大きく、今後は事業者から除雪車両の持ち込みは少なくなっていくものと予想されるとの答弁がありました。また、信濃川河道掘削工事の工期について質疑があり、工事は本年度から3カ年事業で実施され、河道掘削工事によって信濃川の水位は田上町の下流域でおおむね5センチの低下が見込まれるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第53号は原案のとおり可決であります。

以上、報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、議案第53号 令和元年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定についてご報告申し上げます。原案可決でございます。

3款、4款、10款ともに事業確定に伴う増減整理が主なものとなっております。それ以外といたしましては、3款民生費では介護報酬改定に伴うシステムの改修や心起園の送水ポンプを修繕したために、今後の見込み分としての増額、そして教育費においても保健室の空調を修繕したために今後の見込み分としての補正となっております。また、債務負担行為変更として町内学校の図書用コンピューターのリース料といたしまして、令和元年度から令和6年度まで各校それぞれ39万6,000円とされ、これに対してパソコンのリース料としては割高ではないのか、購入の検討はなされたのかという質疑がありまして、パソコンのほかに図書システムの導入、ソフト使用料、関係機器も含まれているものとの説明がありました。

以上であります。

議案第54号について、これは同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についてですが、歳入歳出それぞれ137万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,037万4,000円とするものでございます。事業確定に伴うものとなっております。特段議論はなく原案可決でございます。

議案第55号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についてですが、こちらは歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億145万8,000円とするものでございます。これは、介護保険サービスの報酬改定があったためにシステム改修に要する経費を追加するものでございます。特に主だった議論はございませんでした。

3議案とも全会一致で可決となっております。

以上であります。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第53号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。



これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第55号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

- 
- |        |         |                               |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 9  | 認定第 1 号 | 平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第 10 | 認定第 2 号 | 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 11 | 認定第 3 号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 12 | 認定第 4 号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 13 | 認定第 5 号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第14 認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（熊倉正治君） 日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

（決算審査特別委員長 渡邊勝衛君登壇）

決算審査特別委員長（渡邊勝衛君） 決算審査特別委員会委員長の渡邊でございます。

審査報告をいたします。

特別委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第8号までの8案件です。審査は、9月17日から3日間行われました。認定第1号では、平成30年度一般会計において、まちづくりの指針となる第5次総合計画、やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上の実現を目標とし、重点プロジェクトに位置づけている事業を優先的、積極的に実施するとともに、田上町総合戦略に基づき、人口減少に対して具体的で効果の高い施策を集中的に実施しました。あわせて地域学習センターの実施設計、教育環境を整備するため、小中3校の空調設備工事に着手し、中学校の外壁を修繕しております。一般会計では、歳入総額53億9,475万6,199円、歳出総額51億6,545万6,211円で前年度に比べて歳入では14.2%アップ、歳出では15.0%アップとなっております。

決算審査特別委員会の内容を報告いたします。質問の件数は、全質問数で124件、総括質疑は7件でした。総括質疑は、6名で7件の質問項目でした。地方交付税の人口算入と町の人口対策について、平成30年度決算の財政状況と住民福祉の前身施策について、居宅介護住宅修繕費の利用について、決算報告のあり方に関して、人口対策としてリフォーム事業を、田上町の観光事業について、農業振興についてありました。

昨年に引き続き、佐野町長が3日間出席されたということで事業の提案や財政運営を積極的に求める質疑や総括質疑が多かったです。既存の公共施設の老朽化も質疑されております。対応がおくれますと、問題が発生する可能性がございます。こ

れからしっかりと令和2年度の予算編成をしていただき、オール田上でまちづくり、そして町民の幸福を追求するまちづくりに一歩ずつ着実に歩み続けていただきたいと思います。

本委員会で質疑しました審査の結果を報告いたします。認定第1号から認定第8号まで全て認定でございます。

以上で委員長の報告を終わります。

議長（熊倉正治君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

3番（藤田直一君） 平成30年度予算は、前任者が組んだ予算であり、新しい町長が選ばれた時点で再編成、組み直しもできたものと思いますが、編成を行わず執行してまいりました。決算審査特別委員会では、執行内容に多くの質疑がありましたが、新町長による次年度の特色ある施策への期待をし、今回の決算について賛成をするものであります。

議長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第17 請願第3号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願について

日程第18 請願第4号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について

日程第19 請願第5号 下吉田2区地内の町道認定についての請願について

議長（熊倉正治君） 日程第17、請願第3号から日程第19、請願第5号の3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小嶋謙一君登壇)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 請願第5号について報告いたします。

これは、下吉田2区地内の町道認定についての請願であります。委員会審議に入る前、委員全員が現地で道路拡張の確認と側溝や回転場の位置づけなどを検討し、委員会で紹介議員の説明を受け慎重に審査した結果、採択することに決定しました。

以上で報告終わります。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小嶋委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 今井幸代君登壇)

社会文教常任委員長(今井幸代君) それでは、請願第3号、第4号について報告申し上げます。

請願第3号 県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願についてにつきましては、前定例会においても議論をされたこともあり、特に質疑もなく全会一致で採択すべきものと決しました。

あわせて請願第4号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願についてですが、こちらでも請願第3号と同様に高橋議員より説明がされました。私立学校への就学支援制度は、授業料に限定されているため入学金や施設設備費は制度の対象外のため、年収250万円から590万円未満世帯では年額約27万円の学費負担が残っており、5,650円の入学負担金で済む公立との格差や専任教員の割合について説明がされました。私学の独自教育や特色によるさらなる経営努力が必要ではないかという意見はありましたが、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上であります。

議長(熊倉正治君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

最後に、請願第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択し、町長に送付することに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時09分 休 憩

---

午後2時11分 再 開

議長(熊倉正治君) それでは、再開をいたします。

---

## 日程の追加

議長（熊倉正治君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの2案件につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの2案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決定しました。

---

追加日程第1 発委第2号 県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意見書について

議長（熊倉正治君） 追加日程第1、発委第2号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、発委第2号 県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意見書についてですが、意見書案を読み上げまして、発委にかえさせていただきます。

県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意見書（案）。

加茂・田上地域は救急車の受け入れ病院探しに平均で59分を要しています。受け入れ病院探しに時間がかかり救急車の中で住民が亡くなるという痛ましい事態と悲痛な遺族の声を背景に住民の声が高まり、県央5首長と議会をはじめとする県央の声となって県に届けられました。10年の歳月を経て県央基幹病院の建設着工が目前となり、地域住民の大きな期待となっています。県が基幹病院の見直しや県立加茂病院と県立吉田病院の縮小や廃止を行うことになれば、救える命を救えなくなります。県央地区住民の命が軽んじられることにならないでしょうか。県央基幹病院建設は、医師の研修と教育の機能を備えた医師確保の重要な病院として計画されました。見直しや縮小では、ますます県央地区に医師は集まってきません。県央基幹病院は、県央地域と医療関係者のたび重なる協議で合意に至った努力を尊重して計画どおりの建設を求めます。同時に加茂病院が「赤字」だからと縮小や廃止などの見



直しを行うのではなく、2次医療病院として風邪から終末医療まで誰もが安心して受診できる県立病院として公的医療を実施し続けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、新潟県知事、新潟県病院局長となっております。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発委第2号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

---

追加日程第2 発委第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について

議長（熊倉正治君） 追加日程第2、発委第3号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

（社会文教常任委員長 今井幸代君登壇）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、発委第3号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について説明申し上げます。

先ほどお配りをいたしました意見書案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。2010（平成22）年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、その後2014（平成26）年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減されました。さらに、2020（令和2）年度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無料化が見込まれています。しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万円から約46万円の負担が重くのしかかります。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。県内私立高校生アンケート（2017年度実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることがわかります。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差是正が強く望まれます。また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が、約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられます。また、教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われています。そうした学校独自の伝統を継承していくためにも、専任教員・職員の増員は不可欠です。経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。政府並びに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

- 1、私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること。
- 2、私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
- 3、私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長となっております。

続いて、提出先が新潟県知事宛てのものになります。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の23%（平成30年度）が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。2010（平成22）年度より始まった国の就学支援金制度は、私立高校生の学費負担の軽減に一定の役割を果たしました。その後、2014（平成26）年度の見直しを経て、2020（令和2）年度には年収590万円未満世帯の授業料無償の実施が見込まれています。しかし、就学支援金制度は授業料に対象が限定されているため、その他の学費である入学金や施設設備費は制度の対象にならず、保護者の負担が残されます。年収250万円未満世帯に対し県独自に入学金と施設設備費への助成が実施されていますが、助成額が不十分なうえその割合は私立高校生全体のわずか11%（2017年度）にすぎません。さらに、授業料が無償となる年収250万円から590万円未満世帯では入学金と施設設備費への助成が全くないため、年額約27万円の学費負担が残され、わずか5,650円の入学金負担金で済む公立との大きな格差が存在しています。県内私立高校生アンケート（2017年度実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることが示されています。国が就学支援金制度を拡充するときだからこそ、県独自の学費軽減予算を維持・拡充し、入学金や施設設備費への助成対象世帯の拡大及び助成額の増額をおこなえば、公私間の学費格差是正へ大きく近づきます。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められます。また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じています。たとえば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状です。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われ、その伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠です。専任教育の増員など教育条件の向上を図るため、経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

## 記

1、学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2、私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、新潟県知事でございます。

以上でございます。

議長（熊倉正治君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。今井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

発委第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

---

## 日程第20 議員派遣の件について

議長（熊倉正治君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お

手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

---

## 日程第21 閉会中の継続調査について

議長（熊倉正治君） 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 大変ご苦労さまでございました。議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日から本日までの19日間にわたりまして、慎重審議をいただきまして大変ありがとうございました。特に今議会は、平成30年度の決算審査の議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案もいただき、まことにありがとうございました。皆さんからいただきましたご意見は、今後の町政運営にできるだけ反映していきたいと考えております。長丁場の議会、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（熊倉正治君） これをもちまして、令和元年第6回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月24日

田上町議会議長 熊 倉 正 治

田上町議会議員 小 嶋 謙 一

” 議員 中 野 和 美

別紙

令和元年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和元年9月24日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第48号	田上町印鑑条例の一部改正について	原案可決
第2	議案第49号	田上町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第50号	田上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第51号	田上終末処理場水処理施設（電気設備）改築更新工事請負契約について	原案可決
第5	議案第52号	田上終末処理場水処理施設（機械設備）改築更新工事請負契約について	原案可決
第6	議案第53号	令和元年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
第7	議案第54号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第8	議案第55号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第9	認定第1号	平成30年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第14	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第15	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第16	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第17	請願第3号	県央基幹病院は計画どおりの開院と県立加茂病院の経営は新潟県で行うよう要請する意見書の提出を求める請願について	採択
第18	請願第4号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について	採択
第19	請願第5号	下吉田2区地内の町道認定についての請願について	採択
追加 日程 第1	発委第2号	県央基幹病院は計画どおりの開院と加茂病院の経営は新潟県で行うよう求める意見書について	原案可決
追加 日程 第2	発委第3号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について	原案可決
第20		議員派遣の件について	決定
第21		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	